

庁用

平成25年 1 月

秘

無 期 限

21007

検察月報

第670号

平成24年の回顧と展望

検察月報目次（平成24年）

法 務 省 刑 事 局

目次

〔取扱い上の注意〕

- 1 本資料は、秘にわたる部分が含まれていますので、取扱いには十分留意してください。
- 2 本資料は、庁用として配布したものですから、異動等に際して携行しないでください。

平成24年の回顧と展望

はじめに（平成24年を振り返って）	7
第1 総務課関係	19
1 検察の組織・運営	19
（1）定員関係	19
（2）組織官職等関係	20
（3）会同関係	20
（4）検察国賠	22
（5）検察庁における情報セキュリティ関係	23
2 司法制度改革関係	24
（1）裁判員制度関係	24
（2）検事の弁護士職務経歴制度関係	26
3 予算関係	28
（1）24年度及び25年度予算関係	28
（2）施設整備関係	30
4 教養関係	32
（1）検察官に対する研修	32
（2）検察事務官に対する研修	37
（3）新任保護観察官検察庁実務研修	38
（4）司法修習関係	39
（5）検事志望者に対する説明会	40
（6）検察広報関係	41
（7）被害者支援担当者中央研修	42
5 検務関係	43
（1）いわゆるサイバー法施行関係	43
（2）改正検察審査会法施行関係	46

2 目次

(3) 死刑関係	47
(4) 職務上の過誤に係る報告関係	48
(5) 検務実務家ブロック会同関係	55
6 結び	56
第2 国際課関係	61
1 国際課の構成	61
2 逃亡犯罪人引渡事務	61
3 国際捜査共助事務	66
4 条約関係	74
5 国際会議関係	75
6 人権関係	86
7 まとめ	87
第3 刑事課関係	91
1 はじめに	91
2 新しい制度の運用や国会の動き等	91
(1) 裁判員裁判	91
(2) 被害者参加制度	92
(3) 検察審査会関係	93
3 一般刑事関係	94
4 少年・環境関係	96
5 交通関係	97
6 財政関係	100
7 経済関係	102
8 官紀・選挙関係	104
9 おわりに	106
第4 公安課関係	111
1 はじめに	111
2 公安労働関係	111
3 外事関係	114

目次 3

4 風紀関係	118
5 組織犯罪・暴力関係	120
6 薬物・銃器関係	122
7 まとめ	125
第5 刑事法制管理官関係	129
1 はじめに	129
2 刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案	130
3 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律	132
4 裁判員制度関係	133
5 死刑・終身刑をめぐる議論	134
6 罰則審査	135
7 罰則の定めのある条例	136
8 医療観察法関係	137
9 被害者関係	138
10 少年法関係	139
11 自動車運転に係る死傷事犯関係	141
12 おわりに	142
第6 刑事司法制度改革本部関係	145
1 刑事司法制度改革本部の業務概観	145
2 特別部会における審議状況 (前半)	146
3 国内外の視察状況	146
4 特別部会における審議状況 (後半)	148
5 今後の審議予定	151
6 おわりに	152
(付録)	
1 主な審議法案 (罰則審査)	156
2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について	159
3 会同・協議会等	162

4 目 次

検察月報目次（平成24年）..... 165

編集後記

は じ め に

はじめに

(平成24年を振り返って)

稲田伸夫刑事局長 今年も「回顧と展望」の一環として、官房審議官及び課・室長の皆さんにお集まりいただき、「平成24年を振り返って」と題し、各テーマごとに今年1年間を振り返ってみましょう。

一般刑事事件関係

稲田 今年も、社会の耳目を集める様々な事件が発生したように思いますが、全般的な犯罪情勢はどうだったのでしょうか。

名取俊也刑事課長 刑法犯の認知件数は、戦後最多を記録した平成14年をピークに減少傾向にあり、平成23年も、前年より約13万1584件、率にして約5.8パーセント減少しましたが、それでも総件数は約213万件余りとなお高い水準にあるといえます。

岩尾信行官房審議官 今年話題となった事件のうち、特に印象に残った事案や注目すべき事案にはどのようなものがありますか。

名取

特に暴力団については、暴力団排除に向けた取組を行った民間人が襲撃される事件が発生したばかりか、暴力団対策を担当してきた元警察官が襲撃される事件まで発生しました。また、東日本大震災の復旧・復興事業に労働者を違法に派遣する事案の摘発があるなど、暴力団が東日本大震災の復旧・復興事業に入り込み、経済的利益を得ている実態も明らかになりました。暴力団は凶悪事案を引き起こして社会の脅威となるだけでなく、合法的な経済活動を装って活動資金を調達しているところであり、その対策は、喫緊の課題となっています。

稲田 暴力団対策の実効性をあげるため、関連法の改正がありましたね。

畝本 はい。第180回国会において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、特定抗争指定暴力団等及び特定危険指定暴力団等に係る制度に伴う直罰規定の整備を始めとした暴力団対策の強化が図られました。改正暴対法は、一部を除き、本年10月30日から施行されています。

米軍関係事件

稲田 米軍関係では、少年事件の処理に関し、本年8月29日に通達を発出して、運用を改善しましたね。

畝本 はい。これまで米軍関係の少年事件については、昭和28年の通達に基づき、我が国が第一次裁判権を有する場合であっても、検察官において刑事処分相当と判断した場合に限って、裁判権を行使して家庭裁判所に送致しており、保護処分相当の場合などは、基本的には、第一次裁判権を行使していませんでした。今般の通達によって、事案によっては、保護処分相当の事案であっても第一次裁判権を行使して家庭裁判所に送致することができるようになったもので、より柔軟な取扱いが可能になりました。

外事関係

稲田 外事関係についてはどうでしょうか。

畝本 はい。

経済事件関係

稲田 経済関係でも、社会の耳目を集めた事件が発生しましたね。

名取

組織犯罪関係

稲田 組織犯罪の情勢について説明してもらえますか。

畝本直美公安課長 暴力団等による組織犯罪の情勢は依然として厳しいと言えます。

稲田

畝本 はい。

裁判員制度関係

稲田 裁判員制度は、施行から3年半が経過しましたね。

小山太士総務課長 はい。裁判員候補者の方が裁判所においでいただく割合は今なお高い水準を維持しておりますし、裁判員経験者に対するアンケート調査の結果によれば、裁判員を務めたことについて良い経験だったと感じたという回答をした方の割合が極めて高いものとなっているなど、前年に引き続き、おおむね順調に運用されていると言えます。

岩尾 順調に実施されている一方で、審理期間が特に長い裁判員裁判の事例が見られたり、「審理内容の理解のしやすさ」が低下傾向にあるとする経験者のアンケート結果も見られます。一層複雑困難な事案について裁判員裁判の審理が行われている現れであると思われますが、こういった実施状況なども引き続き注視していく必要がありますね。

上富敏伸刑事法制管理官 はい。そのような情報を含め、裁判員裁判の実施状況に関するデータについては、「裁判員制度に関する検討会」における検討等の材料として、資料を提供しています。

岩尾 裁判員制度については、平成24年5月に施行から3年を経過し、裁判員

法附則第9条が定める検討の時期を迎えましたね。

上富 はい。そこで、今年は「裁判員制度に関する検討会」の会合を開催するペースを上げ、論点整理のための検討や各論点ごとの議論など、3年後検討のための活発な意見交換が行われました。

稲田 裁判員制度の更なる定着に向けて必要かつ十分な検討が行われるよう、引き続き、しっかり対応していく必要がありますね。

個別の裁判員裁判対象事件の審理の状況は、どうでしたか。

名取

国内法整備

稲田 昨年の第179回臨時国会に提出された「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」は、残念ながら、廃案となってしまいましたね。

上富 はい。これらの法案は、刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備を内容とするものです。国会提出後、参議院において先に審議され、全会一致で可決されて衆議院に送付されましたが、継続審議となりました。その後、本年の第180回通常国会において審議されたものの、本年11月の衆議院の解散に伴い、廃案となりました。

岩尾 刑の一部の執行猶予制度が導入されれば、施設内処遇を行った者について、十分な期間の社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯防止・改善更生を図ることが期待できます。犯罪者の再犯防止は、刑事司法における喫緊の課

題ですから、廃案となったことは大変残念でしたね。

上富 そうですね。この法案については、次期通常国会での成立を目指し、再提出の準備に努めていきたいと思っています。

稲田 公安課では、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」の改正作業を進めていますね。

畠本 はい。テロ資金供与対策のための多国間の枠組みであるFATFからの指摘事項に対応するため、法改正をすることになりました。担当局付が法制局の予備審査で四苦八苦していますが、来年2月に予定されているFATFの全体会合において日本政府として良い報告ができるように、改正作業を加速させているところです。

死刑制度関係

稲田 次に、死刑の関係では、「死刑の在り方についての勉強会」については、取りまとめ報告書を公表し、終了しましたね。

上富 平成22年8月、当時の千葉法務大臣の御指示に基づいて、法務大臣の下に、死刑の在り方について検討するための勉強会が設けられ、本年3月までに外部の方から死刑制度の存廃論を含む死刑制度について御意見を伺うなどし、10回開催しました。そして、勉強会において、死刑の在り方についての中心的な問題である死刑制度の存廃については、これまでの議論を取りまとめて公表することができる状況になり、国民に死刑制度の存廃について議論していただくためには、早期にこの点についての議論の状況についての取りまとめ報告書を公表することが望ましいと判断されたことから、本年3月に取りまとめ報告書を公表し、勉強会を終了しました。

岩尾 この報告書が国民が死刑制度に関する議論を行う上で参考になることを期待したいですね。

その他(被害者関係:3年後見直し、被害者参加人旅費)関係

稲田 次に、犯罪被害者関係では、被害者参加人への旅費等の支給に関する検討はどうなっていますか。

上富 はい。昨年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画では、当省

において、被害者参加人への旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされていましたが、法テラスを所管する司法法制部等の関係機関も交えて検討を行い、「公判期日等に出席した被害者参加人は裁判所を経由して法テラスに対して旅費等を請求することができるものとする」という方向で、次期通常国会に法律案を提出するべく、その検討作業を行っているところです。

また、平成19年に成立した被害者参加制度の導入等を内容とする、いわゆる被害者刑事訴訟法の附則では、施行後3年を経過した場合の検討について定められており、昨年12月に施行から3年が経過しましたが、当局では、本年6月から7月にかけて犯罪被害者団体等からヒアリングを行うなどし、その検討作業も併せて行っています。

法制審議会諮問及び法制審議会における審議

稲田 本年は、刑事法関係で2件法制審議会に対して諮問が行われましたね。

上富 はい、本年9月に開催された法制審議会総会において、法務大臣から、少年法関係と交通死傷事犯関係の2件の諮問がなされました。

少年法関係の諮問の要綱(骨子)は、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮」に拡大すること、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限をそれぞれ15年と10年に引上げることなどの内容であり、交通死傷事犯関係の諮問は、「自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」という内容です。それぞれについて、法制審議会の部会で調査・審議が行われています。

岩尾 刑事法関連の立法については、これまでの積み残しが相当たまっていますが、これらの諮問についても法制審議会から答申をいただければ速やかに法案を作成し、国会への提出をする必要がありますね。

稲田 刑事司法制度改革は、検察にとって大きな影響のある重要な課題であり、刑事司法制度改革本部において、様々な検討を進めるとともに、法制審議会の「新

時代の刑事司法制度特別部会」において、実質的な議論が行われましたね。

岩尾 この特別部会は、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しを中心に、刑事司法全体の在り方を検討課題として、昨年6月に設置され、本年12月までに合計17回の会議が開催されました。この間、改革本部においては、検察を始めとする法曹三者、警察、研究者等からの御意見をいただきながら、在るべき刑事司法制度について検討を進めつつ、特別部会の事務局として議事運営を行い、その際には、検察や警察における取調べの録音・録画の検証結果等をも報告するなど、実務を十分に踏まえた議論がなされるよう尽力してきました。

上富 特別部会には、相当数の一般の有識者に委員として加わっていただいております。これまでの議論においては、刑事司法制度の全般にわたり、極めて幅広い意見や提言が示されましたが、論点整理を行いつつ議論を進めた結果として、今後の制度化や法改正を視野に入れ、更に具体的な検討を進めるべき事項が絞られてきました。それが、取調べの録音・録画制度の導入、刑の減免制度など供述証拠の収集を容易化する制度の導入、通信傍受の対象犯罪の拡大及び手続の合理化・効率化、証拠開示制度の適正な運用に資するための仕組みの導入などを始めとした事項です。

岩尾 もちろん、これら事項についても、いまだ制度化や法改正が所与のものとされているわけではなく、具体的な制度内容に関する議論や検討はこれからです。来年は、年明け早々に、これまでの特別部会での議論の中間報告として、今後更に具体的に検討すべき事項とその検討方針を可能な限り明示した「基本構想」を取りまとめた上で、より専門的・技術的な議論や検討を進めていくこととなります。

稲田 刑事司法制度改革にとって、来年は正に、新たな制度の策定に向けた重要な1年になります。具体的な制度内容の検討に当たっては、これまで以上に、刑事司法制度全体の中における位置付けや、個々の制度との連関をも意識していく必要がありますが、先般指摘されている諸問題を十分に踏まえ、これから先の刑事司法がより適切に機能するよう、より積極的かつ柔軟な姿勢で臨む必要がありますね。

取調べ関係

稲田 検察における取調べの録音・録画の試行状況は、どうでしたか。

名取 今年7月に、最高検は、特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、裁判員裁判対象事件に係る被疑者取調べの録音・録画の試行の検証結果を公表しました。いずれの類型においても、軒並み実施率が9割を超え、検察官の取調べの全過程を録音・録画した事件も、裁判員裁判対象事件で約2割、独自捜査事件では約4割に上り、積極的に取り組んでいる状況にあるといえると思います。

また、今年の11月からは、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件並びに特別捜査部及び特別刑事部以外で取り扱う独自捜査事件についても、試行が拡大されたところです。

国際捜査共助及び犯罪人引渡関係

稲田 各国との国際捜査共助の状況はどうだったでしょうか。

神村昌通国際課長 我が国が外国に対して捜査共助を要請する「嘱託」案件としては、法務省によるものと警察庁等によるものがありますが、このうち法務省から行ったものについては、平成20年以降、10件程度で推移していたところ、本年は20件と増加しました。また、我が国が外国から捜査共助要請を受ける「受託」案件については、平成20年以降、20件台から50件台で推移していたところ、こちらも、本年は、98件と大幅に増加しました。人、物、金、情報などが国境と無関係に自由に大量に流通するようになり、犯罪のグローバル化が急速に進んでいる中、国際捜査共助の重要性は一層増しており、この傾向は、今後も続くものと思われます。この観点から言いますと、共助の実施を条約上の義務とし、また、外交ルートを経さず中央当局での直接のやり取りを可能とする刑事共助条約は、重要なツールとなると考えられます。この点、我が国は、EU、ロシア、米国、韓国、中国及び香港と刑事共助条約・協定を締結しており、合計で31の国・地域との間で、外交ルートを経さないで共助を実施することができるようになっています。

稲田 そのほかの国との刑事共助条約締結交渉の状況はどうなっていますか。

神村 刑事共助条約については、スイスなどとの間で予備協議を継続していま

す。

来年も、引き続き、新たな刑事共助条約締結に向けた準備検討を行っていきたいと考えています。

稲田 逃亡犯罪人引渡しの状況はどうだったでしょうか。

神村 我が国が外国に対して逃亡犯罪人引渡請求を行う「嘱託」案件としては、法務省によるものと警察庁等によるものとがありますが、本年、法務省から行ったものではありませんでした。他方、我が国が外国から逃亡犯罪人引渡請求を受け、引き渡した「受託」案件は1件ありました。その他、請求国と交渉や調整を行っている案件があります。

稲田 グローバル化という点では、逃亡犯罪人引渡条約の重要性も増すものと思われませんが、二国間の逃亡犯罪人引渡条約の締結交渉の状況はどうなっていますか。

神村 我が国は、これまで米国・韓国との間で逃亡犯罪人引渡条約を締結しておりますが、現在、中国との間で逃亡犯罪人引渡条約の締結交渉を行っており、平成22年2月に第1回の条約交渉を実施しました。本年は、日中の各当局が非常に多忙で、日程調整が上手く進まなかったため、昨年に引き続き、締結交渉を実施することはできませんでしたが、引き続き、締結交渉を進めて行く予定です。

稲田 皆さん、どうもありがとうございました。年末には政権交代が起こり、日本の社会も大きく変化していくことが予想されますが、法務・検察としては、引き続き、厳正公平、不偏不党の精神で、国民の負託に応えるべく日々の職務に励んでいかなければなりません。様々な課題を乗り越え、与えられた使命を果たすために、来年も頑張っていきたいと思います。

第 1 総 務 課 関 係

1 検察の組織・運営	19
2 司法制度改革関係	24
3 予算関係	28
4 教養関係	32
5 検務関係	43
6 結び	56

第1 総務課関係

1 検察の組織・運営

小山太士総務課長 皆さんお集まりですので、総務課の今年1年の取組を振り返ってみましょう。まずは、飯島官房参事官から当課の体制を説明してください。

飯島参事官 はい。総務課は、現在、課長、官房参事官、企画調査室長、刑事法制企画官（兼裁判員制度調査PT室長）及び局付4名を含む合計56名体制で職務に臨んでいます。

(1) 定員関係

小山 まず、定員関係についてですが、平成24年度までの検察庁職員の定員の推移はどのようになっていますか。

栗木傑局付 検事については、平成24年度の定員は1,810人となっています。平成9年度の検事の定員は1,242人でしたので、平成24年度までの15年間に568人の純増が図られ、約1.5倍の定員増となっています。他方、検察事務官等については、平成16年度以降純増が続いたものの、平成23年度から純減となっています。

（平成20年度以降の検察庁職員の定員数推移）

区分 年度	検事	増 減	副検事	増 減	検察事務官等				合計	
					事務官	増 減	行(二)	増 減	定員	増 減
20年度	1,679	45	899		8,858	41	205	▲ 25	11,641	61
21年度	1,723	44	899		8,923	65	190	▲ 15	11,735	94
22年度	1,768	45	899		8,953	30	182	▲ 8	11,802	67
23年度	1,791	23	899		8,942	▲ 11	170	▲ 12	11,802	
24年度	1,810	19	899		8,930	▲ 12	157	▲ 13	11,796	▲ 6

飯島 平成25年度はどのような観点から増員要求をしたのですか。

栗木 平成25年度増員要求では、①凶悪事犯等我が国の治安の根幹を侵害する事犯に対する体制の確立、②刑事裁判の充実・迅速化のための体制の確立、③犯罪被害者等支援の体制の確立などといった観点から要求を行いました。

小山 平成25年度における増員要求の査定はどのようなになっていますか。

栗木 政権交代等の影響から例年12月になされる査定が、1月末頃にずれ込む見通しとなっています。

(2) 組織官職等関係

小山 次に、平成25年度における組織・官職要求の査定はどのようなになっていますか。

栗木 平成25年度における組織・官職要求の査定についても増員要求同様に1月末にずれ込む見通しです。

小山 では、検察事務官の定数等はどうでしたか。

栗木 上位級の定数については、釧路地検首席捜査官と仙台地検検務監理官の7級への切上げがそれぞれ認められました。また、6級・5級の中位級の定数については、大阪地検統括検務官1ポストのほか、統括捜査官15ポストの6級への切上げ、また、統括捜査官26ポストの5級への切上げがそれぞれ認められました。4級についても、相当数の切上げが認められました。

飯島 公務員人件費を取り巻く環境が引き続き厳しい状況にある中、世代間の公平を図り、職員の士気の維持・高揚を図るという観点から、大きな成果がありましたね。

(3) 会同関係

小山 会同関係についてですが、今年は検察長官会同が2回にわたって開催されましたね。

山口修一郎局付 検察長官会同は、今年の2月と9月に開催されました。

まず、2月に開催された定例検察長官会同では、協議事項「現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項」に関し、

協議が行われました。

次に、9月に開催された臨時の検察長官会同では、7月に就任された小津検事総長による訓示が行われました。そして、協議事項「検察改革のための諸施策の実施状況を踏まえ、新たな時代における検察運営に当たり考慮すべき事項」について協議が行われ、

活発な議論がなされました。

小山 今年の10月には、全国次席検事会同が開催されましたね。

山口 この会同では、協議事項「現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項」に関し、

活発な協議が行われました。

(4) 検察国賠

小山 次に、国賠事件についてですが、今年も検察に関する国賠事件で国が敗訴した事案がありましたね。

山口 今年敗訴した事案は1件です。

これは、傷害事件の被害者及びその母親が、公判期日の通知を検察庁に申し入れたにもかかわらず、同通知がなされなかったことにより、公判期日の通知を受ける利益が違法に侵害されたなどとして損害賠償を求めた事案です。国側は、被害者等通知制度は、公益を目的とする制度であり、個別の国民に対して法的権利を認めるものではないから、公判期日の通知をしないことが国賠法上違法と評価される余地はないと主張しましたが、判決は、被害者等通知制度により公判期日の通知を受ける利益が国家賠償法上保護される利益として保障されていると解した上、検察官が同通知をしなかったことによって、原告らの被害者等通知制度により公判期日の通知を受ける法的利益が違法に侵害されたものであると認定しました。なお、この事案は、第一審で敗訴しましたが、国は控訴せず確定しました。今後は、被害者等通知制度により通知を受ける利益が法的に保護されたものであるということを強く認識し、通知を希望する被害者等に対し、通知が確実になされるよう十分留意する必要があると思われます。

小山 そのほか、和解した事案が2件ありましたね。

山口 和解した2件のうち、1件は第一審で和解したもの、もう1件は、第一審では勝訴したものの、控訴審で和解したものです。

まず、第一審で和解した事案は、偽証罪で起訴され、無罪判決が確定した者が、検察官の違法な取調べにより精神的損害を被ったとして損害賠償を求めたもので、[] 和解したものです。

次に、控訴審で和解した事案ですが、業務上横領事件で無罪判決を受けた者が、

検察官の公訴提起が違法であるとして損害賠償を求めたもので、第一審では、検察官が公訴提起までに収集した証拠資料に基づいて原告が犯人であると判断したことについて合理性を肯定できないとはいえないとして原告の請求を棄却しました。しかし、控訴審では、[]

和解したものです。

小山 いずれも、刑事事件で無罪判決を受けた事案ですね。無罪判決の確定によって公訴提起や取調べが直ちに違法となるわけではありませんが、常に適正な検察権の行使を意識して職務を遂行する必要がありますね。

(5) 検察庁における情報セキュリティ関係

小山 近年、国や国の安全に関する重要な情報を扱う企業等が標的型攻撃を受け、パソコン等がウイルスに感染して情報が窃取される事案が発生するなど、大規模なサイバー攻撃事態等の脅威が増大しており、政府として情報セキュリティ対策の強化が喫緊の課題となっていますね。

山口 政府における取組としては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等が改定され、法務省においてもこれを踏まえて、平成18年度に制定された法務省情報セキュリティ対策基準を廃止し、本年9月、法務省における情報セキュリティ対策の基本方針及び基本方針の規定を実現するための情報セキュリティ対策の各種基準が策定され、今後、情報システム停止等の障害発生時の体制として法務省CSIRT（シーサート）、これはComputer Security Incident Response Teamの略称ですが、この法務省CSIRTが整備される予定です。

小山 我々の日常生活中でも情報通信技術に対する依存度は高まっていますが、インターネットを利用したサービスの増加により不正アクセス、情報の流出、ワンクリック詐欺などの被害が急増していることを踏まえた対策も重要ですね。

山口 そのとおりです。特に、私も持っていますがスマートフォンについては、パソコンと同等のセキュリティ対策が必要であるにもかかわらず、携帯電話と同様に安全だと認識している方が多いように思われます。

スマートフォンに関しては、個人情報の流出に関する事象が多く報道されていますが、スマートフォンを狙ったウイルスの中には、勝手に外部に電話されて通

話が盗聴されたり、写真を撮影して第三者に送信されたりするものが発見されており、個人情報に限らず組織情報が流出する危険性が指摘されています。

そのようなことから、当局においては、本年11月にスマートフォン利用職員を対象に、不正アプリのインストールの有無やセキュリティソフトの利用状況を確認するなどの情報セキュリティ対策を実施しました。

独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターのホームページ (<http://www.ipa.go.jp/>) や情報セキュリティ対策ソフトウェアを開発している企業のホームページで不正アプリ対策などが紹介されていますので、これらを確認することも重要です。

小山 情報セキュリティの障害に関しては、サイバー攻撃や不正アプリといった外的要因だけではなく、私物USBメモリ等の使用、FAXの誤送信、行政文書の誤送付・紛失など内的要因による場合もありますが、内的要因のものは基本的に職員の意識により防ぐことができるはずなのに、依然として検察庁における同種事例の報告がありますね。検察庁において取り扱う情報は、事件関係者のプライバシー・名誉に深く関わる情報ですから、情報セキュリティに関して十分に配慮する必要があります。

山口 事件関係者の個人情報の流出防止に当たっては、私物USBメモリ等の使用、FAXの誤送信等は、職員の意識によるところが大きいと思われますので、引き続き、職員に対して私物USBメモリ等の使用が禁止されている趣旨、個人情報流出した場合の影響等を踏まえた情報セキュリティ対策に関する教育・意識啓発に一層取り組む必要があると思います。

また、行政文書を適切に管理することが個人情報の流出防止になることを踏まえ、今後は情報セキュリティ教育と行政文書の管理研修を同時に実施するなど、より効果的な教育・意識啓発に取り組みたいと思います。

2 司法制度改革関係

(1) 裁判員制度関係

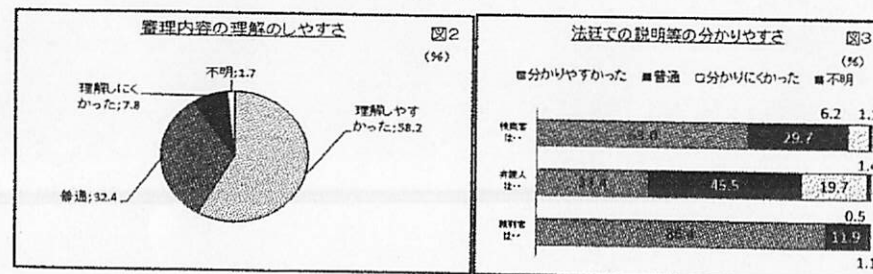
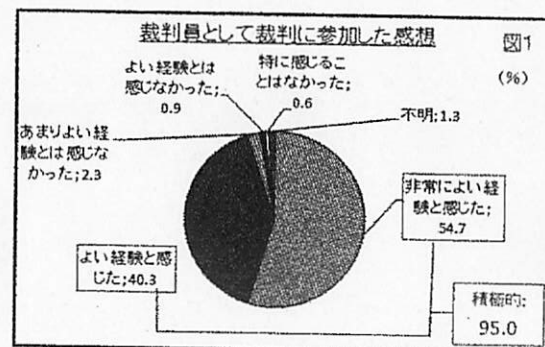
小山 裁判員制度は、平成21年5月の施行から3年半が経過しましたが、運用状況はどうなっていますか。

東山太郎刑事法制企画官 裁判員裁判対象事件は、本年10月末までで、合計6,074件起訴され、判決言渡し件数は4,934件となっていますが、おおむね順調に運用されていると思われます。

裁判員候補者の出席率は、本年7月末までの統計では、79.1パーセントであり、今なお高い割合が維持されていますし、本年1月から6月までの間に行われた裁判員経験者のアンケートでは、裁判員を務めた感想として、95.0パーセントの方が良い経験と感じ

た旨の積極的な回答をしています(図1参照)。これらの傾向は、施行以来余り変わっておらず、制度がいよいよ定着しつつあることを示していると言えるのではないのでしょうか。

なお、そのアンケートでは、審理内容について、58.2パーセントの人が理解しやすかったと回答し、検察官の説明等については、63.0パーセントの人が分かりやすかったと回答しています(図2、図3参照)。



この数値は、徐々に減少しており、その背景には、一層複雑困難な事案について裁判員裁判の審理が行われるに至っている点があると思われますが、引き続き注視していきたいと思っています。

小山 今年注目を集めた裁判員裁判には、どのようなものがありましたか。

東山 刑事課の座談会でも紹介があるかと思いますが、4月にさいたま地裁で死刑判決が言い渡された、首都圏連続不審死被告事件についての裁判員裁判は、裁判員の職務従事期間が100日に上りました。また、12月に鳥取地裁で死刑判決が言い渡された、強盗殺人等被告事件についての裁判員裁判では、職務従事期間が75日となっています。いずれも報道でも大きく取り上げられ、裁判員の負担等を懸念する声も一部見られましたが、これらの事案については、適正妥当に審理、判決が行われたと申し上げてよいと思います。なお、12月末までに裁判員裁判で死刑判決が言い渡された件数は、上記2件を含めて15件となるなど、特に凶悪重大な事案についての裁判員裁判もおおむね順調に実施されています。裁判員制度については、今後もその運用状況の把握に努めていきたいと思っています。

(2) 検事の弁護士職務経験制度関係

小山 一連の司法制度改革により、司法は国民にとって身近な存在となる反面、国民の司法に対するニーズも増大・多様化しつつあり、検察官には幅広い知識と経験、多角的な視野が求められるようになりました。そこで、検事の弁護士職務経験制度を設けて、平成17年度以降、多くの検事を弁護士事務所に派遣してきましたね。

山口 平成17年度から本年度までに合計41名の検事が、それぞれ2年間の契約で弁護士事務所に派遣されています。現在は昨年に派遣された6名と今年新たに派遣された7名の合計13名が弁護士職務に従事しています。現在派遣されている弁護士事務所は、次のとおりです。

派遣年度	派遣法律事務所	派遣者数
平成23年度		1
		1
		2
		1
		1

平成24年度		1
		2
		1
		1
		1
		1

平成25年度については、本年度よりも1名多い8名を派遣する予定であり、現在、各派遣予定者が弁護士事務所を訪問するなど、その準備を進めています。

松下裕子企画調査室長 過去に派遣された検事に、弁護士職務に従事しての感想を聞いてみたところ、民事・商事に関する企業からの法律相談や株主総会対策、離婚や相続といった家事事件など、普段扱うことのないジャンルの仕事にも従事することができ、また、刑事事件においては反対当事者の立場から検察庁の仕事を見て大いに反省させられたなど、大変有意義な経験をしたという意見を多く頂きました。

また、派遣先の弁護士事務所からは、刑事事件の対応はもとより、高い調査能力や若手弁護士に対する指導などの面で弁護士事務所に貢献してくれたなどというお話を伺っており、派遣された検事についていずれも高い評価を頂いています。中には、検事に復帰せずにこのまま事務所で働いてもらいたいとまで言っていた事務所もありました。そこまで高い評価を受けていると知り、本当にうれしく思いました。

山口 松下室長、本当にうれしそうですね。

松下 ええ、私自身も事務所の開拓に走り回りましたので、喜びも一しおです。

本制度により派遣された検事からの報告書が検察月報第653号（平成23年8月号）に掲載されていますので、是非お読みいただければと思います。

小山 このように、派遣された検事の働きがここまで弁護士事務所にも貢献できるとまでは当初は予想していなかったかもしれませんが、派遣検事の多大な御苦労や御努力により、この制度が良好に運用されている証と言えます。

弁護士職務での経験は、検事の職務を行う上で非常に貴重な財産であり、この制度は検事のキャリアアップのための一つの大きな機会です。弁護士職務経験を積極的に希望する検事も多いようですので、刑事局としては、今後多くの検事を受け入れてもらえるよう、弁護士会との連携をより一層深めていきたいと考えています。

3 予算関係

(1) 24年度及び25年度予算関係

小山 次に予算関係ですが、まず、平成24年度予算については、暫定予算が組まれることになりましたね。

栗木 はい。平成24年3月30日に、同年4月1日から同月6日までの期間における暫定予算が成立し、行政運営上必要最小限の金額が計上されました。暫定予算が組まれたのは、平成10年度予算以来のことです。その後、4月5日に平成24年度本予算が成立しました。

小山 秋にはいわゆる予算執行抑制が図られました。

栗木 通常国会の会期末を間近に控えた9月に入っても、特例公債法案の成立の見込みが立たず、一般会計の財源が枯渇する懸念が現実のものとなりかねない状況になったことから、各経費の支払の緊要性を再点検し、可能な経費については執行を後ろ倒しこととされました。執行抑制が解除された11月中旬までの間、検察庁の現場の皆様にご協力いただきました。

飯島 12月16日には衆議院議員総選挙が実施され、予備費の使用が決定されましたね。

栗木 衆議院議員総選挙取締経費は、平成24年度当初予算に計上されていないため、別途財務当局に対して予備費使用要求を行い、所要の予算を確保したのですが、その使用目的は、衆議院議員総選挙取締に関する経費に限定されることから、執行に際しては留意する必要があります。

小山 平成25年度の予算要求はどうになりましたか。

栗木 予算要求から査定までの一般的な流れを御説明しますと、例年4月頃から6月頃にかけて、検察庁において行う施策等について調査するとともに、前年度

の各庁の予算執行状況を分析するなどして、必要な経費を積算します。その上で、7月頃から8月頃までの間に予算要求資料を作成し、官房会計課と調整しながら、政府の示した基本方針にのっとり、8月末までに概算要求を行います。その後、10月から12月までの間、財務当局に対し、予算の必要性や緊急性などを説明し、12月下旬に予算の査定を受けることとなります。

小山 しかし、今年は、12月に衆議院議員総選挙が実施され、その結果、民主党から自民党に政権交代しました。これにより、予算要求にどのような影響が生じましたか。

栗木 はい。政府・自民党が示した、いわゆる「15か月予算」の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行することとし、平成25年度予算については、民主党政権時代の要求内容を徹底して精査しつつ、「復興・防災対策」、「成長による富の創出（民間投資の喚起、中小企業・小規模事業者対策等）」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化した要求に入れ替えて財務大臣に提出することとなりました。その上で、財政状況の悪化を防ぐため、民主党政権時代の歳出（基礎的財政収支対象経費）の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化したものとし、1月中の概算決定を目指すこととなりました。

小山 検察庁関係の予算は、どのようなものになりそうですか。

栗木 平成24年度予算に引き続き、検察の再生に向けた取組の実施経費を中心としたものになります。

小山 今後も、予算事情は厳しさを増す一方であると思いますが、捜査や公判を始めとする検察庁の活動を支えるために所要の経費をしっかりと確保しなければなりません。その一方で、獲得した予算の執行に際しては、無駄な支出を排除するとともに、手続における透明性・効率性を確保し、公共調達適正化に十分配慮することがより一層重要になっていることに改めて留意する必要がありますね。

平成25年度予算概算要求査定の主な増△減内訳

(単位：千円)

要求事項	前年度 予算額 A	25年度 要求額	25年度 査定額 B	差引増 △減額 B-A	主な内容
【一般会計】					
1 検察の再生に向けた取組の実施経費	974,373	1,031,628	848,295	△126,078	取調への録音・録画装置等の整備経費 デジタルフォレンジック体制整備経費等
2 裁判員制度対応経費	316,343	274,086	274,086	△42,257	裁判員裁判実施経費 裁判員裁判実施状況調査経費等
3 犯罪被害者対応経費	221,949	221,350	221,350	△599	犯罪被害者等対応周知経費等
4 検察総合情報管理体制の運営	1,821,145	1,868,614	1,868,614	47,469	検察総合情報管理システム運用経費 刑の一部執行猶予対応経費 ネットワーク経費分担金
5 事件処理経費の確保	3,526,996	3,460,079	3,460,079	△66,917	司法解前鑑定附金、司法解前検査料減 精神鑑定経費増 捜査・パソコン等借料単価減 事件数減等
6 その他の経費	7,920,652	7,917,087	7,988,967	68,315	各種検察活動充実強化経費増等
【東日本大震災復興特別会計】					
7 災害時対応能力強化経費	25,275	25,275	0	△25,275	災害時緊急連絡サービス（一般会計へ）

(2) 施設整備関係

小山 次に施設関係ですが、平成24年度における庁舎の整備状況について説明してください。

栗木 まず、平成24年度に実施している工事（新営及び増築）は次のとおりです。

庁名	庁舎名	工事担当	新営地	調査費	設計費	工事期間
横浜地検	横浜質地方合同庁舎	関東地方整備局	別地	21年度	21・22年度	22年度～24年度
甲府地検	甲府法務総合庁舎	大臣官房施設課	現在地	20年度	21年度	21年度～24年度
大阪地検	堺地方合同庁舎	近畿地方整備局	別地	21年度	21・22年度	22年度～24年度
和歌山地検	和歌山地方合同庁舎	近畿地方整備局	現在地	21年度	21～24年度	24年度～27年度
津地検	四日市法務総合庁舎増築	中部地方整備局	増築	—	22年度	23年度～24年度
広島地検	呉地方合同庁舎	中部地方整備局	現在地	21年度	21・22年度	22年度～25年度
岡山地検	岡山法務総合庁舎	中部地方整備局	別地	20年度	21・22年度	23年度～25年度

栗木 今後の工事進捗により工期の延長の可能性があります、今年度中には、甲府地検本庁を含め4庁が完成する予定です。

飯島 甲府地検の場合は、新営敷地の調査費が予算措置された後、完成まで約5年要していますが、その間における新営関連業務はどのようなものですか。

栗木 はい、この間に原庁において、①埋蔵文化財発掘の手続（貴重な遺跡などが地中に埋まっている可能性がある地域では、市の文化課等と工事許可申請や発掘・保存に関する調整を行って実施します。）、②新規庁舎取得の必要性等に関する財務事務所への説明（財務事務所等に庁舎新営の必要性や庁舎規模の妥当性等が認められなければ、庁舎新営は不可能となります。）、③庁舎新営仮庁舎への移転作業（別地に庁舎新営ができない場合は、既存庁舎を取壊した敷地に新庁舎を建設するために一度仮庁舎に移転を行う必要があります。）、④設計についての協議（工事担当である官房施設課や国土交通省と取調室の配置、一般来庁者と被疑者等の動線などに問題がないかなどを調整します。）などを行っています。

小山 前記の新営等以外の工事について、重点事項としている検察庁施設の整備などがありますか。

栗木 刑事局では、官房施設課に対し、「協働（共同）執務室の整備」、「録音・録画取調室の整備」、「同行室の拡充整備」、「被害者専用待合室の整備」、「弁護士接見室の整備」、「証拠品庫・記録保管庫の拡充整備」など検察業務運営に不可欠な施設整備について要望をしており、各庁から提出された工事計画表に基づき、緊急性、必要性、妥当性等を考慮して、工事を実施することとなります。

小山 最後に、検察庁関係の宿舎整備状況について説明してください。

栗木 平成23年12月1日付けで財務省が公表した「国家公務員宿舎の削減計画」によると、震災復興期間中は、できる限り、新規宿舎の設置を抑制することとなっています。平成25年度宿舎設置要求については、このような宿舎情勢を踏まえて、各検察庁と所轄財務局等との間で調整が行われた結果、各検察庁からの同設置要望案件はありませんでした。

小山 「国家公務員宿舎の削減計画」については、何か動きがありましたか。

栗木 平成24年11月26日付けで財務省が「『国家公務員宿舎の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」を公表し、

具体的な廃止宿舍や宿舍使用料の見直し方針などが示されました。主な内容は、次のとおりです。

「国家公務員宿舍の削減計画」（平成24年11月26日公表）の概要

- ① 今後5年を目途に（平成23年12月1日公表時点）、廃止宿舍5,046住宅の公表（検察庁管理宿舍は142住宅）
- ② 宿舍使用料の見直し
 - ・ 宿舍に係る歳出に概ね見合う歳入（使用料収入）を得るため、全体として、宿舍使用料（駐車場の使用料を含む。）を概ね2倍弱増加させる必要がある。
 - ・ 宿舍使用料の引上げ時期については、平成26年4月から引上げを開始。また、激変緩和措置として、2年ごとに3段階で引上げを実施。

飯島 検察庁職員にはどのような影響が予想されますか。

栗木 本件削減計画に基づき存置される宿舍戸数は、平成23年9月1日現在で国家公務員宿舍に入居していた公務員数を基準として決定されていますので、その後の事情変更により検察庁職員の宿舍の必要数が増加した場合に宿舍の確保が懸念されます。

4 教養関係

(1) 検察官に対する研修

小山 次に、話題を教養係の関係に移しましょう。今年も検察官に対する様々な研修を実施しましたね。

山口 昨年に引き続き、検事の外部派遣制度、情報システム専門研修、医療関連事犯担当検事研修、幹部検察官を対象とする研修などを実施しました。

小山 検事の外部派遣制度については、今年は6名の検事を派遣しましたね。

山口

にそれぞれ1名、更生保護施設に2名の検事を派遣しまし

た。更生保護施設に派遣するのは今年が初めてですね。「検察の理念」第8項には、「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。」とされています。そこで、検事が更生保護の実情を理解するための一助となるのではないかと考え、更生保護施設を派遣先として選定しました。更生保護施設に派遣された2名の検事の研修結果報告書は検察月報第667号（平成24年10月号）に掲載しておりますので、是非多くの方にお読みいただきたいと思います。

小山 今年は、第三者によるパソコン遠隔操作事件が社会の耳目を集めました。が、情報システム専門研修の実施結果はどうでしょう。

山口 この研修は、任官10年以内の検事を対象として、サイバー犯罪の捜査に対応するため、コンピュータネットワークやセキュリティに関する専門知識を修得することを目的とした研修で、平成13年度から実施しています。

この研修では、刑事局付による情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律に関する概要の講義、専門業者によるコンピュータを用いた実践的な講習を行ったほか、東京高等検察庁検事と京都府警察本部サイバー犯罪対策課課長補佐からも、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題について御講義をいただきました。

今年度は、10月15日から19日までの5日間に研修を実施し、昨年度より6名多い20名の研修員が受講しました。

研修員からは、「内容の濃い充実した研修だった。」などの意見が寄せられていますが、日々進化していくサイバー犯罪に対応できる捜査能力を養成するために、更なる研修の充実に努めていきます。

小山 今年度から、新たにデジタルフォレンジック研修も開始しましたね。

山口 近時、デジタルフォレンジックに関する知識・技能の向上は急務となっていますので、検察官と検察事務官を対象とし、デジタルフォレンジックに特化した研修を実施しました。

この研修では、デジタルフォレンジックに関する基礎的知識と実践的技術を修得できるよう、東京地方検察庁特別捜査部デジタルフォレンジック班と専門業者によるフォレンジック機材を利用した実習と、刑事局付、東京高等検察庁検事に

よる捜査・公判におけるデジタルフォレンジックの意義等の講義を行いました。

・ 今年度は、11月と2月の2回、研修員30名ずつの計60名に対して実施します。

小山 11月の研修の実施結果はどうでしたか。

山口 11月6日から9日の4日間に、検察官15名、検察事務官15名に対して実施しました。

研修員からは、「デジタルフォレンジックの基礎を十分に理解することができ、大変意義のある研修だった。」などの意見が寄せられました。

2月の研修は検察事務官30名に対して実施しますが、前期の研修員からの意見や感想を参考に、後期の研修も充実させたいと考えています。

小山 医療過誤事件も後を断たず、検察官が技術進歩の著しい医療の専門的知識を習得することも重要ですね。

山口 そういった知識を習得させ、医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図るために、今年も医療関連事犯担当検事研修を実施しました。本研修は、医療に関する幅広い分野の基礎的な知識のほか、医療の現場の実情に関連した講義が多く、多数の医師から貴重な話を伺うことができると研修員から好評です。

松下 医師のほか、薬剤師や看護師からの講義があり、医療の最前線で活躍する方も講師に含まれていることから、高度の専門的知識を網羅的に理解できる機会となっているようです。来年以降も引き続き実施していきましょう。

小山 検事の国内研修には、刑事局以外が企画・実施する研修もありますね。

山口 主なものでは、法総研による新任検事研修や検事一般・専門研修、アジ研による国際協力人材育成研修、国際研修、汚職防止刑事司法支援研修、国際高官セミナー、そして人事院による行政研修などがあります。各研修に参加した人数は以下のとおりです。

平成24年の主な国内研修実施状況

国内研修の別	人員
新任検事研修	73
検事一般研修	114
検事専門研修	118
国際協力人材育成研修	3
国際研修	4
汚職防止刑事司法支援研修	3
国際高官セミナー	2
行政研修	8

これらの研修は検察官を対象としていますが、国際協力人材育成研修には、今年初めて検察事務官1名が参加し、国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術について学びました。

小山 刑事局が実施する医療やデジタルフォレンジックといった専門的知識を習得する研修と刑事局以外が実施する幅広い知識を習得する研修のそれぞれの特徴が相乗効果となり、検察官及び検察事務官の更なる職務遂行能力の向上が図られることを期待します。

また、捜査・公判の第一線で活躍する検察官に対する研修に加え、幹部検察官や決裁官に対する研修の重要性もますます高まっていますね。

山口 刑事局では、最高検との共催により、新任検事正を対象とした検察運営セミナーを今年の5月と11月に開催しました。このセミナーでは、幹部検察官の意識を変革し、そのリーダーシップの在り方を改善・改革するため、効果的な幹部研修を実施するべきであるとの検察の在り方検討会議の提言を踏まえ、リーダーシップのかん養を図るため、法務・検察の幹部による講演会のほか、外部有識者による講演を実施し、外部から見た検察について忌憚のないお話をさせていただきました。また、同じく最高検との共催により、次席検事等内定者を対象とした新任決裁官セミナーと支部長内定者を対象とした新任支部長検事セミナーをいずれも3月に実施しました。これらセミナーについても、これからの検察に何が求められているのかを理解し、更に内容を検討していく必要があるものと思われます。

小山 ここまで、国内の研修について見てきましたが、検事の在外研究についても様々なものを実施してきましたね。

山口 検事の在外研究としては、人事院所管の長期・短期在外研究、法務省所管の外国大学留学・若手在外研究があります。

平成24年の在外研究派遣状況

在外研究	人員	派遣国内訳	参 考
人事院長期在外研究	3	アメリカ 1	
		イギリス 1	
		ドイツ 1	
人事院短期在外研究	2	アメリカ 1	
		イギリス 1	
法務省外国大学留学	3	アメリカ 3	ノートルダム大 1
			ワシントン大 1
			デューク大 1
法務省若手在外研究	5	アメリカ 1	
		フランス 1	
		ドイツ 1	
		韓国 1	
		中国 1	
合 計	13		

(注) 平成23年度及び平成24年度に派遣決定された者のうち、平成24年中に出発した人員。

飯島 人事院の長期・短期在外研究は人事院による審査に合格しなければなりません。昨年度は長期在外は3名、短期在外は6名の検事が合格し、今年度は長期在外(平成25年度派遣)が5名、短期在外(平成24年度派遣)が3名合格しています。近年は人事院の審査が格段に厳しくなっており、語学力はもとより、研究の必要性・重要性等も強く求められています。

法務省の外国大学留学では3名が米国の大学へ留学しており、若手在外研究では8名が来年3月までに英国2名、米国2名、フランス、ドイツ、韓国、中国へ

各1名がそれぞれ派遣されることになっています。

山口 これらの在外研究により派遣された検事の延べ人数は、これから出発する本年度派遣者を含めると、長期在外が86名、短期在外が103名、外国大学留学が83名、若手在外研究が223名であり、数多くの検事が派遣されています。また、外国大学留学については、昭和34年から実施されているもので、当時の法務研修所長の渡米を契機にミシガン大学への派遣が始められ、50年以上経った現在でも同大学への派遣が続いています。

小山 国際的な視野を持ち、刻々と変化する国際情勢に対応するために今や不可欠な在外研究制度ですが、まだこの制度がなかった頃の諸先輩たちの努力が今の在外研究制度につながっているのですね。

飯島 これらの在外研究とは別に、陪審制度研究があり、裁判員制度の円滑な実施のため、米国ワシントンDCの米国司法省において実施された日本の検察官に対する陪審セミナーに検事6名と検察事務官2名を派遣し、「陪審員に分かりやすい立証」等の実践的手法を学んでもらいました。また、英国には検事、副検事及び検察事務官をそれぞれ2名派遣し、英国における陪審制度等の調査を行いました。

(2) 検察事務官に対する研修

小山 検察事務官に対しても、外国での研修を実施していますね。

山口 今年は、2月に米国ロサンゼルス郡検事局における研修に1名参加しました。また、FBIが実施する研修については、7月のナショナルアカデミーに1名、9月のPTI(Pacific Training Initiative)研修に1名が参加しました。PTI研修については、約9年ぶりの参加となり、アジア各国の捜査官と共にマネーロンダリングやハイテク犯罪に関する捜査手法の研究や情報共有を行いました。

小山 これらの研修は、検察事務官が外国の刑事司法制度や捜査手法に触れることのできる貴重な機会なので、今後も多くの検察事務官に積極的に参加してもらいたいですね。

次に、検察事務官捜査実務研修については、本年度から新たにデジタルフォレンジック班に専従する研修を設けましたね。

山口 本年度から、東京地検特別捜査部のデジタルフォレンジック班に専従する研修を新たに加え、5月期、9月期、1月期のそれぞれに1名ずつ研修員が派遣されております。デジタルフォレンジック班に専従する研修の目的は、「デジタルフォレンジックについて専門的な知識を理解するとともに、電磁的証拠保全及び調査・解析を適切に行うための専門的な技術等を修得させ、検察全体の捜査能力の向上を図る。」というものです。

小山 同様に今年度から新たに開始された検察官や検察事務官に対するデジタルフォレンジック研修と共に、力を入れていく必要がある研修ですね。

そのほか、総務省情報システム統一研修も実施していますね。

山口 この研修は、CD-ROM受講の研修で、以下の11コースについて実施され、各検察庁の推薦に基づき、今年は延べ1097名が受講しました。

コース一覧	人員
ウェブページ作成技法	116
データ分析技法	197
プレゼンテーション技法	207
XML技術	23
コンピュータシステム基礎	126
ネットワーク基礎	107
情報セキュリティ基礎	110
業務・システム最適化基礎	12
情報化施策基礎	11
公文書管理・情報公開・個人情報保護	173
プロジェクト管理基礎	15

小山 情報システムに関する知識が必要な場面は年々増えていますから、検察職員の皆さんには、こうした研修をどんどん活用していただきたいと思います。

(3) 新任保護観察官検察庁実務研修

小山 今年度から、新たに新任保護観察官検察庁実務研修を開始しましたね。

山口 この研修は、今年7月に犯罪対策関係会議で「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことや、先ほども話に出た「検察の理念」第8項の趣旨等を踏まえ、検察と更生保護の相互理解の増進及び連携の強化を図ることを目的として、

実施するものです。

松下 新任保護観察官に対して捜査・公判の実務について指導する研修ですね。

山口 取調べの傍聴や起訴状・捜査報告書等の各種書類の起案補助、公判傍聴等などを通じて、刑事手続の具体的な流れを理解してもらう予定です。各庁における研修の具体的な内容は各更生保護官署との協議で決めることになっています。

小山 年々上昇傾向にある再犯者率を抑えることは喫緊の問題であり、そのために関係機関との連携は必要不可欠ですから、この機会をいかして検察と更生保護の相互理解が深まることを期待しています。

(4) 司法修習関係

小山 では、司法修習に関する話に移りましょう。

山口 今年は、66期司法修習生を対象とする司法修習が行われています。昨年を最後に現行型司法試験が終了したため、今年から現行・新といった司法試験の区分がなくなっております。また、今年12月には現行型司法試験に合格した現行65期司法修習生から2名、新司法試験に合格した新65期司法修習生から70名の合計72名が検事に任官しました。

小山 司法修習に関して、今年も法務省による法務行政修習が実施されましたね。

山口 はい。選択型実務修習の全国プログラムの一つとして、法務省各部局の講義、施設見学等を内容とする修習を実施しました。

今年度は、修習期間を昨年度の4日間から5日間に延長し、9月10日から14日までと、10月1日から5日までの2回行いました。

修習生からは、5日間という期間は適切であるという意見が多く、カリキュラムの内容についても、有意義なものであったと好評を得ました。

飯島 そのほか、今年10月には司法修習生指導担当検事協議会が開催され「検察実務修習の現場から見た司法修習生の実情及びこれを踏まえた効果的な指導を行うための具体的な取組など、司法修習生の能力向上を図るための方策」や「検事に求められる資質・能力及びそれらを有する人材を短期間の検察実務修習中において的確に見定め、検事任官につなげるための具体的な取組など、次代の検察

を担う有為な人材を確保するための方策」について、各庁から様々な取組や工夫についての発表がありました。

御存知のように、司法修習生については、修習期間が1年に短縮され、前期修習の廃止により、司法研修所での修習を経ずに実務庁で修習が開始されます。実務庁においては、約2か月の修習期間内に、司法修習生に対して、検事の職務や検察活動を正しく理解させるとともに、検察の魅力を伝え、有能な人材に検察への興味を抱かせて、検事任官適格者を確保しなくてはなりません。そのため、検察実務修習において充実した修習を行わせることが引き続き重要です。

(5) 検事志望者に対する説明会

小山 ところで、刑事局では、今年も、官房人事課と共催で、司法試験合格者を対象とする進路説明会を実施しましたね。

山口 この進路説明会は、司法試験合格者に対し、司法修習開始前に、現職の検事との座談会を行うことで、検事任官に興味を持たせて司法修習に臨ませることを目的として実施しています。今年は10月5日に東京会場で180人、10月18日に大阪会場で80人を定員として実施しました。座談会には、東京地検及び大阪地検の検事のほか、司法研修所の検察教官や刑事局付、法務総合研究所の教官も参加し、検察庁や法務本省の執務体制、業務内容等様々な質問に答えていただき、参加した司法試験合格者は大変高い関心を持って臨んでいました。

小山 そのほかに、法科大学院生に対する検察庁説明会も実施しましたね。

山口 本説明会は、東京地検及び大阪地検の御協力を得て、東京会場では8月20日と21日の2日間、大阪会場では9月4日にそれぞれ開催しました。

参加者については、各法科大学院及び法科大学院派遣検察官にそれぞれ公募ポスターを送付して周知を依頼するとともに、同内容を法務省ホームページに掲載して公募し、メールにより参加申込みを受け付けたところ、東京会場と大阪会場で併せて406名の申込みがありました。なお、当日の参加者は東京会場が2日間で計291名、大阪会場で89名であり、その合計は380名となりました。

この説明会では、始めに総務部副部長から検事の職務等について御講話をいただき、その後、東京会場では大臣官房人事課付検事が、大阪会場では私が、検事

の待遇等について説明を行ったほか、現職検事との座談会を実施しました。この説明会の概要等については、検察月報第668号（平成24年11月号）に掲載しておりますので、是非お読みいただきたいと思います。

松下 説明会後に実施したアンケート調査の結果では、

といった意見が寄せられるなど、総じて好評でしたね。

飯島 優秀な検事任官者の確保は、法務・検察の喫緊の課題ですから、そのために、今後も各種の取組を積極的に行っていきましょう。

(6) 検察広報関係

小山 次に検察広報活動について説明してください。

山口 はい。各庁では、今年も引き続きふれあい広報に積極的に取り組んでいただきました。特に小中学生や高校生を対象にした出前授業や移動教室の実施回数は多く、法務省の重要施策でもある「法教育の推進」の趣旨を踏まえた検察広報活動が実施されていることがうかがえます。

松下 法教育の推進には、学校や教職員との連携が重要ですが、その点につきどのような取組をしていますか。

山口 今年4月に、最高検察庁が法教育の普及・促進に向けて教材を作成・公表しました。また、教職員に対しては、夏季期間などを利用して、検察庁、刑事施設、保護観察所の担当者が各機関の役割や業務内容を説明し、刑事手続の流れを理解してもらう研修を実施しています。

松下 学校との連携という点では、法曹三者共催の高校生模擬裁判選手権に注目をしていますが、今年の大会はどうでしたか。

山口 今年は8月4日に東京、大阪及び松山の三会場で開催されました。検察庁からも数名の検察官がアドバイザーとして各出場校に派遣されて高校生の指導を行ったほか、大会当日も審査員として高校生の熱気あふれる立証活動を暖かい目で審査しました。出場校の中には、我々が思い付かないような発想とチームワー

クにより、対戦相手を論破する大人顔負けの高校生もあり、大会は大いに盛り上がりました。

小山 法教育の推進は重要な施策の一つなので、引き続き各検察庁には法教育の趣旨を踏まえた積極的な検察広報活動を展開していただきたいですね。

ところで、検察広報といえば、国民の方々に検察庁の組織や具体的な業務内容などを理解してもらうために作成した検察庁パンフレットが一新されましたね。

山口 はい。内容面では、刑事事件の流れと検察庁職員の関わりを詳細に説明しておりますし、イラストの描き方や色合いなど細部にも様々な工夫を凝らして、当課教養係が試行錯誤の上作成しました。各庁におかれましては、今後も積極的に広報活動を実施していただき、その際には是非検察庁パンフレットを御活用いただきたいと思います。

(7) 被害者支援担当者中央研修

小山 次に、被害者支援関係について説明してください。

山口 はい。今年も11月に被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官を対象とした被害者支援担当者中央研修を開催しました。この研修では、
や内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官事務代理から講義を行っていただいたほか、刑事局付及び[〃]を交えてフリーディスカッションを行いました。フリーディスカッションでは、研修員から各庁における実情や問題点等について発表があり、これに対して相談室長代理等からコメントがなされたほか、他の研修員から当該問題点等に関する推奨事例が発表されるなど、活発な議論が行われました。

松下 一部においては、検察庁における被害者支援について、犯罪被害者等の



要望に応じた的確な支援がなされていないなどといった厳しい指摘もなされていると聞いております。捜査・公判に直接携わる検察官・検察事務官と、被害者支援員や支援担当の事務官との適切な協力・連携も大切ですし、検察庁として、型どおりの対応ではなく、被害者のニーズに的確に対応できるよう意識していくことが求められていると思います。

5 検務関係

小山 次に、検務関係の話題に移りましょう。検務係は、検務事務はもちろんですが、検察庁の組織及び運営に関する問題や具体的な事件の捜査・公判の手続に関する問題への対応といった様々な分野にわたる事務を担当しており、相変わらず忙しい1年でした。

飯島 はい。特に今年は、いわゆるサイバー法の刑事手続部分が施行されたことに伴う政令の整備や事務規程の改正及び来年4月の施行に向けた検察総合情報管理システムの導入に伴う各検務事務規程の改正作業に追われた1年でした。

また、これまでも、衆・参両院の予算委員会及び法務委員会における法務大臣等への質問の資料作りのほか、国会議員からの説明要請や資料要求等への対応、あるいは各党における会議への出席などの国会関係業務が多かったのですが、今年は、検察審査会制度や被疑者補償に関する質問等への対応が多かったのが印象的でした。

さらに、今年は各庁からの過誤報告が多く、非常に残念でした。

(1) いわゆるサイバー法施行関係

小山 いわゆるサイバー法の施行に伴う検務関係の政令や事務規程の改正等について説明してください。

仲戸川武人局付 平成23年6月24日に公布された「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律、以下「サイバー法」と言いますが、そのサイバー法のうち、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法及び記録命令付差押え手続、通信事業者等が業務上記録している通信履歴の電磁的記録の保全要請手続等を新たに定めた刑事訴訟法の改正規定等が本年6月22日から施行されました。これに伴い、「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急

措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令」及び「押収物還付公告令の一部を改正する政令」の各政令が制定され、事件事務規程及び証拠品事務規程の各規程が改正され、それぞれ本年6月22日から施行されました。

飯島 それぞれの政令の内容の説明をお願いします。

仲戸川 いわゆる「サイバー」に直接関係するものではありませんが、サイバー法の中で、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項が改正され、第三者所有物の没収手続に関し、訴訟手続への参加の機会を付与するための告知を行うことができない場合における公告方法について、「政令で定める方法」によることとされました。

これを受けて、今回新たに「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令」を制定しました。これにより、応急措置法第2条第2項に定める公告は、検察庁の掲示場に14日間掲示する方法によって行うこととされ、諸事情により必要があると認めるときに官報又は新聞紙への掲載という方法を併せて行うことができるものとされました。

飯島 従前の公告方法はどのようなものだったのですか。

仲戸川 官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に14日間掲示する方法によることとされていました。

飯島 官報公告や新聞公告が必要的でなくなったという点で、公告方法の選択について、検察官の裁量により、事案に応じた柔軟な対応ができるようになったということですね。

それでは、「押収物還付公告令の一部を改正する政令」についてはどうですか。

仲戸川 はい。サイバー法の施行により、電磁的記録に係る記録媒体について、電磁的記録の移転の方法により差し押さえた場合、その原状回復の方法は交付又は複写の方法によることとなりますが、その相手方となるべき者の所在不明等によりこれらを行うことができない場合は、刑事訴訟法第499条の2第1項において準用する同法第499条第1項により、政令で定める方法により公告しなければならないこととされ、今回、同項の公告方法を定めている押収物還付公告令を改正し、交付又は複写に関する公告手続を定めたものです。

飯島 第三者所有物の没収手続に関しては、サイバー法や政令に経過規定が設

けられませんでした。検察庁における事務手続に混乱はありませんでしたか。

仲戸川 はい。当係から、施行予定日の前日までに掲示公告期間及び第三者からの被告事件の手続への参加申立期間が経過するよう公告を実施してほしいという内容の事務連絡をあらかじめ検察庁宛てに発出していましたので、各検察庁から幾つかの問合せはあったものの、大きな混乱は生じなかったものと思います。

飯島 事件事務規程の主な改正点を説明してください。

仲戸川 事件事務規程については、記録命令付差押えや電磁的記録に係る記録媒体の差押えの手続に使用するための差押許可状請求書や差押調書等の各種様式が新設・改正されたほか、通信履歴の電磁的記録の保全要請等をするための具体的な事務手続に関する規定及び様式が新設されました。また、先ほど説明したとおり、第三者所有物の没収手続の方法が変更されましたので、関係する規定及び様式が改められております。

飯島 証拠品事務規程についてはどうですか。

仲戸川 証拠品事務規程については、主に押収された電磁的記録に係る記録媒体の処分方法等について、大幅な改正がなされました。具体的には、没収された電磁的記録の消去手続、電磁的記録に係る権利放棄の手続、記録媒体の交付や電磁的記録の複写など証拠品の還付に代わる新たな処分手続、及び同処分の嘱託手続などに関する規定や様式が新たに設けられました。

なお、電磁的記録が没収された場合、その電磁的記録を記録媒体から完全に消去する必要があるため、その作業を行うための消去用パソコン及びソフトが各検察庁に導入されています。これらの機器を使用するなどして、電磁的記録の消去や複写の作業を行うに当たっては、被差押者に複写させるべき電磁的記録など消去する必要のない電磁的記録を誤って消去することのないよう細心の注意を払うことが必要です。

飯島 サイバー法施行日である本年6月22日までにサイバー法施行に基づく検務関係事務規程等の改正作業を終える必要があったため、検務係はゴールデンウィークも含め、休日返上で作業をしていましたね。今回の改正作業の中で苦労した点について教えてください。

仲戸川 はい。改正前の証拠品事務規程は、有体物であることを前提とした規

定ぶりとなっていました。電磁的記録のように有体物ではなく、かつ、容易に複製することが可能なものをどのように取り扱い、同規程の中に盛り込むのかということについて、大変苦労しました。大臣までの決裁が終了し、サイバー法施行直前に検察庁を始めとする関係機関に発出したときには、検務係一同、今までの苦勞が報われたと感じました。

小山 電磁的記録に係る記録媒体の押収や処分に当たっては、刑訴法等の法令や各種事務規程、運用通達を読み込んだ上で適正・適切な手続を行うことはもちろんのこと、使用する電子機器の誤操作を防止するため、その取扱方法にも精通していることが必要ということですね。

(2) 改正検察審査会法施行関係

小山 検察審査会制度については、平成21年5月に起訴議決制度が導入されてから3年半が経過し、指定弁護士により公訴提起がなされた事件の裁判が終局に至るものも出てきましたね。改正検察審査会法施行後、本年までの運用状況はどうなっていますか。

仲戸川 まず、起訴相当議決がなされた件数は28件あり、そのうち、検察官が起訴した事件が12件、検察官が起訴しなかった事件に対し、第2次審査で起訴議決とされた件数が7件、起訴議決に至らなかった件数が8件となっています。なお、起訴議決がなされた7件については、全て指定弁護士により公訴提起がなされています。

小山 起訴議決に基づいて公訴提起がなされた事件の公判状況はどうなっていますか。

仲戸川 第一審に係属中の事件が4件、公訴棄却決定により確定したものが1件あります。また、第一審で判決に至った事件は2件あり、いずれも、無罪判決が出され、指定弁護士により控訴が申し立てられました。そのうち1件については、現在も控訴審係属中ですが、もう1件については、控訴棄却の判決があり、被告人の無罪が確定しました。

飯島 本制度による事例の集積はまだ少ないですが、起訴議決された事件それぞれに注目すべき点がありますね。これまで有罪判決がないことから、この制度

については、国会や報道でも多く取り上げられましたね。

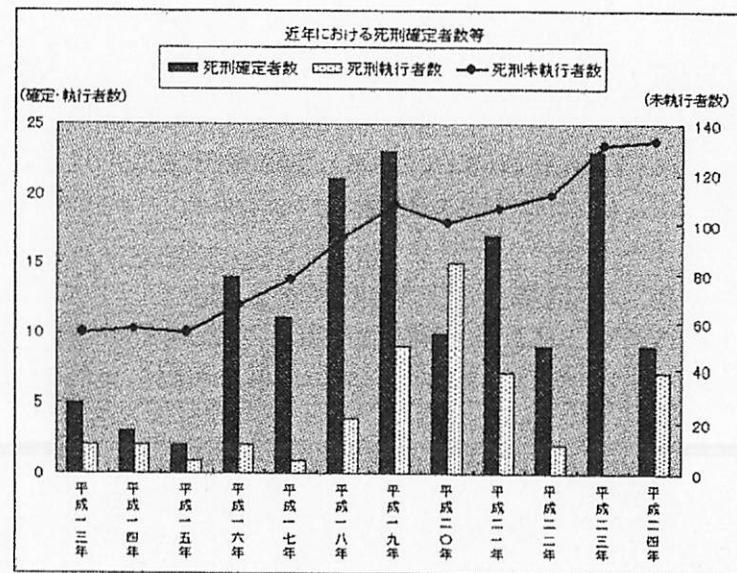
仲戸川 そうですね。今後の検討については、更なる事例の集積が必要だと思います。

(3) 死刑関係

小山 今年の死刑の執行状況等を説明してください。

飯島 今年の死刑執行人数は7名でした。小川大臣の命令により、3月29日に3名、滝大臣の命令により、8月3日に2名、9月27日に2名の死刑を執行し、それぞれ、執行当日に執行された者の氏名、生年月日、犯罪事実及び執行場所を公表しました。また、今年中に死刑が確定した者は、本年12月1日時点で9名となっております。

なお、平成13年以降の死刑確定者数及び執行者数等は、次の表のとおりです。



小山 今年は、1年8か月ぶりに死刑が執行されたということで、注目が集まりましたね。

飯島 はい。

また、死刑の執行に関しては、その直後に死刑執行に関する文書に係る行政文書開示請求がなされる場合が多く、今年はその対応に追われました。死刑の適正な執行に対する国民の関心が高いということの現れだと思います。

小山 今年は、死刑確定者の処遇や執行方法に関わる問題について、政務三役会議における議論が始まりましたが、今までの議論の状況を教えてください。

仲戸川 民主党政権時の政務三役会議においては、本年4月9日から、死刑確定者の処遇や執行方法に関わる問題について議論が始まり、合計3回の議論が行われました。主なテーマとしては、死刑の執行方法に関し、アメリカ合衆国における死刑執行方法や、死刑執行時における問題などについて、当局や関係部局から提出した資料を元に、議論が行われました。

(4) 職務上の過誤に係る報告関係

小山 職務上の過誤に係る報告について、今年はどうのような状況ですか。

仲戸川 今年は大変な状況となっております。

資料1を御覧ください。

これは、平成20年から平成24年までの職務上の過誤報告件数について、各年別・類型別に集計したものです。最近の過誤報告件数について、一番下の合計欄を御覧ください。

小山 本年は、12月1日現在で、前年の報告件数を上回っているのですか……。

仲戸川 そうです。ここ数年の過誤報告件数は、平成21年をピークに平成22年から2年連続で減少傾向にありましたが、本年は、残念ですが、100件を超えてしまいました。

飯島 過去に報告件数が100件を超えた年はあったのですか。

仲戸川 はい。平成16年に108件の報告がありました。

小山 過誤の再発防止により一層取り組むことが喫緊の課題と言えますね。

仲戸川 はい、過誤防止の第一歩としては、「どういう場面で過誤が発生しやすいか」「どういうポイントに注意を払う必要があるか」を十分に意識付ける必要があると思われれます。

資料1

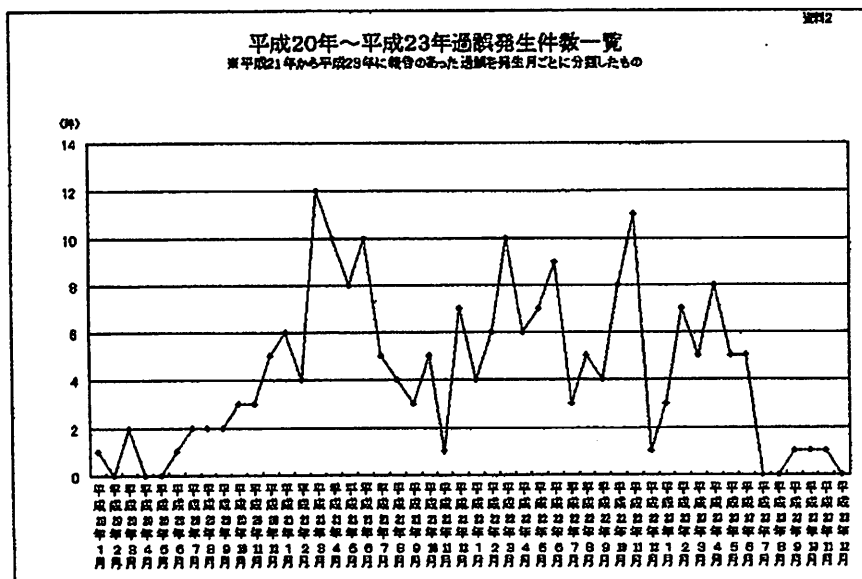
業務区分	業務態様	計	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検	起訴事件と非起訴事件として区別	7	2		3		2
	管轄違いの起訴	9	1	1	3	1	3
	公訴時効期間満了後の起訴	3	1	1		1	
	起訴状	1		1			
	上訴以外の特った起訴	8			2	2	4
	未起（未起式）の起訴	10	1	1	1		1
	小計	38	6	7	9	1	10
	その他	30	1	11	6	10	6
	公訴時効の経過	20	3	3	2	6	6
	事件記録の紛失	16	2	2	1	6	2
公	その他	20	2	3	3	3	9
	小計	91	11	19	14	21	23
	計	129	19	26	23	26	33
検	捜査記録の経過	6		1			2
	未起の起訴	30	1	1	16	3	6
	その他	21	1	1	4	6	7
	計	57	2	2	20	9	15
検	小計	10	1	5	2	5	8
	その他	7	1		1	2	3
	小計	37	2	6	3	7	9
	起訴記録の紛失・破損・破損	11	2	2		3	4
	起訴記録の紛失	20	6	6	1	3	1
	起訴記録の管理下適切	1				1	
	その他	1					1
	小計	33	8	8	4	7	6
	起訴記録の紛失・起訴記録の紛失	10	2	3	1	2	2
	起訴記録の紛失・起訴記録の紛失	3	1				2
検	起訴記録の紛失・起訴記録の紛失	1				1	
	その他	6		2		1	2
	小計	19	3	5	1	4	6
検	起訴記録	1		1			
	起訴記録	3		2	1		
	起訴記録	9	1	1	3	1	2
	起訴記録	1			1		
	起訴記録の経過	1			1		3
	その他	10	2	1	4	1	2
	小計	26	3	5	10	2	8
検	起訴記録の紛失	2		2			
	起訴記録の紛失	11		3	1	2	2
	起訴記録の紛失	2					5
	その他	11	3	4	2		2
	小計	26	3	9	6	2	6
検	起訴記録の紛失・起訴記録の紛失	60	17	16	13	3	11
	その他	5			1	1	3
	小計	65	17	16	14	4	14
検	起訴記録の紛失・起訴記録の紛失	2	1				1
	その他	2					
	小計	2	1				1
検	起訴記録の紛失	100	27	24	24	26	60
	起訴記録の紛失	5	2	1	2		
	その他	16	2	1	3	5	5
	起訴記録の紛失	33	10	6	4	3	8
	起訴記録の紛失	54	14	8	9	10	15
	計	145	75	97	90	72	111

※統計は暫定による。
平成20年から平成23年は最高検の統計による。
平成24年は府庁で把握している件数（12月1日現在）である。

資料1を見ると、本年は、管轄違いの過誤や求刑の誤りといった、例年繰り返され、過誤防止のための意識付けが繰り返し叫ばれてきたものが多く報告されていることが分かり、その意味でも残念です。

また、FAXの誤送信というのも例年どおり多く、個人情報の保護が声高に叫ばれている現状からすると、この点も看過できない状況です。

次に、過誤の再発防止には、その発生原因について分析する必要があると考えました。そこで、まず、一年間を通じて過誤の発生が集中する時期の有無について調査してみました。資料2を御覧ください。



これは、全国次席検事会同で配布した資料ですが、平成21年から平成23年に報告された職務上の過誤事案について、それぞれ発生月別に集計した表です。

飯島 各年末、年度末及び年度始めの時期に過誤の発生が多いですね。

仲戸川 はい。各年末及び年度末の時期には事件の処理件数が増加することから、各種事務が繁忙となり、処理時の点検等に時間が取れなくなってしまうことが原因の一つとして推測されます。

小山 組織体制の強化や実質的な点検・確認体制の構築などを再検討する必要がありますね。

仲戸川 年度始めについては、異動により、新たな業務を担当することとなった職員が、当該業務に不慣れ、未習熟であったことが過誤の発生が多い原因の一つであろうと考えられます。

飯島 過誤の直接関与者の割合などはどうなっていますか。

仲戸川 資料3を御覧ください。

これも、先ほどの資料と同様に、全国次席検事会同で配布した資料ですが、平成21年から平成23年に報告された職務上の過誤事案について、直接関与者を、検事、副検事、事務官の区分で分類し、さらに、検事の区分について期別での比率を調査したものです。

飯島 検事、副検事、事務官の職員数（予算定員）に鑑みると、検事、副検事の関与した過誤の比率が高いですね。

仲戸川 はい。また、直接関与者が検事の場合には、55期から64期の任官10年以内の検察官が関与している過誤事案が多いことが分かります。これは、直接事件の捜査・公判や処理に当たる検察官には、任官10年以内の検察官が多いことも影響していますが、経験年数が短いことも一つの原因であると考えられます。

小山 再発防止策の一つとして、年末や年度末において、改めて過誤防止の注意喚起を行うことや、未経験の業務を担当することとなった職員や任官年次の若い検事及び副検事に対するきめ細やかな指導を行うなどの必要がありますね。

仲戸川 はい。刑事局としても、色々取り組んでいこうと考え、具体的な過誤対策として、まず、検察月報に総務課の局付が執筆する「検察官のための過誤防止上の留意点」の連載を開始しました。

これは、その題名のとおり、検察官が関わりやすい過誤で、検察官が過誤防止のためのポイントを強く意識し、過誤防止のために必要な正しい法知識等を習得していれば防ぐことができる過誤について、実際に過誤報告があった事例を元に、留意すべきポイントを連載しています。

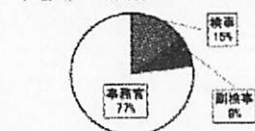
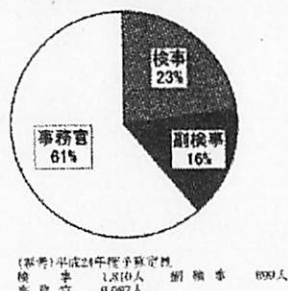
過誤の直接関係者一覧

※平成21年から平成23年までの間に報告のあった過誤を直接関係者の別により分類したもの

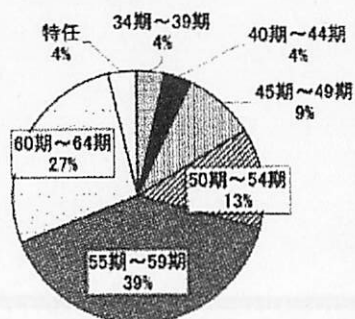
直接関係者別件数 (グラフ①参照)	
直接関係者名	報告件数
検事	55
副検事	38
事務官	147
合計	240

検事期別内訳 (グラフ②参照)	
期	人数
34期～39期	2
40期～44期	2
45期～49期	5
50期～54期	7
55期～59期	22
60期～64期	15
特任	2
合計	55

①直接関係者別分布



②直接関係者(検事)期別分布



資料3

既に、仕上がった原稿としては、次の表のものがあります。

掲載月(号)	掲載内容
平成24年10月(第667号)	時効
平成24年11月(第668号)	不当勾留
平成24年12月(第669号)	被害者等通知制度
平成25年2月(第671号)	刑の執行指揮における法定未決勾留日数の通算

飯島 これからの連載予定はどうなっていますか。

仲戸川 この連載は、全7回を予定しており、表に記載した4回分に加え、今後、求刑・判決、少年事件、そして、軽犯罪法等法定刑が拘留又は科料である罪の3回を連載していく予定です。

飯島 この連載は、総務課の局付が分担して作成していますが、皆、かなりの力を入れて執筆していますね。

仲戸川 はい、現場の検察官が、忙しい中、ちょっと時間が空いた時に気軽に手に取って読んでも理解ができるよう、図で解説をしたり、かみ砕いた表現にするなどの工夫をしております。

飯島 元々の記載についてのコンセプトが、次席検事が若手検察官に話しかけながら手ほどきするような記載ぶりにするとのことでしたよね。

仲戸川 はい。また、一つの工夫として、最初に過誤の防止のためのポイントを枠囲いでまとめています。例えば、時効に関する過誤防止のポイントとしては、以下のようにまとめています。

- ① 配点を受けた事件に係る罪の法定刑、公訴時効期間の速やか、かつ、正確な把握を
- ② 実体法規(法定刑)、時効関係規定の改正・経過規定には要注意
- ③ 両罰規定による法人等の処罰に注意
- ④ 認定落ちによる罪名変更は要注意
- ⑤ 罪数判断に注意

小山 若手のみならず、できるだけ多くの検察官に読んでもらい、過誤が減少することを期待しています。

刑事局における過誤防止に向けた取組は、ほかにどのようなものがありますか。

仲戸川 法総研に御協力いただき、各種研修において、過誤に関する講義等のコマを設けてもらうなどし、私も、過誤に関する講義を実施させていただきました。

その中で、一種のショック療法と言いますか、「疑似失敗体験」を通じて、実際の現場での過誤をなくするという発想から、これまで実際に発生した過誤事例を素材にして作成した過誤に関するテストを実施しました。

飯島 若干補足しますと、「検察官にテスト？」ということに抵抗感のある向きがあるかもしれません。ただ、このテストは飽くまでも講義の補助資料的に使用するものであり、個々の特定の検察官の点数を把握するものではありません。また、管轄や時効等に関する決まりは、スポーツで言えばルールに相当するものですが、こういったルールは頭の中でもきちんと整理してもらわないといけないことですので、テストの形式を用いて今一度整理してもらって記憶に定着させることにも意味があるのではないかと思います。

実際の問題の例や正答率を説明してもらえますか。

仲戸川 はい。まず、問題の例としては、例えば

東京都迷惑防止条例違反（痴漢事案）で懲役3月を相当と料して起訴することとした場合、起訴すべき裁判所は、①地裁のみ、②簡裁のみ、③地裁・簡裁のいずれでもよい、である。

というものです。

この問題は、管轄に関する基本的な問題だと思うのですが、とある若手検事の研修で実施したところ、正答は49人中33人で、正答率が70%に届かないという結果になりました。

このときのテストの問題は、選択問題や○×問題を中心とした全35問で、いずれも過誤防止のために必要な基本的な知識を問うものでしたが、全問題の正答率の平均も71%で、あまり大きな声では言えませんが、その結果を見て愕然としました。

松下 それはびっくりですね。

飯島 ちなみに、松下室長、この問題の正解は何番ですか。

松下 えーと、・・・①の地裁ですか。

仲戸川 正解です。裁判所法第33条第2項では、原則として、簡易裁判所は禁錮以上の刑を科することができないとされていますが、窃盗罪など同項ただし書に規定された罪については、3年以下の懲役を科することができるとされています。迷惑防止条例違反は、このただし書に規定されていないので、簡易裁判所では禁錮以上の刑を科することができません。

山口 私もあまり大きな声では言いませんが、室長、このぐらゐの問題は「脊髓反射」で答えられないと・・・。

松下 ……。

飯島 まあ、室長の答え方はさておき、この種の問題点とそれに対する正解が「脊髓反射」で頭に浮かぶように日頃から意識を高めておくことは大切ですね。

仲戸川 このほかには、殺人未遂罪の時効期間や、少年事件について正答率が50%を切る問題がありました。

講義の中では、研修員を指名して答とその根拠を発表してもらう講義形式をとりました。間違った答を発表することになった人は、恥をかいたという思いもあったでしょうが、恥をかけば記憶として刷り込まれやすく、それをきっかけに、その問題に関して強い意識を持って過誤防止につなげてもらいたいと思います。

小山 過誤は、その態様によっては、事件関係者等のプライバシーを侵害し、ひいては検察に対する信頼を損なう重大な過誤になりますので、過誤防止に対する職員一人一人の意識を高めるとともに、過誤の再発防止に積極的に取り組んでいきたいと思います。

(5) 検務実務家ブロック会同関係

小山 今年は検務実務家会同を13年ぶりにブロック会同として開催しましたね。

仲戸川 はい。広島高検において、広島・福岡・高松各高検管内のブロック会同を、仙台高検において、東京・仙台各高検管内のブロック会同を、大阪高検において、大阪・名古屋・札幌各高検管内のブロック会同をそれぞれ開催しました。

今年の協議事項は、「検察総合情報管理システムの導入に伴う検務事務規程の改正について」であり、現行規程の紙媒体による把握・管理から、検察総合情報管理システムによるデータ管理を基本とする規程に改める大きな改正に関わることでしたので、実際に検務事務に携わっている各庁の意見や質疑に細かく対応できるよう、ブロック会同として開催したものです。

小山 具体的にはどのように協議が行われましたか。

仲戸川 これまで検討を重ねてきた事件事務、執行事務、徴収事務、記録事務の各事務規程の改正案及び事務取扱要領案を各庁に示し、当局から改正の経緯・趣旨を説明した後に、各庁から意見や質問を受けるというものでした。会同の概要については、検察月報平成25年2月号に掲載される予定です。

飯島 平成20年から検討を重ねてきましたが、ようやく改正案が固まりましたね。

仲戸川 はい。今回の会同で、各庁から有意義な御意見、御指摘をいただくことができましたので、これを踏まえて、改正訓令は、本年度中に発出することができると思います。施行日は、来年4月1日となります。

また、事務取扱要領については、刑事局長通達により発出する予定ですが、さらに、検察総合情報管理システムの画面上の操作方法、入力事項等を具体的に示した事務取扱要領の解説、いわゆるマニュアルも作成中です。

小山 この改正により、証拠品事務を除く各検務事務を検察総合情報管理システムで管理することが規程により明確になるわけですね。

仲戸川 そのとおりです。

6 結び

小山 平成24年は、過誤の多発や政権交代への対応など、忙しい1年となりました。

来年も総務課一同、がんばっていきましょう。それでは、座談会を終わります。

注) 本座談会後の平成25年1月29日、平成25年度予算案が閣議決定されました。

検察庁関係は、以下のとおりです。

(1) 定員関係

検事について12人の純増、検察事務官等について12人の純減となり、検察庁全体では増減なしとなりました。

(2) 組織官職等関係

検察広報官3ポスト、統括捜査官5ポスト、上席検務専門官8ポストの増設がそれぞれ認められました。

(3) 予算関係

総額は、992億7,025万円（選挙取締関係経費を含む。）となり、平成24年度当初予算と比較して約6.7パーセントの減となりましたが、物件費については、平成24年度当初予算と比較して微増となり、取調べの録音録画装置関係経費、デジタルフォレンジック体制整備経費等が認められました。

(4) 施設整備関係

水戸地検本庁など15庁の継続案件と福岡高検・地検本庁の新規案件の新営整備が認められました。

なお、平成24年度第1号補正では、長野地検本庁など10庁の新規案件と奈良地検本庁など5庁の継続案件の新営整備が認められました。

第 2 国 際 課 関 係

1	国際課の構成	61
2	逃亡犯罪人引渡事務	61
3	国際捜査共助事務	66
4	条約関係	74
5	国際会議関係	75
6	人権関係	86
7	まとめ	87

第2 国際課関係

1 国際課の構成

神村昌通国際課長 それでは、平成24年の国際課の1年を振り返る座談会を始めたいと思います。まず、山内企画官から国際課の体制を説明してもらいましょう。

山内由光国際刑事企画官 はい。神村課長は今年の1月に着任され、その後、4月に池田局付の後任として朝火局付、7月に上野局付の後任として石田局付がそれぞれ着任しました。現在は、楠局付と合わせて局付3名体制となっています。

国際課には、刑事局事務分掌規程により、3つの係が置かれています。主に犯罪人引渡し及び捜査共助の受託・囑託に関する事務を処理する国際第一係、主に刑事司法に関する他国との国際協力に関わる事務を処理する国際第二係、主に二国間の条約に関する事務を処理する国際第三係の3つです。各局付は、係を単独で受け持っている訳ではなく、各係の業務を分担兼務しています。

また、法務専門官1名を筆頭に、係長3名、係員4名、事務補佐員1名で各係の事務を担当しています。

2 逃亡犯罪人引渡事務

神村 まず、逃亡犯罪人引渡事務の概況について説明してください。

楠智裕局付 逃亡犯罪人引渡しには、我が国が外国に対して逃亡犯罪人の引渡しを請求する「囑託」の場合と、我が国が外国から逃亡犯罪人の引渡請求を受ける「受託」の場合とがあります。受託の場合は、全ての案件が法務大臣に送られることになっていますが、囑託の場合には、検察庁が法務省を経由して請求する場合と、都道府県警等の捜査機関が警察庁等の関係省庁を経由して請求場合があります。過去10年間の引渡件数は、表1のとおりです。本年は、検察庁からの囑託の事例はありませんでしたが、外国から受託して逃亡犯罪人の身柄を引き渡した事例が1例ありました。

○ 外国から正式に犯罪人の身柄の引渡しを受けた事例（囑託）

年次	件数	相手国	罪名
22	2		

*調査期間は、平成15年から同24年までの10年間。

○ 我が国から法務省を経由して正式に犯罪人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数	相手国	罪名
17	2		
18	1		
19	2		
20	2		
23	1		
24	1		

*調査期間は、平成15年から同24年までの10年間。

神村 日本側が引き渡した1例とは、どのような事例でしたか。

朝火恒行局付 はい。これは、

山内 思い起こすと、反拘禁請求を受けた当時、朝火局付一人を残し、

課長、私、その他局付が全員海外出張中でした。

朝火 そうでした。本件は、

非常にやりがいのある

ケースでした。

山内 犯罪はグローバル化しているので、今後も、

反拘禁請求や引渡請求は多くなると考えられます。国際課局付は、海外出張のため不在にすることが多い中で、短期間の対応を求められることになりますから、引き続き、国際課全体として対応していく必要があると思います。

石田良局付 そういえば、昨年末も反拘禁請求が届き、企画官がその日のうちに対応を取られたケースがあったと聞きましたが。

山内 ええ。今回の座談会のちょうど1年前の小山国際課長時代の事件でしたが、

は非

常に感謝し、

また、当時の東京高検総務部の迅速な対応には感謝の言葉しかありません。

いずれにしても、仮拘禁請求や引渡請求は短期間での迅速な対応を迫られることが少なくありません。また、逃亡犯罪人の所在地によっては、東京高検を通して、各地検に所在調査や仮拘禁等の措置をショート・ノーティスでお願いする場合もあり得ると思います。

神村 本年中、当課で逃亡犯罪人引渡しを検討した事案は他にもありますよね。

楠 本年中に実際外国に引き渡したのは 件だけですが、外国から身柄引渡請求を受けた事案は、他にも複数あり、当課では、日々、受領した引渡請求書をチェックし、逃亡犯罪人引渡法に定められた要件を充足しているかを検討したり、外務省経由やメールなどで相手国担当者と連絡を取って調整を行ったりしています。また、引渡請求の事前打診を受けた逃亡犯罪人引渡案件について、検討の結果、逃亡犯罪人引渡法の要件を満たさないと判断して、引渡請求を断ったものもありました。

神村 本年、検察庁からの嘱託事例はありませんでしたが、

案件があり、当課もコミットしましたね。

朝火 はい。

ものでした。検察庁以外からの嘱託の場合、国際課は、適宜、捜査機関に対する助言等を行っているのですが、本件でも同様に対処したところですよ。

山内

朝火

楠

朝火

神村 本件については、の今後の動向を引き続き注視する必要がありますし、今後もがあるかもしれないから、留意しておく必要がありますね。

山内 外国に対して逃亡犯罪人の引渡請求をする場合の大きな障害として、死刑問題がありますね。

楠 はい。我が国が法定刑に死刑を含む犯罪につき、死刑廃止国に逃亡犯罪人の引渡しを請求する場合、当該国から、当該逃亡犯罪人を死刑にしないことの保証を求められることがあります。

そのような案件の場合、

国際課において対応しております。

朝火 死刑廃止国の中には、法定刑に死刑を含む犯罪につき、証拠収集等を依頼する捜査共助の場合にも、死刑にしないことの保証を求める国があります。

山内 死刑廃止国との関係では、引き続き、そのようなケースがあると思われるので、適切に対処していきましょう。

神村 次に、二国間の逃亡犯罪人引渡条約の締結交渉について、説明してください。

楠 はい。我が国は、現在、中国との間で逃亡犯罪人引渡条約の締結交渉を行っています。我が国は、これまで米国・韓国との間で逃亡犯罪人引渡条約を締結しているのですが、3か国目として中国と逃亡犯罪人引渡条約締結を目指しています。

石田

楠

日中間には尖閣列島での事件のこともありますが、中国との逃亡犯罪人引渡条約締結は、首脳レベルの意思決定に基づくものですし、矯正局の悲願とされる受刑者移送条約交渉と同時期の署名を目指すものとされているので、着実に進めて行かなくてはならないと考えています。

3 国際捜査共助事務

神村 次に、国際捜査共助事務について説明してもらえますか。

楠 はい。捜査共助には、我が国が外国に証拠収集を請求する「嘱託」と、我が国が外国から証拠収集を請求される「受託」とがあります。過去10年間の国際捜査共助の嘱託、受託の状況は、表2及び3のとおりで、嘱託も受託も大幅に増加しております。嘱託事案では、警察などの第一次捜査機関が共助要請を行う場合と検察庁が共助要請を行う場合がありますが、表2は検察庁から共助を要請した件数であり、警察等が要請した共助は含まれていません。他方、表3は、全ての受託件数が含まれます。受託事案の場合には、全ての案件が法務大臣に送られることとなっており、当課において全ての受託案件を把握しているのです。共助要請を受けた場合には、捜査機関に共助の実施を依頼することになります。表4は、本年における共助実施先ごとの件数であり、全国の地検には多くの共助要請の実施を依頼していることが分かります。

表 2

捜査共助(嘱託)件数(法務省を経由したもの)の国別内訳(平成24年12月末現在)

[illegible]

表 3

捜査共助（受託）件数の国別内訳（平成24年12月末現在）

		年次												
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
国名														
合	計	21	24	71	35	34	28	26	40	55	98			

表 4

平成24年・捜査共助（受託）実施機関別件数の内訳（暫定）

実施機関	件数
地 検	33
警 察 庁	53
海 保	4
最 高 裁	4
そ の 他	7
計	101

※受託98件中、3件については、2つの捜査機関に実施を依頼

山内 嘱託案件は、正に検察現場の捜査公判のサポートという側面があり、国際課としても非常にやりがいをもって臨んでいるところです。引き続き、積極的に活用していただければと思います。受託案件は、国際協調の観点からも、犯罪に国際的に立ち向かうという観点からも重要です。当然ながら、こちらが誠実に要請に対応していなければ、今度こちらが依頼するときに十分な対応を期待できなくなります。ギブ・アンド・テイクです。もっとも、各地検においては、いつも非常に前向きに、かつ、迅速に対応・処理していただいておりますので、担当課である国際課としてはとても感謝しています。

神村 続いて、捜査共助に関する個別案件について見ていきましょう。ただ、我が国から外国に対して捜査共助要請を行った嘱託案件については、捜査が進行中の事案など、その内容が機微にわたるものが少なくないため、個別事案の紹介は差し控えた方がいいでしょう。ここでは、我が国が外国から捜査共助要請を受けた案件のうち、今年記憶に残った事件について説明してもらいたいと思います。

山内 その前に、捜査共助の嘱託の際に参考になるものとして、本年6月に、チーム・ウェアのフォーラム上に書式等を掲載していることをリマインドさせてもらいます。

朝火 フォーラム→全庁→刑事局→国際課→資料の中に、「捜査共助要請書（和文）ひな形・記載例等」が掲載されています。

神村 では、受託案件について、まず、[redacted]の共助要請がありましたね。楠局付、説明してください。

楠 はい。

山内 本年度国際課において忘れることができない共助案件としまして、韓国から要請を受けた受刑者証人移送の案件があります。

楠 はい。受刑者証人移送というのは、条約に基づき要請があった場合に、被要請国において刑の執行として拘禁されている者を要請国に対しその証人尋問のために移送するものであり、国際捜査共助法の平成16年改正において新設された制度です。その新設以降、日本から受刑者証人移送の要請を行ったことも外国から受刑者証人移送の要請を受けたこともなかったため、今回[redacted]から要請を受けた案件が初の案件でした。

山内 その法改正に携わった者として、受刑者証人移送が行われたことは、とても感慨深いものがあります。楠局付、事案に即して説明してください。

楠 はい。事案は、[redacted]

ものでした。

石田 そして、実際に[redacted]したのですか。

楠 国際捜査共助法上の要件として、移送を実施するためには証人となる受刑者の同意が必要なのです。

とのことであり、

大変感謝されています。

山内 受刑者証人移送の実施と同じくらい画期的な取組みとして、今年は、[redacted]も実施しましたね。

楠 はい。その内容を御説明しますと、[]からの共助要請に基づき、

[]を実施しました。

山内 御承知のとおり、外国の捜査機関が日本で捜査することは主権侵害に当たり許されていないとするのが従来の考え方です。

楠

[]捜査効率が上がることは間違いありません。

山内 ただ、こうした[]を実施するには、相手国との関係等様々な問題もありますので、まずは必ず国際課に御相談いただきたいと考えています。

神村 刑事共助条約の締結交渉はどうなっていますか。

楠

[]来年も、引き続き、新たな刑事共助条約締結に向けた準備検討を行っていきたいと考えています。

神村 刑事共助条約の締結交渉自体ではありませんが、関連する国際会議として、東アジア太平洋地域の刑事共助の実務者協議会がありましたね。協議会に出席した楠局付、ここで説明してもらえますか。

楠 はい。本年7月、UNODC（国連薬物犯罪事務所）のバンコクにある東アジア太平洋地域支部において、東アジア太平洋地域各国の刑事共助の中央当局担当者が一同に会する協議会が開催され、当課からは、私と豊田国際一係長が出席しました。

山内 この協議会は、これまで開催されていたものではなく、本年が初めての開催でしたね。

楠 はい、その通りです。この協議会は、UNODCのバンコク支部が、東アジア地域における捜査共助協力関係の強化を企図して初めて実施したものでした。協議会の内容としましては、各国から、捜査共助の国内法制やベストプラクティスについてプレゼンテーションがあり、私も、日本の捜査共助法制や理想的な中央当局の在り方等についてプレゼンテーションを行いました。また、参加国の多くが、ASEAN MLAT（アセアン刑事共助条約）の加盟国でしたので、私は、日本のASEAN MLATへの加入可否や是非を探るべく、各国からASEAN MLATの実情についても聞き取り調査を行いました。

山内 その調査結果としては、一言で言えば、ASEAN MLAT諸国間の捜査共助の件数は、未ださほど多くなく、条約の有用性を含めて、今後の推移や進展を見守る必要があるというところでしたね。今後、当課にとって、東アジア地域各国の中央当局との関係は益々重要になっていくでしょうから、ASEAN MLATにも注視していきましょう。

神村 各国の中央当局担当者との関係も構築できましたか。

楠 はい。協議中はもちろんですが、複数回あったコーヒープレイクでも、積極的に他の国からの参加者とコミュニケーションを取りまして、各国の中央当局担当者とは、いつでもメールを出したり電話をかけられる関係を構築できたと思います。ただ、一部の国の方からは、「今度日本に行くので、安く泊まれるホテルや安くて美味しい店を教えて欲しい。」とか「私の同僚が法務省関連の会議で日本に滞在しているので、滞在先ホテルを調べて欲しい。」といった依頼まで来るようになってしまいました。

4 条約関係

神村 次に、2係が担当している逃亡犯罪人引渡条約や刑事共助条約以外の条約関係、具体的には条約交渉や国際会議への対応について説明してもらいたいと思います。

山内 条約交渉で言えば、本年は、米国とのPCSC協定の交渉が頻繁に行われましたね。

楠 はい。PCSC協定は、英語では、Agreement On Enhancing Cooperation in Preventing and Combating Serious Crimeという名称のもので、日本語では、テロを含む重大な犯罪を防止し対処するための協力強化に関する協定（仮訳）という名称のもので。内容としましては、テロを含む重大な犯罪に関連する指紋情報の保有の有無に関する相互の照会に自動的に回答する枠組みを設けることなどを重要な要素とするものです。

本年、日本国政府は、2か月から3か月に1度の割合で米国政府と交渉を行いました。PCSC協定締結に当たっては、同協定が指紋情報の提供に関する事柄を定めるもので、プライバシーの観点から慎重な検討が必要です。

山内 条約交渉だから、外務省が中心となって対応していると思いますが、当課としては、どのような観点から対応していますか。

楠 条約交渉には、外務省のほかには、指紋情報を有している警察庁と法務省が参加しており、当課としては、国際捜査共助法との整合性の観点から外務省にアドバイスをしたり、刑事手続一般について外務省にアドバイスをを行うという立場で参加しています。また、外務省からは、課長クラスの出席が求められましたので、条約交渉には、国際課長に出席していただき、私がアテンドしております。

神村 そうですね。この交渉では、私も米国に出張しました。

楠 PCSCの交渉ですと、日本から約13時間のフライトを終えて現地に着いたら、現地は午後1時頃であり、時差ぼけのまま、すぐに交渉に臨み、さらに、その翌日及び翌々日には、朝から晩まで交渉を行い、そして、その翌日午前中に

は現地発のフライトで帰国するという、非常に体力的に厳しいものです。

神村 海外出張は体力勝負という側面もありますね。でも、国際課では海外出張は仕事の基本ですから、体調管理には万全を尽くしてもらいたいと思います。

神村 さて、条約交渉といえば、東京条約（航空機内における犯罪その他ある種の行為に関する条約）について、本年、動きがありましたね。

朝火 今年5月と12月に、モントリオールにおいて、東京条約の改正又は議定書作成に関する国際民間航空機関（ICAO）法律小委員会が開催されました。東京条約は、各国の刑法上の犯罪等について航空機の登録国に裁判管轄を設けることを義務付けるとともに、犯罪等を行った者を降機させることができるという機長権限などを定めたもので、我が国は昭和45年に締約しています。今回の法律小委員会では、いろいろな論点が提起されているのですが、一番大きな論点は、着陸国等においても義務的な裁判管轄を設けるか否かです。例えば、米国に登録された航空機内で、我が国領空・領土外において、米国人が米国人に傷害を負わせ、その航空機が我が国に着陸した場合、我が国に裁判管轄があることとなり、その対処を迫られることとなりますので、今後の執務にも影響が出ることになります。

山内 それは、どういう問題意識に基づく論点提起なのかな。

朝火 それが正直なところ、ICAO事務局から、

というものでした。

神村 今後はどのような展開になるのですか。

朝火 来年5月に開催される法律委員会で協議が続けられ、その後、時期は未定ですが、外交会議で採択が行われる予定です。

5 国際会議関係

神村 続いて、国際会議関係に移りましょう。まずは、私も代表団の一員として出席した第21回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）について振り返り

たいと思います。

楠 はい。コミッションは、毎年1回、春にウィーンで開催されている会議でして、国連全加盟国が参加して今後の刑事司法の在り方について協議を行う会議です。今年の第21回コミッションは、4月20日に非公式会合が開催され、翌週の23日から27日にかけて本会合が開催されました。法務省刑事局・検察庁からは、毎年、最高検の部長を団長として、当課のメンバーを中心として会議に出席しています。今年は、我が国からは、最高検幕田刑事部長を団長とし、神村国際課長、山内国際刑事企画官、朝火局付と小職のほか、アジア極東犯罪防止研究所佐久間所長及び同研究所教官、外務省出向検事からなる代表団が派遣されました。

山内 菅野ウィーン代表部一等書記官には、今回のコミッションでも議場及び議場外で大変活躍してもらいました。

神村 今年のテーマ別討論は、「移民に対する暴力」がテーマでしたね。

楠 はい。このテーマの下、幕田部長には、我が国を代表してステートメントを実施していただき、我が国においては人口に対する移民の割合が比較的少ないものの我が国においても移民に対する暴力への対応は重要であると述べていただいた上で、我が国の人身取引対策への取組を紹介してもらいました。

神村 今回会議では、全部で何本の決議案が審議されましたか。決議案によっては、遅い時間まで非公式協議が行われたケースもありましたね。

楠 決議案は全部で10本審議されました。今回のコミッションでは、例年ほどは、我が国の法制度とは相容れないような問題のある決議案はそれほど多くはありませんでした。ただ、そうは言っても、複数の決議案については、各国の利害が対立し、連日、夜遅くまで非公式協議を重ねたものもありました。

朝火 私が担当した決議案の1つに、イタリアが提出した「国際的な組織犯罪対策に関する国際協力の促進」というテーマのものが、夜遅くまで非公式協議が行われました。イタリアの当初案に対し、各国がいろいろな思惑からいろいろな内容の追加を主張するなどし、長時間に及ぶ議論の末、文化財の不正取引や絶滅危惧の動植物の不正取引、サイバー犯罪に関する内容も盛り込まれることになりました。採択に当たっての全体会議では、内容に不満を残す国から、内容がテーマからかけ離れたものとなっているなどというコメントが出るなどした次第です。

山内 ただ、最終的には、各局付が非公式協議で頑張ったこともあり、我が国の法制度と相容れない内容の決議はなく、無事に終わりましたね。

神村 朝火局付は、国連国際組織犯罪防止条約の締約国会合にも出席されましたね。

朝火 はい。国連腐敗防止条約と国連国際組織犯罪防止条約の締約国会合は、それぞれ交互に隔年で開催されており、本年は、国連国際組織犯罪防止条約の締約国会合が10月にウィーンで行われました。我が国は、国連国際組織犯罪防止条約を批准しておらず、署名国に過ぎないため、オブザーバー資格で参加し、我が国からは、小職のほか、外務省担当者が派遣されました。そして、菅野一等書記官を中心に3名で、全体会議、捜査共助等に関するワーキング・グループ、決議案の非公式協議等に当たりました。内容的には、国連国際組織犯罪防止条約のレビュー・メカニズムを採択することが最重要課題だったのですが、予算措置の点で折り合わず、結局、採択に至りませんでした。個人的には、コミッション同様、夜遅くまで決議案の非公式協議等の対応に追われ、大変でした。

神村 次に、国際課が担当する国際会議の大きな柱の1つとして、OECD贈賄作業部会がありますね。本年、どのような動きがあったか説明してもらえますか。

山内 OECD贈賄作業部会は、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に基づき、締約国が相互に贈賄防止条約を担保する国内担保法の整備状況や外国公務員贈賄罪の捜査訴追状況等を監視し、勧告を出すなどの作業を行っており、年4回開催されています。本年も、3月、6月、10月、12月に作業部会が開催されました。この作業部会では、日本は非常に厳しい状況に立たされており、精神的にとっても辛い会議です。話していると会議の様子がいまいち浮かび気分が悪くなってくるので、詳細は、朝火局付よろしく。

朝火 分かりました。企画官のお気持ちお察いたします。

我が国に対する審査に限って説明しますと、昨年12月にフェーズ3対日審査報告が採択されたことを受け、6月会合でフェーズ3対日審査の6か月報告、12月会合では同審査の1年後報告がありました。フェーズ3対日審査の詳細は、検察月報第655号（平成23年10月）を参照してください。フェーズ3対日審査報告における勧告については表5、それを受けて日本が報告した事項とそれに対する作業

部会の反応等については、それぞれの会合ごとに表6にとりまとめました。国内担保法については、贈賄による利益の没収を可能とし、また、その利益洗浄を犯罪化するための、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の改正がなされていないことが大きな問題点として指摘されています。また、作業部会が最も懸念している最大の問題点は、日本が輸出大国であって、かつ、贈賄をしないとビジネスチャンスが閉ざされてしまうような国でも多く事業展開している日本企業があるにもかかわらず、外国公務員贈賄罪の事件数が少なすぎるという点です。日本の捜査機関はちゃんと捜査していない、捜査環境に不備があるならそれを整える必要があるという観点から、種々の勧告が出されているわけです。

表5

平成23年12月採択・フェーズ3対日審査に基づく勧告内容
(法務省関連部分に限る)

勧告 2	外国公務員贈賄の有罪判決に際して、外国公務員に賄賂を贈ることから生じる収益を没収するために必要な法的根拠を至急設けることを勧告する（6か月後報告）。
勧告 4	外国公務員贈賄事件の捜査・訴追に関し、日本が、積極的に端緒をつかみ捜査を遂げるために適切な方策を至急講じることを勧告し、更に、以下のことを勧告する（6か月後報告）。
(a)	非強制的な捜査手法及び捜査共助の要請を、適切な場合に、可能な限り早期の段階から活用し、また、日本の刑事司法制度を見直すため法務省に設置された法制審議会での議論を含め、通信傍受や刑事免責の付与等の新たな外国公務員贈賄捜査手法の利用についての日本の検討状況を報告すること（24か月後報告）。
(b)	経済・金融犯罪に特別な責任を有する地方検察庁における特別捜査部・特別刑事部が外国公務員贈賄事件を捜査する枠組をより強化するために、(i) 同部が所管する犯罪に、外国公務員贈賄罪が含まれることを明記し、(i i) 外国公務員贈賄事案を発見、捜査、訴追するために適切な人的・物的資源を配分し、(i i i) 警察や税務当局・証券取引等監視委員会を含む関係諸機関との効果的な連携を図ること（6か月後報告）。

(c)	犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）からのFIU情報を如何に活用しているかについて、法執行機関がJAFICと計画的にフォローアップすることを確保するための適切な方策を講じること（6か月後報告）。
勧告5	外国公務員への贈賄による収益の洗浄が犯罪となるよう組織的犯罪処罰法の必要な改正をするための方策を至急講じることを勧告する（6か月後報告）。

表 6

OECD贈賄作業部会を巡る本年の動き（法務省関連部分に限る）

07

石田 外国公務員贈賄罪を立件するといっても、どのような端緒が考えられるのでしょうか。

山内 我が国が外国公務員贈賄の捜査の端緒をつかむための方策として、作業部会が考えているのが、表6にある

また、これに先立ち、来年2月には、米国において、米国司法省等が主催する外国公務員贈賄セミナーが開催される予定で、検事数名が派遣される予定です。このセミナーでの成果を広く共有し、外国公務員贈賄事件の立件につながればと思っています。

神村 ところで、来年はどのような展開が予想されますか。

朝火

神村 来年も、作業部会への対応は、国際課にとって最重要課題となりますね。

神村 同じく会議数が多いF A T F（金融活動作業部会）の最近の動きを説明してもらえますか。

石田 F A T Fとは、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立されたマネー・ローンダリング対策の国際基準作りを行うための多国間の枠組みで、当初は麻薬関係等の犯罪資金のマネー・ローンダリング対策に資する金融制度の構築を主目的としていたものの、2001年同時多発テロを機にテロ資金供与対策にも取り組むようになり、最近では大量破壊兵器拡散対策にまで取り組んでいます。これらマネロン等の対策に関する勧告を策定し、加盟国が当該勧告にのっとった国内法整備等を行うように相互に審査しあうことが主たる活動内容となっています。

山内 現在の論点について説明してください。

石田 現在のF A T Fでは主に2つの活動が同時並行的に進んでいると考えてよいと思います。

1つ目の活動は2003年に改訂された「40の勧告」及び2001年に作成され2004年に項目が追加された「9の特別勧告」に基づく第3次勧告による相互審査です。この相互審査は、国内法等がF A T Fの第3次勧告に一定水準以上ののっとったものとなっていれば卒業できるのですが、

卒業できていない国は少なくありません。

2つ目の活動は2012年に改訂された「40の勧告」、以下では第4次勧告と述べますが、それに基づく相互審査をできるようにするためのメソッドロジーの作成です。先ほども述べたようにF A T Fでは加盟国の国内法整備等を相互審査するのですが、相互審査の際に何を審査すれば良いのか、その指針を明らかにしておく必要があります。そのメソッドロジー作成作業が現在進んでいるところです。

朝火 第3次勧告に基づく、対日相互審査の現状はどうなっているんだっけ。

石田

神村 法務省・検察に関することでフォローアップ報告を求められていることはあるのですか。

石田

いいかげん進展がないとまずいことになりそうです。

山内 日本と同様の論点で指摘を受けていた

まで行っているようです。

ので問題は深刻です。

楠 第4次勧告について、現場にはどのような影響があるのかな。

石田 OECD贈賄作業部会で外国公務員贈賄罪の事件数が少ないことが指摘されているという話がありましたが、FATFでも、第3次勧告に基づく相互審査の際、マネロンの前提犯罪に基づく立件はあってもマネロン罪自体での立件数が少ないこと、没収の件数が少ないことなどが指摘されています。もっとも、第3次勧告に基づく審査では、FATFの要求するような法律や機関などが審査対象国に準備されているかどうかという技術的視点から審査されることが多かったので、没収の件数が少ないことなどはそれ自体としては大きく評価に影響を与え

ることはありませんでした。しかしながら、第4次勧告に基づく審査では、FATFの要求するような法律や機関が準備されているかどうかという技術的観点に基づく審査のみならず、没収の件数や額といった統計などに基づいた運用状況の評価という実効性観点に基づく審査も導入されることとなっており、没収の額や件数といった統計も評価に大きく影響を与えることとなると思われます。そのため、第4次勧告に基づく審査では、現場の活動状況が、より一層、日本の国際的な評価に跳ね返るという傾向が強くなると思います。

楠 第4次勧告には我が国にとって注目すべきNCB（有罪判決に基づかない没収）についても触れられていますね。

石田 一般的なNCBについては努力義務というか考慮義務に過ぎません。しかしながら、NCBに係る共助要請については、国内法の原則に反しない限り義務とされています。また、第4次勧告解釈ノートを見ると、NCBに係る共助要請については「少なくとも、犯人が、死亡、逃亡、不在、又は不詳であることを理由として犯人を訴追することができない状況においては、これらの要請に応じることができるようにすべきである。」ともされているので、今後、我が国も、どこかのタイミングで関連国内法の整理・検討をする必要性はありそうです。

また、第4次勧告を概観すると、NCB以外にも、我が国が批准していない国連国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約の批准が義務付けられていたり、我が国がマネロンの前提犯罪としていない脱税をマネロンの前提犯罪とするように義務付けられていたり、注目すべき論点は幾つかあると考えています。

山内 この国連腐敗防止条約との関係では、本年10月に、G20腐敗対策作業部会が開催され、石田局付が出席したよね。

石田 はい。G20腐敗対策作業部会は、腐敗対策を列挙した年間の行動計画とその進捗状況について議論するフォーラムですが、10月には、来年の腐敗対策行動計画を採択しました。腐敗の摘発に尽力するとか、OECDやFATFと協力していくとか抽象的な目標が多い計画ですが、我が国が締結していない国連腐敗防止条約について、

G20でこの条約を締結していない国は他にドイツとサウジアラビアしかありませんが、

が、みっともない限りです。なお、G20腐敗対策作業部会とFATFが合同で開催した専門家会合もあり、FATF勧告等、マネロン対策を主眼とした施策が、腐敗対策にも有用であるとの題目でしたが、各国がその題目に係る具体例をプレゼンしたりしました。

山内 腐敗資産については、NCBも絡み、腐敗財産の回復という論点が非常に注目されていますね。

石田 アラブの春を受けて、昔の独裁者の腐敗資産を取り戻したいという動きがアラブ諸国で見られる中、アメリカのイニシアチブの下で、財産回復に関するアラブフォーラムが9月にカタール・ドーハで開催されましたし、引き続き、注視していく必要があると思います。

神村 話は変わりますが、今年から出席するようになった国際会議としては欧州評議会のサイバー犯罪条約委員会がありますが、出張者は山内企画官でしたね。

山内 ええ。今年6月に開催されたサイバー犯罪条約委員会(TCY)に法務省としては初参加しました。愚痴るわけではありませんが、この会議でストラスブールに出張し、引き続きパリに移動してOECD贈賄作業部会に出席して日本の6か月報告をこなし、さらにローマでFATFの全体会合に出席するという強行スケジュールでした。TCYは欧州評議会が採択されたサイバー犯罪条約の締約国会議ですが、条約の履行状況を条文ごとに審査するという作業を行うほか、共通課題についての作業部会を設置し、報告書を採択するという活動をしています。現在議論がされている課題は、国境を越えるデータアクセスについてです。サイバー犯罪条約には、公開データや、アクセス権限ある者の同意に基づいて行うアクセスについては、捜査機関が国境を越えて行うことを認める条文がありますが、例えば、同意がなくとも令状を取得して行う越境アクセスができるかどうかは本条約上必ずしも明らかではありません。また、近時のクラウドのようにデータの物理的所在地が分からない場合に捜査機関がクラウドに蔵置されているデータにアクセスするのは許されるのかも不明確です。しかし、このような事象は各国が直面している極めて実践的かつ現代的な課題であるので、問題点を整理し、議論を重ね、何らかのコンセンサスが得られる範囲において追加議定書を作成するという方向性で推移しています。

神村 我が国がサイバー犯罪条約の締約国になったのは最近でしたね。

山内 今年の11月です。ですから6月の時点では単なるオブザーバー国として会議に参加したわけですが、我が国の条約締結状況について聞かれた際は、既に国内担保法が成立していたこともあったので、間近である旨タンカを切って帰りました。本当に条約を批准できてよかったです。TCYは12月にも会議があったので、今度は締約国として会議に参加することができました。今後は締約国として、履行審査など種々の事務負担が増えることにはなりますが、アジア初の締約国として、また技術大国としても各国の日本に対する期待は大きいと肌で感じてきました。

神村 当課はサイバー犯罪条約の中央当局にもなりましたね。

山内 そのとおりです。サイバー犯罪条約は二国間の刑事共助条約に見られる中央当局制度を採用しており、我が国としてはサイバー犯罪条約を締結したことにより、初めて多国間条約上で中央当局制度を実施することになりました。そして二国間刑事共助条約と歩調を併せて、警察庁と法務省が中央当局となることを欧州評議会に通知しています。

神村 多国間条約である分、今後様々な国からの要請が行われそうですね。ところで、G8関係の会議はどうでしたか。担当の楠局付、説明してください。

楠 今年のG8でも、司法内務大臣会議は開催されませんでした。国際組織犯罪及びテロリズム対策に関するG8の上級専門家会合であるローマ・リヨングループについて、今年2月、ワシントンD.C.で開催され、私が団長会合と刑事法サブグループに出席しました。刑事司法サブグループでは、

について議論を行いました。

山内 今年10月にもワシントンD.C.で第2回目の会合が予定され、UPR政府審査と日程が重なった楠局付の代役として私が出張することになっていました

が、アメリカ東海岸にハリケーンサンディが襲来したため、非常に珍しいことに会合自体がキャンセルとなりました。ちょうどワシントンD. C. 行きの飛行機に搭乗するために成田空港に着いたところで、国際課から会合がキャンセルになったとの連絡を受け、そのままトランクを転がして自宅に戻ったのは疲れました。

6 人権関係

神村 人権関係の業務については、どのような状況ですか。

楠 我が国が締結している国際人権関係条約としては、人権A規約・B規約、児童の権利条約、拷問等禁止条約等種々のものがあり、これらの各条約について、定期的に、我が国の遵守状況に関する審査が行われているほか、人権関係を扱う国連総会第3委員会や人権理事会等で採択される決議案や宣言案について外務省から照会を受けて意見を提出するなど、人権関係の業務は、国際課の業務の重要な一部分を占めています。

神村 今年は、10月最終週に、Universal Periodic Review (UPR：普遍的定期的レビュー) がありましたね。

楠 はい。UPRとは、平成18年3月に採択された国連総会決議に基づき、従前の「人権委員会」に替えて「人権理事会」が創設されたことに伴い、国連加盟国全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして設けられた制度です。我が国は、平成20年5月9日に、第1回UPR審査を受けており、今回が、2回目の審査でした。我が国は、今年2月から政府報告書の作成に取りかかり、7月に人権高等弁務官事務所に政府報告書を提出して、10月にジュネーブで国連加盟国による政府審査を受けました。

神村 政府審査の状況について説明してください。

楠 国連加盟国各国が、持ち時間の中で、我が国に対し、質問をしたり、意見や懸念を表明したり、勧告を行いました。刑事局に関する各国発言内容としては、死刑廃止、死刑廃止に向けた死刑モラトリアムの実施、死刑事件について義務的再審制度の導入、代用監獄制度の廃止、取調べの全過程の録音録画の制度化、取調べへの弁護人の立会いの制度化等に関する勧告などでした。これらに対しては、我が国政府の持ち時間内において可能な範囲で、我が国政府の立場を説明し、理

解を求めたところです。

楠 また、人種差別撤廃条約についても、来年1月の提出に向けて、政府報告書の作成作業を開始し、現在鋭意進めているところです。

山内 法総研が実施する検事に対する研修でも、国際課の局付において、人権条約について講義を行わせていただいているよね。

楠 はい。当課の局付において、人権条約と国際捜査共助について講義を実施させていただいております。これは人権条約の政府報告の際には捜査官に対する人権教育ということが取り上げられるためでもあります。当方としては、研修を受けられる方々には普段馴染みがないであろう人権条約についても、分かりやすく講義を行うよう努めております。

7 まとめ

神村 今回紹介した業務のほか、国際課においては、招へい案件や旅券発給審査に関する事務など多岐にわたる業務を担当しており、企画官や専門官の下で、国際課全員が一丸となって成果を上げることができた1年でした。

捜査共助案件が大幅に増加する中、条約交渉や国際会議への対応に追われたものの、皆健康で1年を過ごせたことが何よりです。ちなみに、本年の国際課における局付以上5名の出張回数と期間を集計してみたところ、計36回、294日間にも及ぶことが分かりました。

来年も多忙を極めるものと見込まれますが、国際課一丸となって、捜査共助案件を処理するとともに、国際会議等の対応に当たっていきましょう。

第 3 刑 事 課 関 係

1	はじめに	91
2	新しい制度の運用や国会の動き等	91
3	一般刑事関係	94
4	少年・環境関係	96
5	交通関係	97
6	財政関係	100
7	経済関係	102
8	官紀・選挙関係	104
9	おわりに	106

第3 刑事課関係

1 はじめに

名取俊也刑事課長 それでは座談会を始めたいと思います。今年1年の刑事課を振り返ってみると、年初から、多数の国会質問や国会議員からの資料要求、説明要請に対応するなど、本当に慌ただしい1年であり、例年同様、緊張を緩めることができない1年でした。

それでは、まず、演参事官、今年の刑事課の所掌事務の概要を説明してください。

濱克彦参事官 はい。刑事課の所掌事務は、一般刑事、少年、交通、環境、選挙、官紀、財政、経済の8つに分けて担当しており、国会質問、国会議員からの資料要求、説明要請への対応等や、各省庁所管法令の制定・改廃に伴う罰則審査その他の関係省庁との連絡折衝等のほか、検察庁との関係では、各種事件報告の整理や統計資料等の取りまとめ、個別事件に関する刑罰法令の解釈適用に関する質疑や事例・文献の照会に対する回答、各種の会同・協議会の準備や運営等がメインであることは変わりませんが、最近では、分野別専門委員会、取調べの在り方検討チーム、公判問題検討会等への対応等の新しい仕事も増えております。

2 新しい制度の運用や国会の動き等

(1) 裁判員制度

名取 裁判員制度が施行されて3年が経過し、今年も複雑困難な事件について裁判員裁判が実施されましたね。

福岡一朗局付 はい。今年10月末までに、6074件の裁判員裁判対象事件が起訴され、人員にして4380人に判決が言い渡されています。最高裁の検証によれば、公判前整理手続が長期化していることが指摘されており、その原因ははっきりしませんが、少なくとも、各地検においては早期の書面提出や早期かつ積極的な証拠開示に努めているものと考えられ、引き続き努力を継続していくことが必要であると思います。

濱

福岡



今後も間接事実の積み重ねによる立証を要するような複雑困難な事件の審理が行われることと思いますが、検察官としては、より一層、基本に忠実な迅速かつ徹底した捜査によって事案の真相を解明し、分かりやすくて確かな主張・立証に努めていく必要があると思います。

名取 他に注目を集めた事件にはどのようなものがありましたか。

福嶋



(2) 被害者参加制度

名取 被害者参加制度の実施状況はどのようになっていますか。

茂木潤子局付 被害者参加制度の実施状況について、平成21年から平成23年の司法統計年報のデータをまとめたものが、図表1になります。これによると、平成23年に被害者参加の申出がなされ、参加が許可された被害者等の人数も、証人尋問や意見陳述等の利用者数も、平成21年と比較すると大分増えていることが分かります。

【図表1】(平成21年～23年司法統計年報 第44表抜粋)

通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員 －全(地方・簡易)裁判所－									
	被害者参加の申出のあった終局人員	被害者参加を許可された被害者等	弁護人委託の届出があった被害者等	証人尋問をした被害者等	被告人質問をした被害者等	刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	付添いの措置が採られた被害者等	遮へいの措置が採られた被害者等
H21	403	560	367	130	344	288	359	24	50
H22	588	839	557	217	484	428	522	40	115
H23	586	914	632	176	469	454	591	30	104

濱 被害者参加人は、具体的にどのような訴訟行為を行うことが多かったのでしょうか。

茂木 委託弁護士を含む被害者参加人が証人尋問をしたのは176名、被告人質問をしたのは469名、弁論としての意見陳述をしたのは454名、心情の意見陳述をしたのは591名でした。また、付添いの措置が採られた参加人は30名、遮蔽の措置が採られたのは104名でした。

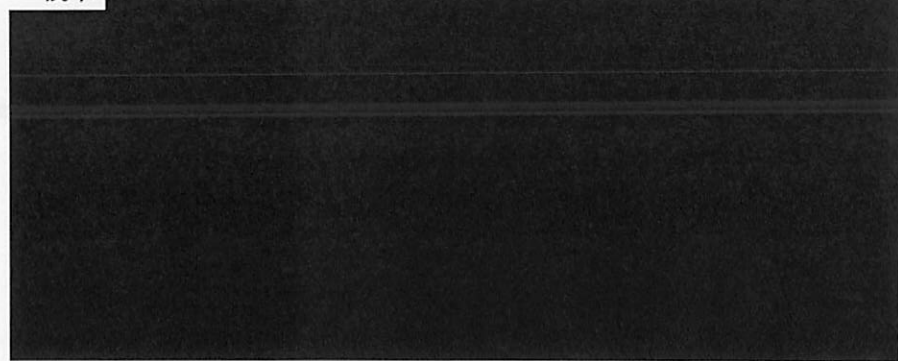
名取 被害者参加が多くなされるのはどのような罪名ですか。

茂木 通常第一審事件で参加を許可された被害者等の数では、自動車運転過失致死傷罪が最も多く、殺人、強姦等の性犯罪事案でも多くの参加がなされています。

(3) 検察審査会関係

名取 今年は、検察審査会による起訴議決等に関しては、どのような動きがありましたか。

茂木



濱 検察審査会制度については、起訴議決に至らずとも、起訴相当や不起訴不当の議決がなされ、再捜査により起訴がなされるケースも少なくないですね。

茂木 そうですね。今年は、起訴相当議決が6件、不起訴不当議決が80件ありました。そのうち14名の被疑者については、再捜査の結果、検察官により起訴されています。

名取 検察審査会制度については、無罪判決が続いたこともあり、制度の在り方に疑問を呈する声もあるようですが、検察官が国民の理解を得られるような事件処理に努めるという視点は大切です。もとより、検察官が法と証拠に基づいて起訴・不起訴を判断すべきことに何ら変わりはありませんが、検察審査会で起訴相当等の議決がなされた場合には、その議決の理由を踏まえて捜査を尽くし、改めて、法と証拠に基づく処分を行うことが求められるといえますね。

3 一般刑事関係

名取 では、刑事課の所管事項別に、今年を振り返ってみましょう。まず一般刑事関係ですが、今年も多く的事件が発生しましたね。

唐木智規局付

茂木

濱

茂木

名取

深野友裕局付

最高検の法科学専門委員会にサイバー犯罪担当検事及び検察事務官が設置されたほか、東京地検及び大阪地検にサイバー係検事及び検察事務官が設置されており、今後、サイバー犯罪等に関する研修等の充実強化も図られる予定です。

名取 そういえば、今年6月には、サイバー関係の手続法部分の改正が施行されましたね。

深野 はい。この改正により、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法が整備されたほか、記録命令付差押えや電気通信回線で接続している記録媒体からの複写が可能になりました。また、通信履歴の電磁的記録の保全要請の規定も整備されており、これについては、国会報告との関係で、その運用状況に関する調査をお願いしているところです。

名取

福岡

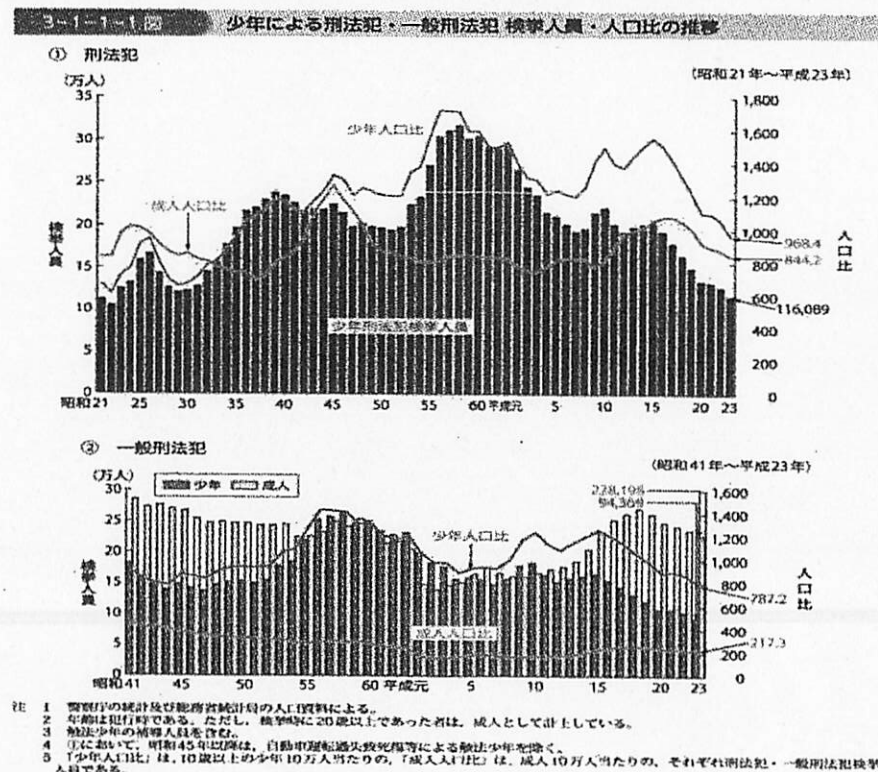
4 少年・環境関係

名取 少年事件の非行情勢についてはどうですか。

福嶋 刑法犯検挙人員は、図表2のとおり、平成16年から毎年減少しており、人口比で見ても、平成16年から毎年低下しています。

最近では、大津中2自殺事件をきっかけとして、いじめの問題がにわかに社会的な関心を集めていますが、警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数や検挙・補導人員は、昭和60年をピークとして長期的には減少傾向にあります。

【図表2】(平成24年犯罪白書3-1-1図)



名取 次に、環境犯罪については何かありますか。

福嶋 動物の愛護及び管理に関する法律が今年9月に改正され、動物の殺傷・虐待や動物取扱等の無許可営業など、全体的に罰則の法定刑が引き上げられました。施行期日は平成25年9月1日とされており、注意が必要です。

5 交通関係

名取 今年の前半は、社会の耳目を集める重大な交通事犯が立て続けに起きましたね。

茂木

濱 こうした事案と関連して、国会、政党部会、超党派の会議等で、危険運転致死傷罪の適用状況、条文解釈、個別事案における適用の可否等について、様々な質問や指摘がなされ、現在は自動車運転に係る死傷事犯に対する罰則の在り方について法改正の議論にもなっていますね。法改正の点については、法制管理官室から説明されることと思いますが、刑事課ではどのような対応をしましたか。

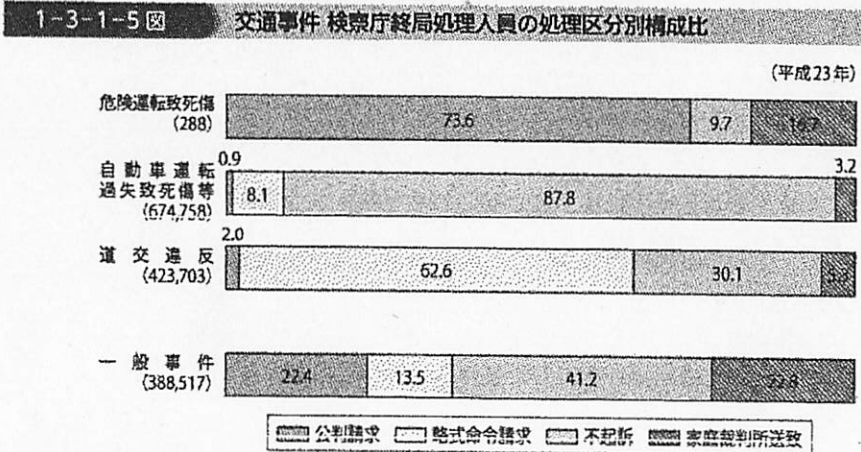
茂木 刑事課では、主に個別事件に関する質問対応と、統計上の危険運転致死傷罪等の適用状況に関する質問対応を行いました。個別事件に関する質問への対応に当たっては、原庁の方々にいろいろと御協力いただきました。

濱 統計上の適用状況は、どうなっていますか。

茂木 犯罪白書や検察統計年報によると、危険運転致死傷罪の通常受理人員は毎年おおむね200人強となっており、平成23年の危険運転致死傷罪の通常受理人員は228人でした。平成23年の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比は、図表3のとおりで、一般事件の公判請求が22.4%、略式命令請求が13.5%、不起訴が41.2%

であるのと比べると、危険運転致死傷罪では公判請求率が高いのが特徴といえます。

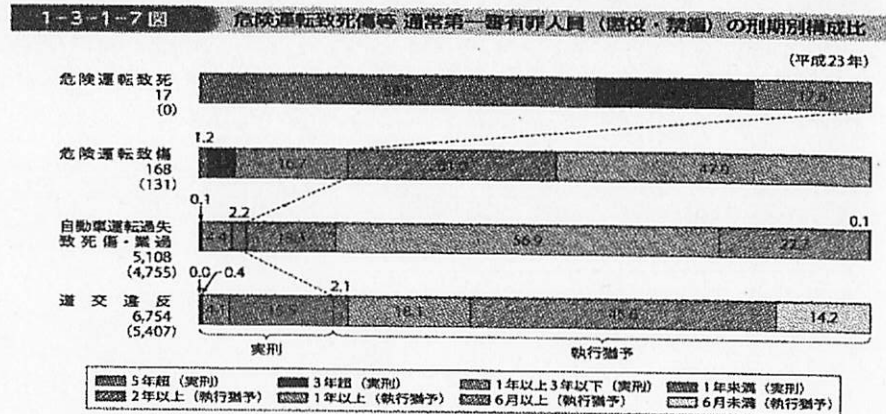
【図表3】(平成24年犯罪白書1-3-1-5図)



濱 通常第一審有罪人員の刑期別構成比はどうですか。

茂木 それについては、図表4のとおりで、危険運転致死罪については17名中17名が実刑判決となっており、危険運転致傷罪でも168名中20%以上は実刑判決となっています。

【図表4】(平成24年犯罪白書1-3-1-7図)



名取

茂木

名取

茂木

6 財政関係

名取 次に、財政関係ですが、最近のは脱犯の動向について説明してください。

深野 まず、統計として、7月に国税庁が公表し、国税庁のホームページにも掲載されている「査察の概要」が参考になります。その内容は、図表5のとおりで、平成23年度の着手件数は195件、処理件数は189件で、告発件数は117件となっています。前年度と比較しますと、着手件数はほぼ変わらないものの、処理件数、告発件数は減少し、告発率61.9%も最近の平均値を下回っています。

【図表5】(国税庁ホームページ)

着手・処理・告発件数・告発率の過去5年間の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
着手件数	220件	211件	213件	196件	195件
処理件数(A)	218件	208件	210件	216件	189件
告発件数(B)	158件	153件	149件	156件	117件
告発率(B/A)	72.5%	73.6%	71.0%	72.2%	61.9%

名取 脱税額の規模はどうなっていますか。

深野 国税当局が平成23年度に処理した事案に係る脱税額の総額は約192億円で、そのうちの告発分は約157億円であり、処理件数及び告発件数の減少に伴って脱税額も減少しています。もっとも、告発1件当たりの脱税額は約1億3,400万円で、前年度とほぼ同額であり、依然として高水準となっています。

名取 告発事件の税目別の割合はどのような状況でしょうか。

深野 それについては、図表6にまとめてあるとおりで、平成23年度は、所得税が全告発件数の30%、法人税が55%、相続税が5%、消費税が7%を占めています。過去数年と比較しますと、前年度に引き続き、法人税の事案が多いことが特徴として挙げられるほか、所得税の割合が増加し、消費税の割合が減少したことが指摘できます。

【図表6】(国税庁ホームページ)

税目別告発件数の過去5年間の推移

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
所得税	57	36	40	26	36	24	36	23	35	30
法人税	62	39	97	63	84	57	90	57	64	55
相続税	4	3	4	3	6	4	9	6	6	5
消費税	30	19	12	8	18	12	19	12	8	7
源泉所得税	5	3			5	3	1	1	4	3
贈与税							1	1		
合計	158	100	153	100	149	100	156	100	117	100

名取 今年起訴された特筆すべき事案としては、どのようなものがありましたか。

深野

名取

深野 平成24年は大きな改正がありませんでしたが、平成22年に、は脱犯の法定刑が引き上げられ、平成23年には、単純無申告は脱犯や消費税の不正受還付未遂犯の罰則が新設されています。

名取 また、毎年秋には、検察官・国税査察官合同中央協議会が開かれていますが、今年はどうなようなテーマが取り上げられましたか。

深野 はい。

7 経済関係

名取 経済関係に移りましょう。まず、今年も、様々な金融商品取引法違反事件の捜査が行われましたね。

唐木

濱

唐木

名取 それから、今年秋には全国財政経済係検事会同が開催され、

唐木

名取 知的財産関係の事件の状況はどうですか。

唐木

濱 知的財産関係の立法の動向としては、いわゆる違法ダウンロードの刑罰化が世間の注目を集めましたね。

唐木 はい。議員立法による著作権法の改正により、私的使用の目的で、有償著作物等の著作権等を侵害するダウンロード行為を、自らその事実を知りながら行った者に刑事罰が科されることになり、今年の10月1日から施行されました。本改正の概要等については、文化庁のホームページに掲載されています。

名取 出資法関係の事件の状況についても説明して下さい。

唐木

濱 出資法の改正に関しては、どのような状況でしょうか。

唐木 上限金利を引き下げ、いわゆるグレーゾーンを撤廃するなどした平成18

年の出資法の改正法は、平成22年6月に完全施行されました。改正法の附則では、平成22年6月以降の適当な時期において、改正法の実施状況などを検討し、必要があると認めるときは所要の見直しを行うこととされていますが、現在まで具体的な改正はなされていません。もっとも、今年5月に自民党の財務金融部会が出資法の上限金利を引き上げることなどを内容とする改正案の概要を公表するなどの動きがあり、今後の動向を注視する必要があります。

8 官紀・選挙関係

名取

神渡史仁局付

名取

深野

名取

神渡

名取

神渡

名取

神渡

9 おわりに

名取

濱

深野

濱 他方で、被害者参加制度や裁判員裁判、取調べの録音・録画や適正確保方策の実施状況など、新しい制度が導入されていく中で、検察の現場から報告を頂く事項が増加しており、報告関係だけでも現場に相当の労力を割いていただいていると思います。当課としても、報告関係事務の効率化に努めるようにしておりますので、今後とも各庁の御協力をよろしくお願いいたします。

名取 それでは、この辺で刑事課の座談会を終わることにしましょう。来年も、

検察の現場から様々な御協力を頂きつつ、刑事課として、適切な対応等に努めていきたいと思います。

第 4 公 安 課 関 係

1	はじめに	111
2	公安労働関係	111
3	外事関係	114
4	風紀関係	118
5	組織犯罪・暴力関係	120
6	薬物・銃器関係	122
7	まとめ	125

第4 公安課関係

1 はじめに

畝本直美公安課長 それでは、これから、平成24年を振り返る公安課の座談会を始めます。まずは、公安課が扱う主な業務について、内藤参事官から説明してください。

内藤惣一郎参事官 当課は、刑事課とともに、いわゆる事件課として、公安、労働、外事、風紀、暴力、薬物及び銃器の7つの分野を担当しています。これらの分野に関し、検察庁との関係では、三長官報告を始めとする各種事件報告の整理や統計資料の収集・整備等、また、個別事件に関する刑罰法令の解釈適用に関する質疑、会同の運営等に対応しています。

また、他省庁との関係では、その所管法令を制定・改廃する際の罰則審査、その他の連絡折衝等の事務を行っており、国会との関係では、国会議員からの説明要請・資料要求等への対応を行っています。さらに、国際案件では、当課の所管事務に関係する国際会議への出席・対応等も行っています。

畝本 当課の構成についても説明してもらえますか。

内藤 当課には、現在、課長・参事官が各1名、局付4名、専門官1名、係長3名、係員3名の合計13名がおります。

畝本

2 公安労働関係

畝本 では、早速ですが、各分野ごとに担当局付から所管事件の概況について説明してもらいましょう。まず、松居局付、公安労働事件の概況から説明してください。

松居新局付 はい。平成23年の検察庁における通常受理人員ですが、いわゆる公安関係事件は282人、労働関係法令違反事件は2,109人でした。

敵本

松居 はい。

内藤

松居 はい。

敵本

松居 はい。

内藤

松居 はい。

内藤

松居

内藤

松居

敵本 次に、ソマリア沖・アデン湾等で多発している海賊問題について田中局
付に説明してもらいましょう。

田中宏幸局付 はい。平成21年6月に、いわゆる海賊対処法、即ち「海賊行為の処罰及び海賊への対処に関する法律」が成立し、自衛隊及び海上保安官がソマリア・アデン湾へ派遣され、海賊対処行動を行っているところです。本年も当該海域で71件（11月30日現在）の海賊行為が発生しており、また海賊の活動範囲も拡大しているところです。

内藤 こうした状況を受けて、海賊対策に民間の武装警備員を活用することも検討されているようですね。

田中 はい。

内藤

田中 はい。

敵本

田中 はい。

内藤

田中 はい。

3 外事関係

敵本 次に、外事関係について、田中局付と松居局付に説明してもらいたいと思います。まず、田中局付から外国人犯罪の動向について説明してください。

田中 外国人犯罪のうち、特に来日外国人犯罪については、平成23年の全国の検察庁における通常受理人員が、前年比で2,111人減少したものの、依然として高水準で推移しています。国籍別（図1参照）では、相変わらず中国が最も多く、

全体の約37パーセントを占めています。その他の国籍では、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ブラジル等がこれに続いています。罪名別（図2参照）では、窃盗事犯が最も多く、3,235人となっており、次いで、出入国管理及び難民認定法違反が3,073人、傷害事犯が1,079人、覚せい剤取締法違反が756人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反が620人となっています。また、来日外国人による薬物事犯も1,021人と相当数に上っており、そのうち覚せい剤取締法違反が半数以上を占めています。

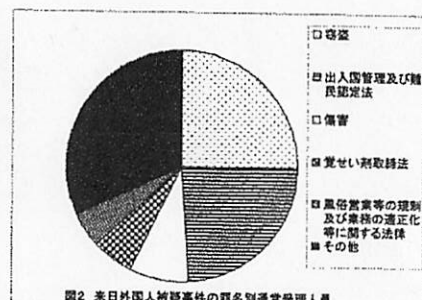
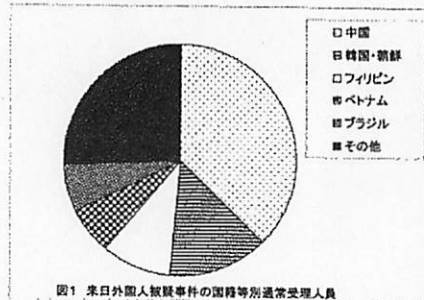


図1及び図2の注

- 1 検察統計年報による。
- 2 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く。

内藤

田中 はい。

内藤

田中 はい。

畝本

田中 はい。

内藤

田中 そうでしたね。

内藤

田中 はい。

畝本

一同 ありがとうございました。

畝本 外事と言えば、米軍関係事件もかなり大きな比重を占めていますが、米軍関係では、少年事件の取扱いについて運用の改善を行いましたね。松居局付、この運用の改善の意義について説明してくれますか。

松居 これまで、米軍関係の少年事件については、我が国が第一次裁判権を有する場合であっても、基本的には、検察官において刑事処分相当と認める場合に限り、第一次裁判権を行使して家庭裁判所に送致し、刑事処分相当ではないと判断した場合には、第一次裁判権を行使せず、家庭裁判所に送致していませんでした。このような運用は、昭和28年の通達に基づくものでしたが、本年8月に新たに通達を発出して、刑事処分相当ではないと判断した場合でも、事案によっては、第一次裁判権を行使して家庭裁判所に送致することとしました。これにより、米軍関係の少年事件の処理について、より柔軟な取扱いが可能となりました。

内藤 今回の通達によっても、全件について第一次裁判権を行使するというものではなく、あくまでも事案によって、第一次裁判権を行使することもあれば、第一次裁判権を不行使とすることもあるということです。ですから、公安課としても、その運用状況を注意深く見守っていく必要があります。

松居 はい。

畝本

松居 はい。

敵本

4 風紀関係

敵本 それでは、風紀関係を振り返ってみましょう。まず、風紀関係事犯の動向について、田中局付から説明してください。

田中 平成23年の全国の検察庁における通常受理人員を見ますと、売春防止法違反については、941人であり、前年から9人減少しました。一方、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反については、3,922人であり、前年から9人増加し、わいせつ事犯（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）については、合計3,132人であり、前年に比べ187人増加しました。児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反については、2,069人であり、前年から21人減少しました。さらに、賭博・富くじ罪については、842人であり、前年から483人減少しました。

敵本 「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正に関しては、ここ数年来動きがありますが、この機会に簡単にまとめて説明してください。

田中 はい。「児童買春・児童ポルノ禁止法」については、平成20年6月、自由民主党・公明党から、「単純所持」と言われている、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が国会

に提出され、民主党からも、平成21年に、有償又は反復による児童ポルノ取得についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が国会に提出されましたが、衆議院の解散により、いずれも廃案となりました。

その後、平成21年11月、自由民主党・公明党から、再度同様の改正案が提出され、他方、民主党からも、平成23年8月、有償かつ反復による児童ポルノ取得についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が衆議院に提出されましたが、平成24年11月の衆議院解散により、またしても両案廃案となりました。

内藤 人身取引対策についても、この機会に、ここ数年の動きを説明してもらえますか。

田中 はい。人身取引については、平成17年の刑法改正による人身売買罪の創設等の取組が進められてきたところですが、その後、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘や、より幅広い対策の推進を求める様々な指摘がなされていること等を踏まえ、政府一体となった対策を推進するための行動計画として、平成21年12月の犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2009」が策定されました。

そして、平成22年6月には、人身取引事案に関する関係省庁連絡会議において、人身取引の被害者の認知に関するマニュアルとして「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置について）」を策定し、平成23年7月には、新たに、人身取引の被害者の保護に関するマニュアルである「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置について）」を策定しました。

内藤

敵本

田中 はい。わかりました。

5 組織犯罪・暴力関係

畝本 今年も暴力団による犯罪が後を絶ちませんでしたが、組織犯罪・暴力団犯罪の情勢について、小林局付から説明してもらえますか。

小林 隼人局付 暴力団等の犯罪組織による犯罪は依然として多発しており、社会に対する脅威となっています。

まず暴力団情勢から説明しますと、山口組、稲川会及び住吉会の主要3団体の暴力団構成員及び準構成員の総数が全体の8割以上を占めるなど、依然として寡占状態にあり、特に山口組の勢力は全体の約5割強と突出しています。

内藤

小林 はい。

内藤

小林 はい。

畝本 最近の暴力団の資金源犯罪の動向については、どうでしょうか。

小林 暴力団の資金源犯罪としては、平成23年の検挙件数によると、窃盗が2万

4916件と最多で、次いで覚せい剤取締法違反の9572件、詐欺の4592件となっております。

畝本 暴力団対策は喫緊の課題となっているところ、今年は暴対法の改正がありましたね。

小林 はい。今年7月には、いわゆる改正暴対法が成立し、暴力団に対する規制の強化が図られました。具体的には、対立抗争による危険を防止するための措置として、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に同様の危害が加えられるおそれがあると認めるときに、都道府県公安委員会が3月以内の期間及び警戒区域を定めて当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定し、当該特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において事務所の新設や事務所への立入り等が禁止されることになり、これに違反した場合の直罰規定が設けられました。

また、暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置として、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、同じ指定暴力団等に所属する指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときに、都道府県公安委員会が1年以内の期間及び警戒区域を定めて当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定し、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して暴力的要求行為を行った場合の直罰規定が設けられるなどしました。これを受けて、今年12月には、道仁会及び九州誠道会が特定抗争指定暴力団等に、工藤會が特定危険

指定暴力団等に指定されました。

改正の詳しい内容については、検察月報666号に調査解説がありますので、参考にいただければと思います。

畝本

小林

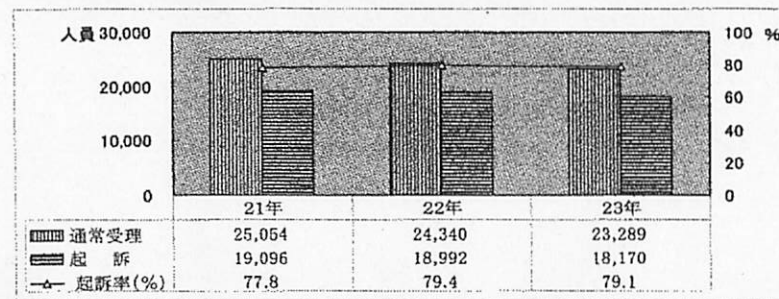
6 薬物・銃器関係

畝本 最後に、薬物・銃器犯罪の情勢等について、小林局付から説明してもらえますか。

小林 はい。まず薬物犯罪についてですが、統計的な側面から近年の薬物犯罪情勢を見てみますと、平成21年から23年までの検察庁における薬物事犯全体の通常受理人員数は、この表（下の表）のとおりであり、依然として高水準で推移していることには変わりなく、薬物犯罪を取り巻く状況は厳しいものがあります。

○麻薬・覚せい剤事犯の通常受理・起訴人員の推移

薬物5法（全体数）



(注) 1 検察統計年報による。

2 起訴率 = 起訴数 / (起訴数 + 不起訴数)

畝本

小林 平成23年の麻薬特例法に基づく没収・追徴の各合計金額を見ると、没収については約2127万円相当、追徴については約8億5000万円となっており、薬物密売組織からの犯罪収益の剥奪に相応の効果を上げているものと思われます。

畝本 薬物乱用対策については、政府全体としても、取組を進めていますね。

小林 はい。薬物乱用対策は政府全体として取り組むべき事柄とされており、青少年による乱用や依存者による再乱用の防止が喫緊の課題とされるとともに、薬物犯罪の取締りや薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底が強く求められております。こうした状況を踏まえ、平成20年8月には、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が、平成22年7月には、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」が薬物乱用対策推進会議において決定されております。これらについては、インターネット上に公開されていますが、薬物乱用防止戦略加速化プランにおいては、法務、検察に関わる事項として、関係省庁との連携・情報共有、薬物密売事犯等に対する厳正な

科刑の実現、薬物犯罪収益の徹底した剥奪等に加え、営利目的輸入事犯等の裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響に対する裁判員の理解を得られるよう、分かりやすい立証の方法に配慮することなどが盛り込まれておりますので、各庁において留意していただければと思います。

内藤

小林 はい。

平成21年5月の裁判員裁判の施行後、現在までに、覚醒剤等の営利目的輸入事件の裁判員裁判において、既に11件の無罪判決が言い渡されています。

内藤

畝本

小林 通信傍受が行われた事件数ですが、通信傍受法が施行された平成12年以来、平成23年までに、合計67事件について通信傍受が実施されてきました。本年は、これまで10事件について、通信傍受が実施されましたが、この10件には薬物事件だけでなく、銃器事件等も含まれています。

畝本 銃器犯罪の状況はどうですか。

小林 はい。警察庁の統計によれば、平成23年中の銃器発砲事件の発生件数は45件、拳銃の押収丁数は426丁となっています。

7 まとめ

畝本

一同 分かりました。

第 5 刑事法制管理官関係

1	はじめに	129
2	刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案	130
3	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律	132
4	裁判員制度関係	133
5	死刑・終身刑をめぐる議論	134
6	罰則審査	135
7	罰則の定めのある条例	136
8	医療観察法関係	137
9	被害者関係	138
10	少年法関係	139
11	自動車運転に係る死傷事犯関係	141
12	おわりに	142

第5 刑事法制管理官関係

1 はじめに

上冨敏伸刑事法制管理官 それでは、平成24年の刑事法制管理官室を振り返る座談会を始めましょう。この座談会には、岩尾官房審議官にも御出席いただき、適宜、御発言をいただきたいと思います。

岩尾信行官房審議官 まずは、皆さん、今年も一年間御苦勞様でした。今年は、刑事法制管理官室が企画・立案に関わった法律案としては、いわゆる刑の一部執行猶予法案が国会で審議されましたが、11月の衆議院解散に伴い廃案になりました。来年こそは3年越しになってしまったいわゆる刑の一部執行猶予法案が成立することを期待したいですね。

上冨 はい。他にも現在法制審議会で審議をいただいている案件があり、来年は更に国会に提出する法案が多くなりそうですので、一つ一つ着実に成立を目指したいところです。まずは、当室の所掌事務について、佐藤刑事法制企画官から説明してもらいましょう。

佐藤剛刑事法制企画官 現在、刑事法制管理官室に配置されているのは、この図のとおり、総勢34名ですが、うち18名は主として刑事司法制度改革本部の業務に従事しています。

刑事法制管理官	1名
参事官・企画官	4名（3名）
局付	14名（9名）
補佐官・専門官	3名（2名）
係長	4名（1名）
係員	8名（3名）

※ 括弧内は、うち、主として、刑事司法制度改革本部の業務に従事する者の数

法務省組織令によると、刑事法制管理官の所掌事務は、「刑事法制に関する企画及び立案に関する事務」とされており、具体的には刑法、刑事訴訟法等の刑事の

基本法制の企画・立案、これに関連する現行法令や外国法令、判例等に関する資料の収集と調査などの事務を行っています。

そのほか、刑事法制管理官室が中心となって、各省庁が立案した法案で罰則に関連するものなどについての法令協議や、罰則の定めのある条例に関する事務も行っています。

上富 では、順次、テーマごとに、今年を振り返りつつ、将来の展望について意見交換を行いたいと思います。

2 刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

上富 昨年の座談会でも話題になった刑の一部執行猶予法案の現状について説明してください。

東山太郎刑事法制企画官 はい。御指摘の法案は、刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備を内容とする「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」です。これらの法案は、昨年11月、第179回臨時国会に提出された後、参議院において先に審議され、同年12月2日に全会一致で可決されて衆議院に送付されましたが、継続審議となりました。そして、本年の第180回通常国会においても審議が行われたものの、本年11月の衆議院の解散に伴い、廃案となってしまいました。

岩尾 刑の一部の執行猶予制度が導入されれば、犯罪者の再犯防止・改善更生に役立つものと期待されていただけに、廃案となったのは本当に残念でしたね。

白鳥智彦局付 おっしゃるとおりです。いわゆる初入者に対する刑の一部執行猶予は、まず刑事施設において処遇を行った上、その処遇による改善更生の効果を維持・強化することができるよう、仮釈放のように残刑期間に限られることなく、残刑の執行が猶予される期間にわたり、執行猶予の取消しによる心理的強制によって自発的な更生を促し、また、必要に応じ保護観察に付することができることとすることによって、その刑責を全うさせつつ、再犯防止・改善更生を図ることを可能とすることにあります。このような観点から、前に禁錮以上の刑に処

せられたことがない者や、禁錮以上の実刑に処せられたことがあってもその執行終了等の日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者に対し、3年以下の懲役又は禁錮の言渡しをする場合、その刑の一部について執行を猶予することができることとするとともに、必要に応じて、保護観察に付することを可能にすべく、刑法の改正を行う予定でした。

三谷真貴子局付 この法案では、新法を制定して、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予制度を導入することも内容としていました。つまり、覚醒剤等の規制薬物等の自己使用・単純所持の罪を犯した者については、いわゆる初入者以外の者であっても、刑の一部の執行猶予を可能とし、保護観察を必要に付することを盛り込んでいました。この制度は、まず刑事施設において薬物への傾向性改善の処遇を行った上、薬物の誘惑のあり得る社会内においてもその効果を維持・強化するため、引き続き、保護観察による適切な社会内処遇を残刑の期間に限られず相応の期間にわたって実施することにより、その刑責を果たさせつつ、再犯防止・改善更生を図ることを目的としていたのです。

東山 さらに、この法案には、保護観察処遇における特別遵守事項の新たな類型として、保護観察対象者に、公共の場所での清掃活動や高齢者等の介護補助活動等の社会貢献活動を義務付けることができるようにするための、更生保護法の改正も盛り込まれていました。社会貢献活動も、当然のことながら、犯罪者の再犯防止・改善更生を図ることを趣旨としています。

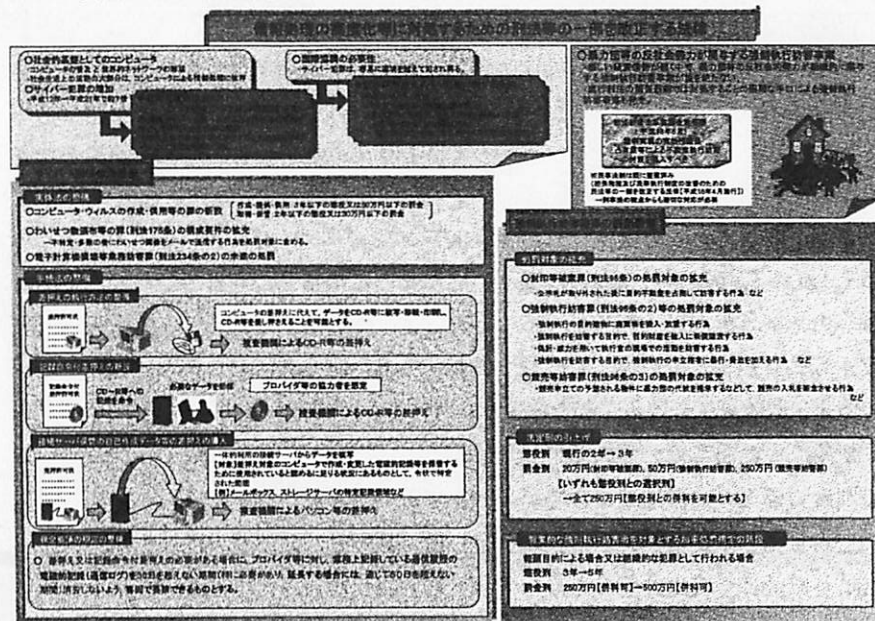
岩尾 この法案は、平成22年2月に、法制審議会において、刑の一部の執行猶予制度の導入と、保護観察の特別遵守事項に社会貢献活動を加えることを内容とする要綱（骨子）案が全会一致で採択され、法務大臣に答申がなされたことを受けて提出に至ったものです。この答申がなされてから、もうすぐ3年を迎えることになりますし、犯罪者の再犯防止・改善更生が重要な問題となっていることからすると、できるだけ早い時期での成立が望ましいですね。

上富 そのとおりです。今回は残念ながら廃案となりましたが、当室としては、次期通常国会での成立を期して、再提出の準備を頑張っていきたいと思います。

3 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

上富 本年6月に昨年成立した「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」のうち、サイバー関係の手続法の整備に関する部分が施行されました。あらためて、この法律の概要を説明して下さい。

榊清隆局付 この法律は、不正指令電磁的記録に関する罪の新設などサイバー犯罪に対処するための罰則の整備、強制執行妨害関係について処罰範囲の拡大及び法定刑の引上げを行う罰則整備並びに記録命令付差押えなどコンピュータの特性を踏まえた捜査手法の導入を行う手続法の整備を内容とするもので、その概要はこの資料のとおりです。



上富 この法律は、過去に「国際組織犯罪防止条約」を締結するための法整備と一体として国会に提出していた法案の一部でしたね。

佐藤 はい、平成16年及び平成17年に国会に提出した「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」

は、国際組織犯罪防止条約締結のための法整備、サイバー関係の法整備及び強制執行妨害関係の罰則整備を内容とするものでしたが、国際組織犯罪防止条約を締結するための法整備については、いわゆる「組織的な犯罪の共謀罪」を中心に、様々な意見が国会審議の場等において示されたことから、国際組織犯罪防止条約締結のための法整備を除いた部分のみについて、まずは法整備を行いました。

上富 国際組織犯罪防止条約締結のための法整備についての検討状況はどうなっていますか。

松本英男局付 現在、条約締結のためにどのような法整備が必要かなどについて、条約を所管する外務省などの関係省庁と協議を行っています。

岩尾 新たに導入された捜査手法については、的確に運用されることが期待されますね。また、残された国際組織犯罪防止条約関係の法整備についても、しっかりと検討を進めて行かなければなりませんね。

4 裁判員制度関係

上富 裁判員制度については、裁判員法附則第9条に、施行から3年経過後に実施状況について検討等をし、必要に応じて、所要の措置を講じる旨規定されていますが、平成24年5月21日に施行から3年が経過しましたね。これまでの検討状況はどうですか。

東山 法務省では、その検討を行うために、平成21年9月、「裁判員制度に関する検討会」を設け、裁判員制度の実施状況の把握や意見交換等を行ってきましたが、平成24年は、施行から3年が経過し、裁判員法が定める検討をスタートさせる年であったことから、開催の頻度を増やし、活発な議論が行われました。昨年の検討会の経過を簡単に説明してください。

坂田正史局付 はい。3月開催の第9回会合以降、4回にわたり、本格的な議論を行うべき論点を整理するための検討を幅広く行っていただいた後、10月開催の第13回会合で、論点整理を行いました。整理された論点としては、「対象事件の範囲等」「裁判員等選任手続」「公判・公判前整理手続」「評議、評決」「被害者等に対する配慮のための措置」及び「上訴」などがあり、法制上、運用上の問題がともに含まれていますが、同会合から直近の12月に開催された第15回までの間は、

各論点についての議論が順次行われています。

東山 今後の予定はどうなっていますか。

白鳥 引き続き論点ごとの議論が行われる見通しですが、平成25年5月には、裁判員制度施行から4年、すなわち、3年後検討の開始から1年が経過することも踏まえ、適切な時期に取りまとめを行う必要があると考えています。

岩尾 裁判員制度が更に社会に定着するためにも、3年後検討が重要であることはいうまでもありません。まずは、今後の取りまとめに向け、検討会において引き続きしっかりと議論が行われていくことを望みたいです。

5 死刑・終身刑をめぐる議論

上富 死刑・終身刑に関する今年の議論の状況はどうでしたか。

佐藤 平成22年、当時の千葉法務大臣が死刑制度に関する国民的議論の契機とすることを目的に立ち上げられた「死刑の在り方についての勉強会」について、本年3月に取りまとめ報告書を公表し、終了しました。

上富 この勉強会における議論の経過はどのようなものでしたか。

榎 はい、この紙に記載されたとおり、主に死刑制度の存廃論に関する議論の状況について、省内のメンバーで内部勉強会を行ったほか、刑事法学者やジャーナリスト、市民団体、死刑廃止を推進する議員連盟といった外部の方から御意見を伺うなどして10回開催されました。

「死刑の在り方についての勉強会」開催経過

1 これまでの開催経過

- 第1回 平成22年8月6日 今後の勉強会の進め方についての検討
- 第2回 同年 8月27日 死刑制度に関する法制度及び判例の概要、死刑制度の存廃に関する文献での議論の概要等についての検討
- 第3回 同年 9月 9日 死刑制度の存廃を中心に外部の方から意見聴取
- 第4回 同年12月17日 今後の方針等について
- 第5回 平成23年4月11日 死刑制度の存廃を中心に外部の方から意見聴取
- 第6回 同年 6月24日 死刑制度の存廃に関するこれまでのヒアリング等における議論の整理
- 第7回 同年 8月 8日 死刑廃止を推進する議員連盟から意見聴取
- 第8回 同年10月17日 これまでの勉強会における議論の状況について
- 第9回 同年11月28日 諸外国における死刑廃止の経緯等について
- 第10回 同年12月19日 イギリス及びフランスにおける死刑廃止の経緯等について外部の方から意見聴取

2 第3回、第5回及び第10回勉強会において御意見をうかがった方

- ・ 第3回
 - 明治大学名誉教授弁護士 菊田幸一氏
 - 全国犯罪被害者の会代表幹事弁護士 岡村勲氏
 - 日本弁護士連合会副会長 道上明氏
 - 元最高検公判部長・公証人 本江威憲氏
- ・ 第5回
 - ジャーナリスト 榎井よしこ氏
 - アムネスティ・インターナショナル日本事務局長 若林秀樹氏
 - 中央大学法科大学院・法学部教授 椎橋隆幸氏
- ・ 第10回
 - 法政大学大学院法務研究科教授 今井猛憲氏
 - 中央大学法科大学院教授 小木曾敏氏

上富 この勉強会が立ち上げられた際には、当面の検討テーマとして、死刑制度の存廃についての考え方のほかに、執行の告知の在り方を含めた執行に関わる問題、執行に関する情報提供の在り方が挙げられていましたが、死刑制度の存廃についての考え方以外のテーマについてはどのように扱うことになりましたか。

南部晋太郎局付 これらのテーマについては、政務三役会議で検討していくことになりました。

岩尾 死刑制度についての検討については、政務三役の意向が強く反映されますから、政務三役の意向を踏まえ、適切に対処していく必要がありますね。

6 罰則審査

岩尾 刑事局の全ての局付が担当する業務として、いわゆる罰則審査がありますね。

榎 はい。内閣が提出する法律案や、内閣で決定する政令は、あらかじめ政府部内でその内容について意見を調整する必要があります。刑事局では、罰則に関する事項のほか、刑事局の所掌事務と関わりのある事項について問題の有無を審査し、必要があれば修正を求めるなどの協議を行っています。これを罰則審査と呼んでおり、刑事法制管理官室が、罰則審査の受理を行い、所管課に配点するなどの事務を担当していますが、実際に法令案を検討するのは、刑事局各課室の局付となります。罰則審査の際には、原則として官房審議官の決裁を要しますので、その意味でも、局付にとっては非常に重要な業務です。

上富 罰則審査に当たっての留意事項として、どのような点がありますか。

白鳥 はい。罰則審査に当たっては、罰則の要否、構成要件の明確性やその規定の在り方、法定刑の適否などといった点のほか、検察官として捜査・公判の遂行上問題が生じないかといった点にも留意する必要があります。

上富 罰則の在り方は刑事裁判実務にも影響する可能性がありますし、細心の注意を払って審査に臨む必要がありますね。さて、今年の罰則審査の状況はどうでしたか。

榎 今年は、刑事局全体で、318件の法令案を、刑事局の全ての局付で分担して審査しました。

岩尾 毎年、それだけ多くの法令案を審査するとなると、複数の法令案に共通する問題点や留意事項が出てくるように思いますが、そうした事項を刑事局内部で共有していくことが重要ですね。

佐藤 はい。そのため、例年、刑事局では、刑事局担当の官房審議官、刑事法制管理官、刑事法制管理官室の参事官、刑事法制企画官、そして刑事局のすべての局付が出席して、罰則審査委員会を開いています。

この罰則審査委員会は、今御指摘があったとおり、罰則審査に当たって問題となった点や留意すべき事項について、局付に発表してもらい、意見交換等を通じて、その情報を共有するとともに、局内の意思統一を図ることなどを目的としています。

白鳥 今年は、9月下旬に罰則審査委員会を開催しましたが、例年どおり、実際になされた法案審議の内容を基にして、罰則の必要性、構成要件の規定の在り方、経過措置の要否、刑事局の所掌事務等への影響を踏まえた協議の在り方などといった問題について、先輩局付から後輩局付に対する指摘も含めて活発な意見交換が行われました。

佐藤 罰則審査委員会での意見交換等を通じて、各局付が情報を共有することにより、今後の罰則審査がより的確かつスムーズに行われるといった効果が期待されます。罰則審査については、当該法令案の閣議決定予定日との関係で、迅速な対応を要求されることもあります。各局付は、必要に応じ上司に報告するなどして、速やかに方針を定め、適切に協議を行い、適正な刑事罰則の整備に努めてもらいたいと考えています。

7 罰則の定めのある条例

上富 罰則の定めのある条例の制定や改廃については、各地検から刑事局に報告や照会がなされたものについて、様々な観点からその内容を検討し、問題点があれば各地検に対して指摘していますね。

堀 はい。条例の罰則に問題があると、捜査・公判に支障が生じ、期待された規制の実効性が確保されないことにもなりかねません。

また、そのような罰則の定めが先例となることも予想されますので、検察官が

行う条例の審査は非常に重要です。

そして、条例の内容を検討する際には、①規制目的の正当性、規制手段の合理性・必要性等の観点から見て憲法に違反しないか、②法律に抵触しないか、③罰則を設ける必要性・合理性があるか、④構成要件は明確かつ妥当か、⑤ある行為を直接処罰する直罰とすべきか、それとも、行政命令によって是正を図り、その命令違反を処罰する間接罰とすべきか、⑥罪刑の均衡の観点から見て法定刑は適当か、⑦地方自治法第14条第3項が定める法定刑の上限を超えていないか、⑧他の法令と比較して刑罰の均衡が保たれているか、⑨罰則の適用に関する経過規定に問題はないかなどの点に留意する必要があります。

佐藤 条例の審査を行う上で参考になる文献としてどのようなものがありますか。

三谷 条例の審査については、「罰則の定めのある条例審査のQ&A」(検察月報抄録第14号)、「罰則の定めのある条例審査について」(検察月報抄録第15号)に加えて、近年、当室で執筆し、検察月報に掲載した「罰則の定めのある条例について」(検察月報第640号)、「いわゆる暴力団排除条例の審査について」(検察月報第645号)、「環境関連条例の審査について」(検察月報第651号)や「屋外広告物条例の審査について」(検察月報第654号)があります。

岩尾 条例については、制定後にその内容を知ってびっくりすることもあります。そのような条例が制定されないようにするため、制定前に、問題のありそうな条例についてはしっかりと対応してほしいと思います。

8 医療観察法関係

上富 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、いわゆる医療観察法については、法律の附則で、施行状況の検討等が求められていましたね。

玉本将之局付 はい。政府は、施行後5年を経過した場合において、施行状況を国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、法制の整備等所要の措置を講じるものとされてきました。そこで、平成22年11月の国会報告の後、当局刑事課、当省保護局及び厚生労働省社会・援護局

と連携して、医療観察法の施行状況についての検討を行い、本年7月31日、検討結果を取りまとめて公表しました。

保坂和人参事官 医療観察制度は、これまでの状況を見る限り、検察の現場を始めとする関係者の尽力によって、円滑に運用されてきており、検討結果においても、現時点において早急に法改正をすべきものとは認められないとされたところです。

岩尾 施行状況についてのいわゆる5年後検討は一段落しましたが、医療観察制度の現状についてはいくつかの課題も指摘されていることから、引き続き、医療観察法の運用状況を注視していく必要がありますね。

9 被害者関係

上富 犯罪被害者関係でも、今年は動きがありましたね。

白鳥 平成23年3月に、第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、被害者参加人への旅費等の支給に関する検討について、「2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する」などとされました。当室では、各地検の御協力を得て昨年11月から実施した被害者に対するアンケートにより得られた結果等を踏まえ、法テラスを所管する司法法制部等の関係部署・機関等とも協議を行いました。その結果、公判期日に出席した被害者参加人は、裁判所を経由して請求書等の必要書類を法テラスに提出し、法テラスから旅費等の支給を受ける制度とするという方針について意見の一致がみられましたので、現在、この方針に従い、次期通常国会に法律案を提出するべく準備をしているところです。

岩尾 被害者参加人への旅費等の支給制度については、被害者参加の申出を受ける立場にある検察でも、被害者等への支援の一環として、制度の事前説明を行うなどといった対応が必要となるでしょうね。

佐藤 犯罪被害者関係では、被害者参加制度や損害賠償命令制度が導入されて4年が経ちましたが、これらの施行状況についての検討はどうなっていますか。

三谷 はい。平成19年に成立した被害者参加制度の導入等を内容とする、いわゆる被害者刑事訴訟法の附則では、施行後3年を経過した場合、これは昨年12月1日をもって経過しましたが、「施行の状況について検討を加え、必要があると認める

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ともとされています。当室では、昨年11月から実施した先ほどのアンケートのほか、本年6月から7月にかけて犯罪被害者団体等を対象としてヒアリングを行いました。ヒアリングの結果は法務省のホームページに掲載されていますが、これらを基に、現在、その検討作業を行っているところです。

10 少年法関係

上富 少年法関係でも、今年は動きがありましたね。

佐藤 はい。少年法については、本年9月7日、法務大臣から法制審議会に対し、「少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るための法整備に関する諮問」が行われ、現在、法制審議会の下に設けられた少年法部会において調査・審議が進められています。

上富 どのような経緯によってこのような諮問に至ったのですか。

松本 平成20年改正少年法の附則では、法律の施行後3年を経過した場合、「施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされていたことから、法務省において、その見直しの要否及びその他少年法について改正を要する事項について意見交換を行うため、「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」を開催しました。この意見交換会では、刑事法学者や被害者関係団体のほか、日弁連、最高裁、法務省の各関係者が出席し、本年3月から7月までの間、6回にわたる議論が行われました。

この意見交換会の結果や、本年7月に犯罪対策閣僚会議において取りまとめられた「再犯防止に向けた総合対策」等を踏まえて検討した結果、少年審判手続における一層の事実認定の適正化等、少年審判手続のより一層の適正化・充実化を図るため、国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大を行うとともに、少年の刑事裁判における科刑の適正化を図るため、少年に対する刑事処分に関する規定の見直しの必要があると考えて、諮問に至ったものです。意見交換会や少年法部会での議論の内容については、法務省ホームページを参照していただきたいと思います。

上富 諮問に付された要綱(骨子)のおおまかな内容について、説明して下さい。

概 その概要については図を御覧いただきたいのですが、まず、現行法においては、国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及びこれ以外で「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」とされていますが、要綱（骨子）では、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」にまで拡大することにしています。また、少年に対する刑事処分に関する規定の見直しについてですが、犯行時18歳未満の者を無期刑により処断する場合の緩和刑の範囲について、その緩和された有期刑の上限を現行法の15年から20年に引き上げるほか、不定期刑の長期と短期の上限をそれぞれ10年と5年から、15年と10年に引き上げることにしています。

少年法改正に関する法制審議会への諮問要綱（骨子）の概要

第1 国選付添人制度・検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大

現行法	改正後
○ 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（殺人など） ○ 死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役	○ 死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪（窃盗、傷害などが新たに対象となる） ※ 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪は全て上記に含

※ 国選付添人の選任、検察官関与の決定はともに裁判所が必要と認めた場合に行われる（ただし、検察官関与決定がされた場合は必ず付添人が選任される）

第2 少年刑の規定の見直し

1 少年に対する不定期刑の長期及び短期の上限の引き上げ

現行法	改正後
・ 長期の上限：10年 ・ 短期の上限：5年	・ 長期の上限：15年 ・ 短期の上限：10年

※ 少年に対する懲役、禁錮刑は、一定の場合「5年以上10年以下の懲役」などという形の不定期刑となる

2 その他

少年法部会は、現在までに、3回の会議を重ねていますが、その議論の中に、この要綱（骨子）に記載されていた事項のほかにも少年の刑事処分に関する規定について見直すべきである旨の意見もあったことから、要綱（骨子）やこのような議論を踏まえて、少年の刑事事件に関する規定の見直しについての事務局試案が作成され、本年12月17日に開催された第3回会議に提出されたところです。

上富 事務局試案の内容について、説明してください。

三谷 はい。事務局試案のうち、要綱（骨子）と重複している部分以外の内容を説明します。

まず、現行法の不定期刑の要件について、「長期3年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきとき」のうち「長期3年以上」という要件を外し、「有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきとき」としています。これによって、少年に対して実刑を科すときは、犯行時18歳未満の者を無期刑により処断する場合の緩和刑を科す場合を除いては、全て不定期刑を科すということになります。

次に、不定期刑の長期と短期の幅について、「長期から5年を減じた期間（長期が10年を超えるときは、長期の2分の1）を下回らない範囲内」という制限を設けることとしました。

そして、不定期刑の短期については、個別具体的な事案において必要な場合には例外的に処断刑の短期の2分の1及び長期から5年を減じた期間（長期が10年を超えるときは、長期の2分の1）を下回らない範囲内において定めることとしました。

岩尾 法制審議会での審議が終了した後は、その答申を踏まえ、法律案の策定などの準備をできる限り速やかに行うことになります。今回の少年法の改正は、検察実務上も影響が大きいと思いますので、今後の動向にも注意していただきたいと思います。

11 自動車運転に係る死傷事犯関係

上富 自動車運転に係る死傷事犯関係でも、今年動きがありましたね。

保坂 自動車運転に係る死傷事犯関係については、本年9月7日、法務大臣から法制審議会に対し、「自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に

即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がなされ、現在、法制審議会刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会で、調査・審議が行われています。

上富 諮問に至る経緯について、説明して下さい。

千葉陽一局付 自動車運転による交通死傷事犯数及びその死傷者数は、平成16年をピークに減少傾向にありますが、依然として、無免許運転や飲酒運転など悪質・危険な運転行為による交通死傷事犯が少なからず発生しています。自動車運転による交通死傷事犯に対しては、危険運転致死傷罪や自動車運転過失致死傷罪が適用されてきましたが、危険運転致死傷罪が適用されず、自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機として、危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪の構成要件や法定刑が国民の意識に合致していないとして、罰則の整備を求める御意見が見られるようになりました。

こうした自動車運転による交通死傷事犯の実情や御意見に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則整備を行う必要があることから、諮問に至ったという経緯です。

武藤雅光局付 部会は、平成24年10月2日に第1回の会議が開催され、期日外に、2日間にわたり被害者団体からのヒアリングも実施されました。現在までに合計4回の会議が開催されており、今後も会議を行う予定です。

岩尾 この法整備は、国民の関心が高いところであり、今後、法制審議会からの答申を踏まえて、できるだけ速やかに所要の法律案の策定を行う必要がありますね。

12 おわりに

上富 皆さんから御紹介いただいたように、刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動関係や現在法制審議会が審議中の少年法の一部改正、交通死傷事犯に対する罰則整備などについては、来年も引き続き種々の作業が必要になると考えられるほか、その他の問題についても、引き続き密度の濃い議論、検討が続けられるものと考えられ、相当多忙な一年になることと思います。心身の健康に留意し、刑事法制管理官室らしく元気よく、皆で知恵を絞って諸課題に取り組んでいきましょう。

第6 刑事司法制度改革本部関係

1 刑事司法制度改革本部の業務概観	145
2 特別部会における審議状況（前半）	146
3 国内外の視察状況	146
4 特別部会における審議状況（後半）	147
5 今後の審議予定	151
6 おわりに	152

第6 刑事司法制度改革本部関係

1 刑事司法制度改革本部の業務概観

上富敏伸刑事法制管理官 今年最後の定例ミーティングを始めます。本日は、この刑事司法制度改革本部の1年を振り返りながら、来年の課題についても考えたいと思います。まずは、当本部が行ってきた業務について概括しておきましょう。

上野正史参事官 当本部は、新たな刑事司法制度の構築に向けた検討や立案を行うことを本務としており、現在の主たる業務は、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の事務当局として、その議事運営を行うことです。もっとも、その特別部会での議論が充実したものとなり、在るべき刑事司法制度の構築が適切に進められていくためには、事務当局として、様々な検討作業が必要となります。

吉川崇参事官 つまり、特別部会における議論に並行して、実務における現行制度の運用状況、外国法制等についての調査を行うとともに、法曹三者、刑事法研究者などとの意見交換等により、どのような制度があり得べきか、どのような制度改革が必要か、それら各制度の組み合わせが適切かなどを検討しつつ、特別部会のための資料を作成し、委員・幹事の方々に御説明して御意見を伺いながら、議事運営を行っていく必要があります。

保坂和人参事官 一般的に刑事法に関する法制審は、具体的な制度案について諮問がなされ、それについて審議いただくということが多いのですが、今回の特別部会は、新たな刑事司法制度の構築という、概括的で極めて幅広い諮問内容であり、審議をしていただきながら具体的な制度を作り上げていくこと、そして、これに事務当局がうまく助力していくことが必要とされており、それがこの特別部会において非常に難しい点ですね。

岩尾信行官房審議官 各参事官と局付においては、それぞれが担当する論点について、そのように多角的な検討を進めながら、特別部会の審議に対応してきたということですね。

武藤雅光局付 各論点はどれも重い内容ですし、また、他の論点との関係も意識しないといけませんので、検討は容易ではありません。また、当本部において

は、各参事官と局付には法制管理官室等における業務も割り当てられていますし、保坂参事官と私は、10月から、法制審議会「自動車運転に係る死傷事犯関係部会」の議事運営や立案作業も担当しています。

2 特別部会における審議状況(前半)

上富 それでは、特別部会における審議の状況を振り返ってみましょう。今年は、第6回会議から第17回会議までの合計12回の会議が開催され、実質的な議論が行われましたね。

唐澤英城局付 議論としては、まず前半として、1月の第6回部会から7月の第12回部会までに、現行の刑事司法制度における問題点の指摘やそれに対する異論や反論等も含めて、いわば1巡目の議論が行われました。

岡本章局付 この特別部会においては、実務家や刑事法の専門家のみならず、一般有識者の方々も委員となっており、この1巡目の議論においては、刑事司法制度全般について、様々な意見が示されました。例えば、刑事訴訟法1条に規定される「事案の真相を明らかにし」の意義や、その規定の必要性についてまでも議論が及びました。このような議論を通じて、特別部会の委員等の間には、もちろん見解の違いはあるものの、現在の刑事司法制度に関する問題点として指摘される事項について、ある程度の共通認識が醸成され、徐々に重点的に議論すべき論点が絞られていきました。

玉本将之局付 また、昨年に特別部会が立ち上がった当初は、一部の委員等から、取調べの録音・録画のみを先行して議論して制度化を進めるべきとの意見も示されましたが、本年の議論の過程において、全体としての刑事司法制度がうまく機能するように、取調べの録音・録画のみならず、他の制度も含めて一体的に議論するという方向で意思統一ができたと思います。

3 国内外の視察状況

上富 さらに、この前半の時期には、特別部会の委員・幹事による国内そして海外における視察などもなされましたね。

南部晋太郎局付 1月には、福岡県警察小倉北警察署、北九州市役所、北九州自立更生促進センター、日本司法支援センター福岡事務所、門司税関福岡空港税

関支署及び福岡刑務所を訪問しました。特に、暴力団対策に奮闘している北九州市長からの切実な声や、暴力団犯罪の捜査・公判に従事している検察官や警察官からの説明により、委員・幹事の方々には、組織犯罪の実態やその捜査の困難性についての御理解が深まったのではないかと思います。

早瀬宏毅局付 また、3月には、東京地方裁判所において行われた裁判員裁判のうちの3つの事件及び裁判員裁判以外の2つの事件を対象として、委員及び幹事の希望により、公判傍聴を行いました。とりわけ一般有識者の委員の方々にとっては、現在の裁判制度についての具体的なイメージをお持ちいただけるよい機会となり、好評でした。

岩尾 福岡における視察の際には、福岡高検、地検の方々に、また、裁判傍聴においては、東京地検の方々に大変な御協力をいただきました。改めて御礼を申し上げる次第です。

上野 9月から10月にかけては、諸外国の司法制度を調査することを目的として、委員・幹事の方々の希望により、欧州・アメリカ・韓国の3つのグループに分かれて視察を行いました。

南部 欧州では、イタリアにおいて、ローマ地方検察庁、ローマ地方裁判所、ローマ弁護士会及びイタリア内務省警察総局の視察を行い、フランスにおいては、パリ大審裁判所、パリ大審裁判所検事局、パリ弁護士会、パリ第5区警察署の視察を行いました。イタリア、フランスとも、通信傍受や会話傍受など、多様な捜査手法を活用している点が特に印象的でした。中でも、ローマ地検の傍受施設では、大部屋に100近くのブースが設置され、視察時点で約2千件の通信傍受が同時に実施されており、イタリアの捜査において通信傍受等が果たしている役割の重要性を理解しました。

大原義宏局付 アメリカでは、ワシントンDCにおいて、司法省刑事局詐欺部、同局国際組織犯罪等担当顧問等、連邦捜査局(FBI)から、連邦の法制度、実務について説明を受け、DC地区上級裁判所、DC地区連邦検事局、DC地区首都警察本部、DC地区公設弁護人事務所から、DCの法制度、実務を中心に説明を受けました。連邦の大規模な経済犯罪や組織犯罪等の捜査において、司法取引、通信傍受等の捜査手法が有効に活用され、機能していることが分かりましたし、

DC地区においては一定の重大犯罪について取調べの録音・録画が義務付けられています。その詳細な説明を受けるとともに取調室や録音・録画機器の視察も行うことで、制度、運用の実情を把握することができました。

唐澤 韓国では、大検察庁、ソウル中央地方検察庁、法務部ソウル中央地方法院、ソチョ警察署、大韓弁護士協会を視察しました。韓国では、近時、取調べの録音・録画制度、取調べへの弁護人の立会制度の導入を始めとして、急速に刑事法の改正が進められ、さらに、様々な改正案の提出が予定されていますが、韓国国内では、これらを積極的に評価する声もあれば、拙速な改正を懸念する声もありました。私たちとしても、新たな刑事司法制度を構築するに当たり、スピード感を意識しながらも、配慮の行き届いた検討を行う必要があると実感しました。

南部 これら海外視察の報告書につきましては、法務省ホームページの特別部会の項目にアップしています。

吉川 外国における個々の制度は、その国の刑事司法制度全体の有り様、そして、社会制度全体と連関して成り立っていますので、個々の制度を取り上げて、日本の制度と単純に比較することは意義に乏しいと思われますが、視察によって、その国の刑事司法制度全体を概観しながら、その中で機能している各制度やその運用を確認できたことは、今後の特別部会における議論にとって、非常に意義のあることでした。

4 特別部会における審議状況(後半)

上富 今年前半、つまり第12回会議までの、いわば一巡目の審議の結果として、新たな刑事司法制度の構築に向けて、更に議論が必要となる事項がある程度絞り込まれてきました。これにより、9月に開催された第13回会議の冒頭において、今後重点的に検討すべき具体的論点を整理することができましたね。

隄良行局付 その具体的論点が、「取調べの録音・録画制度」、「有罪答弁制度（自白事件を簡易迅速に処理するための制度）」、「刑の減免制度、協議・合意制度、刑事免責」、「被疑者・被告人の身柄拘束、出頭確保の在り方」、「取調べへの弁護人立会い」、「通信傍受の合理化・効率化、会話傍受」、「証拠開示制度」、「被疑者国選弁護制度の拡充」、「被告人から真実の供述を得るための方策」、「司法の機能を

妨害する行為に対する制裁の在り方等」、「いわゆる2号書面制度」、「証人及び被害者の保護等のための施策」及び「その他（事実認定と量刑に関する手続の在り方等）」でした。

坂元文彦局付 これら論点については、1巡目の議論、そして、国内外の視察結果等をも踏まえて、第13回会議から第17回会議までをかけて、活発な議論が行われました。

上富 それでは、これらの論点のうちの主なものについて、これまでの審議内容を振り返り、それぞれの論点についての今後の検討課題について考えてみましょう。

五本 まず、取調べの録音・録画については、その制度化を前提として議論がなされました。考えられる制度の枠組みとしては、録音・録画を捜査機関の行為義務とする考え方を支持する意見、さらに、原則として全過程の録音・録画を義務付けるのであれば、試行が進んでいる裁判員裁判対象事件の身柄事件を制度化の対象とすべきとの意見が比較的多く示されました。他方で、最高検察庁から公表された取調べの録音・録画の試行の検証結果等をも踏まえ、録音・録画の弊害を回避するために適切な例外事由が設けられるべきとの意見、全過程の録音・録画を義務付ける制度の導入は、適切な例外事由を設けることができることが前提であるとの意見が示されました。今後は、例外事由の範囲をどのように画していくことが可能なのかということが大きな課題となろうかと思われます。

早淵 取調べへの過度の依存から脱却しつつ刑事司法の機能を維持するためには、供述収集手段を多様化し、被疑者が自発的に供述を行う動機付けとなるような制度が必要と考えられます。そのための制度として、自己又は他人の犯罪事実を明らかにするための重要な協力をした場合に刑の減免が受けられるとする「刑の減免制度」、検察官が弁護人との間で、捜査・公判協力と引換えに処分・量刑上の恩典付与に合意できるとする「協議・合意制度」などが議論されています。これらの制度については、虚偽の引き込み供述を誘発するおそれがあるなどの懸念もあるところですが、供述を得るために適切かつ有効に機能する場面があると考えられますので、今後より具体的な制度の在り方を検討していくこととなろうかと思われます。

大原 通信傍受に関しては、現行制度上の対象犯罪が限定的であるため、振り込み詐欺や組織的窃盗等に対応できておらず、対象犯罪を拡大する必要性があること、立会人等の現行法上の手続を技術的措置によって代替して合理化すべきとの見解が示され、大方の賛同を得ましたが、弁護士会の委員等からは慎重論も示されました。今後は、対象犯罪をどの範囲まで広げることの合理性があるのか、技術的措置により本当にこれまでの手続に代替できるのかなどを見極めつつ、検討を進めていくこととなると思われます。

坂元 証拠開示に関しては、捜査機関の開示漏れに対する懸念等から、いわゆる事前全面開示やリスト開示を制度として導入すべきとの意見がありました。これに対しては、現行制度は、必要な証拠は開示される仕組みとなっており制度として問題はないし、証拠開示と争点整理との連動は維持されるべきであるなどとの反論がなされました。その中で、現行制度の仕組みを維持しつつも、一定の範囲でのリストの作成・開示がなされてもいいのではないかと意見も少なくなく、今後は、この点について更に検討がなされることとなると思われます。

隠 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方に関しては、現在の運用においては、安易に、又は不必要な身柄拘束がなされ、それが自白に向けた圧力となっているのではないかと問題意識を前提にして、勾留・保釈要件の見直しや身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となる規定を設けるべきとの意見、あるいは、勾留と在宅の間の中間的な処分や起訴前保釈の制度を設けるべきとの意見が示されました。これらに対しては、新たな規定や制度を設ける必要性を疑問視する意見だけでなく、逃亡・罪証隠滅の防止の実効的な担保や被疑者の出頭確保という観点からの異論もあるところであり、今後、採否を含めたより具体的な検討が必要と思われます。

武藤 被疑者国選弁護制度に関しては、対象事件を全身柄事件に拡大すべきとの意見が示されていますが、弁護士の地域的偏在の問題も含む対応態勢や、公費負担の合理性・現実的可能性についてより緻密な議論を行うべきであるとの指摘がなされているところです。

岡本 証人及び被害者の保護等のための施策に関しては、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、証拠開示や公判手続における証人に関する情報の保護、証

人の安全の保護などに関する議論が行われました。刑事手続において被害者を含む証人の負担軽減や安全確保のために更なる方策を講じる方向性自体には異論がなく、今後は、被告人の防御への影響を含め、各施策について指摘された課題や懸念も踏まえつつ、より具体的な検討が必要と思われます。

隠 被告人から真実の供述を得るための方策に関しては、被告人に証人適格を認めて偽証罪を適用するものとするなど、被告人の公判廷での虚偽供述を処罰の対象とすべきであるとの意見が示される一方、防御の影響等の観点からの異論も示され、議論が行われました。また、「司法の機能を妨害する行為に対する制裁の在り方等」については、証拠隠滅等の罪や、証人不出頭罪、宣誓・証言拒絶罪の法定刑の引き上げ、証人の勾引要件の緩和等についての議論が行われました。いずれについても、今後、実務的・専門的観点も踏まえた更に具体的な検討が必要と思われます。

岡本 自白事件を簡易迅速に処理するための制度についても議論されました。これについては、捜査の迅速化・簡略化をもたらす制度でなければ意味がないとの意見が多く示されましたが、現行の即決裁判手続が必ずしも多く利用されていないことに照らして、どのような制度であれば、捜査の迅速化・簡略化が実現できるのか、一定の実刑事案も対象とする形でうまく機能する制度ができるのかなど、今後の具体的な検討において解決すべき課題が残っています。

保坂 これまでの議論によって、具体的な制度設計を進めるべきものや、制度を導入するか否かを更に議論するため具体的な制度の在り方を議論すべきもの、あるいは、将来的な課題として整理すべきものなど、各論点についての今後の検討の方向性が見えてきたと言えるでしょうね。

5 今後の審議予定

上富 そして、来年は、いよいよ具体的な制度設計に踏み出していく年になりますね。

早瀬 特別部会においては、来年1月に予定されている第18回会議及び第19回会議により、「基本構想」を策定することとされています。この「基本構想」は、新たな刑事司法制度において導入すべきと考えられる個々の制度の大枠を示し、そ

の後の具体的な制度設計の指針となるものとして策定しようとするものであり、それまでの審議の中間的な取りまとめとしての意義を有するものです。そして、「基本構想」を策定した後は、これに沿って、具体的な制度設計に向けての議論を進めていくことが予定されています。

吉川 もっとも、ここでの留意点は、「基本構想」に記載される論点について、その全てが、今後の制度化あるいは法改正の対象として確定するというのではなく、これら論点について、具体的な制度案等を作成しながら、更に特別部会で詰めた議論を行い、その上で、最終的な判断が行われていくということになります。

上野 特別部会の委員・幹事は合計40名であり、しかも様々な立場の方々により構成されていますので、当然のことながら、必ずしも意見が一致しておらず、「基本構想」の取りまとめには困難が予想されます。しかし、まずは、全ての委員等の合意の上で、なんとかこれを取りまとめ、具体的な制度設計という次の段階に進んでいく必要がありますね。

6 おわりに

岩尾 年明けから、特別部会は更に重要な局面を迎えることになります。当本部に在籍する者一同、引き続き、在るべき刑事司法制度を見据え、その実現に向けて、一步一步努力することを確認し、今年最後の定例ミーティングを終わりたいと思います。

※ 本稿に係る定例ミーティング後、平成25年1月29日に開催された第19回会議において、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」が取りまとめられた。これについては、法務省ホームページに掲載しており、参考としていただきたい。

付

録

1 主な審議法案（罰則審査）	155
2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について	159
(1) 国際会議	159
(2) 主要国際条約・協定	161
3 会同・協議会等	162

付 録

1 主な審議法案（罰則審査）

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成24年1月10日	関税定率法等の一部を改正する法律案	財 務 省	刑 事 課
平成24年1月11日	児童手当法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成24年1月13日	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案及び原子力安全調査委員会設置法案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室
平成24年1月13日	復興庁組織令案、復興推進会議令案、復興推進委員会令案、復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令案及び復興庁設置法の施行期日を定める政令案	内 閣 官 房	総 務 課
平成24年1月18日	経済社会の持続的な発展のための新たな課題への対応に資する特定事業の促進に関する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成24年1月19日	災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成24年1月26日	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案	金 融 庁	刑 事 課
平成24年1月27日	消費者安全法の一部を改正する法律案	消 費 者 庁	刑事法制管理官室
平成24年2月1日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室
平成24年2月2日	地方公共団体情報システム機構法案	総 務 省	総 務 課
平成24年2月3日	消防法の一部を改正する法律案	消 防 庁	総 務 課
平成24年2月6日	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案	警 察 庁	刑 事 課
平成24年2月6日	船員法の一部を改正する法律案	国土交通省	公 安 課
平成24年2月7日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省 海上保安庁	刑事法制管理官室
平成24年2月10日	都市の低炭素化の促進に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成24年 2月13日	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案 (仮称)	国土交通省	刑事法制管理官室
平成24年 2月13日	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	警 察 庁	公 安 課
平成24年 2月13日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	内 閣 府	総 務 課
平成24年 2月14日	中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成24年 2月16日	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成24年 2月16日	電波法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成24年 2月17日	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成24年 2月17日	エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成24年 2月17日	少年院法案、少年鑑別所法案及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法 務 省	刑事法制管理官室
平成24年 2月20日	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案	消費者庁	刑 事 課
平成24年 2月20日	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	法 務 省	刑事法制管理官室
平成24年 2月22日	使用済小型電気機械器具の再資源化の促進に関する法律案	環 境 省	刑 事 課
平成24年 2月24日	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案	法 務 省 外 務 省	刑事法制管理官室
平成24年 2月24日	金融商品取引法等の一部を改正する法律案	金 融 庁	刑 事 課
平成24年 2月24日	著作権法の一部を改正する法律案	文 化 庁	刑 事 課
平成24年 2月24日	新型インフルエンザ等対策特別措置法案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成24年 2月27日	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令案	警 察 庁	公 安 課
平成24年 2月28日	子ども・子育て支援法案、総合こども園法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	内 閣 府 文部科学省 厚生労働省	刑事法制管理官室
平成24年 2月28日	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成24年 3月 5日	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成24年 3月 6日	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案	警 察 庁	公 安 課
平成24年 3月 9日	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案	総 務 省	総 務 課
平成24年 3月28日	死因究明等の推進に関する法律案	警 察 庁	刑 事 課
平成24年 3月28日	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案	警 察 庁	刑 事 課
平成24年 4月 2日	人権委員会による人権擁護施策の推進に関する法律案(仮称)及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案(仮称)	法 務 省	刑事法制管理官室
平成24年 4月20日	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室
平成24年 5月 2日	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の確保に関する法律案	参議院法制局	公 安 課
平成24年 6月15日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成24年 7月19日	年金生活者支援給付金の支給に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成24年 8月14日	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案	環 境 省	刑 事 課

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成24年8月20日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案について	厚生労働省	公 安 課
平成24年8月31日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成24年8月31日	麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成24年9月25日	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	警 察 庁	公 安 課
平成24年10月1日	国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案について	外 務 省	公 安 課
平成24年10月19日	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
平成24年10月23日	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	警 察 庁	公 安 課
平成24年11月1日	地方公務員法の一部改正及び地方公務員の労働関係に関する法律案	総 務 省	総 務 課
平成24年11月7日	検疫法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成24年12月13日	消防法施行令の一部を改正する政令案	消 防 庁	総 務 課
平成24年12月17日	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	警 察 庁	公 安 課

2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について

(1) 国際会議

会 同 ・ 会 議 名	開催日	場 所	出席者
FATF全体会合	1.9～1.13	パリ (フランス)	上野刑事局付
グローバル・テロ対策フォーラム /刑事司法・法の支配作業部会	2.7～2.8	ラバト (モロッコ)	山内国際刑事企画官、松 居刑事局付
FATF全体会合	2.13～2.17	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官、上 野刑事局付
G8ローマ・リヨン・グループ (2月) 会合	2.22～2.23	ワシントンD.C. (アメリカ)	補刑事局付
G20腐敗対策作業部会	2.28～2.29	ロンドン (イギリス)	上野刑事局付
OECD贈賄作業部会(3月) 会合	3.13～3.16	パリ (フランス)	池田刑事局付
G20腐敗対策作業部会	4.16～4.18	プエルト・バジャルタ (メキシコ)	上野刑事局付
第21回国連犯罪防止刑事司法委員 会(コミッション)	4.20～4.27	ウィーン (オーストリア)	幕田最高検刑事部長、神 村国際課長、山内国際刑 事企画官、補刑事局付、 朝火刑事局付
ICAO(東京条約の現代化に關する 法律小委員会)	5.22～5.25	モントリオール (カナダ)	朝火刑事局付
グローバル・テロ対策フォーラム /刑事司法・法の支配作業部会	5.23～5.24	ハーグ (オランダ)	山内国際刑事企画官
サイバー犯罪条約委員会	6.4～6.5	ストラスブール (フランス)	山内国際刑事企画官
欧州評議会(オクトパス会議)	6.6～6.8	ストラスブール (フランス)	山内国際刑事企画官
OECD贈賄作業部会(6月) 会合	6.12～6.15	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官、朝 火刑事局付
OECD税と犯罪に関するフォーラ ム	6.14～6.15	ローマ (イタリア)	上野刑事局付
FATF全体会合	6.18～6.22	ローマ (イタリア)	山内国際刑事企画官、上 野刑事局付

PCSC日米協議	6.21～6.22	ワシントンD.C. (アメリカ)	神村国際課長、楠刑事局付
UNODC主催ASEAN刑事共助ワークショップ	7.11～7.12	バンコク (タイ)	楠刑事局付、豊田国際第一係長
アジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループ年次会合	7.16～7.20	ブリスベン (オーストラリア)	上野刑事局付
経済犯罪に関する国際シンポジウム	9.2～9.3	ケンブリッジ (イギリス)	稲田刑事局長、山内国際刑事企画官
FATF中間会合	9.4～9.7	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官、石田刑事局付
第1回財産回復アラブ・フォーラム	9.11～9.13	ドーハ (カタール)	山内国際刑事企画官、石田刑事局付
OECD贈賄作業部会(10月)会合	10.8～10.12	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官、朝火刑事局付
G20腐敗対策作業部会	10.11～10.12	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官、石田刑事局付
FATF全体会合	10.13～10.19	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官、石田刑事局付
TOC締約国会議	10.15～10.19	ウィーン (オーストリア)	朝火刑事局付
IAP年次総会	10.28～11.2	バンコク (タイ)	松井最高検刑事部長、朝火刑事局付
国連人権理事会作業部会によるUPR対日審査	10.31～11.2	ジュネーブ (スイス)	楠刑事局付、平井国際第二係員
ICAO(東京条約の現代化に関する法律小委員会)	12.3～12.7	モントリオール (カナダ)	朝火刑事局付
サイバー犯罪条約締約国委員会	12.5～12.6	ストラスブール (フランス)	山内国際刑事企画官
FATF中間会合	12.10～12.14	ルクセンブルク (ルクセンブルク)	石田刑事局付
OECD贈賄作業部会(12月)会合	12.10～12.14	パリ (フランス)	名取刑事課長、山内国際刑事企画官、朝火刑事局付

(2) 主要国際条約・協定

条約・協定名	平成24年の進捗
1 日スイス刑事共助条約	次回協議に向けて作業中
2 日中犯罪人引渡条約	次回正式交渉に向けて作業中
3 国際組織犯罪防止条約	第156回国会で締結承認済み(締結に向け検討中)。
4 国際組織犯罪防止条約補足銃器議定書	署名(平成14年12月9日)後、国会での締結承認を得るため作業中
5 国際組織犯罪防止条約補足人身取引議定書	第162回国会で締結承認済み。
6 国際組織犯罪防止条約補足密入国議定書	第162回国会で締結承認済み。
7 欧州評議会サイバー犯罪に関する条約	発効(平成24年11月1日)
8 拷問等禁止条約選択議定書	締結に向け検討中
9 国連腐敗防止条約	第164回国会で締結承認済み(締結に向け検討中)。
10 核物質防護条約改正	締結に向け検討中
11 海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約(シージャック防止条約)改正	締結に向け検討中
12 障害者権利条約	署名(平成19年9月28日)後、国会での締結承認を得るため作業中
13 マネー・ローンダリング分野におけるF I U当局間の情報交換取極め	アルメニア共和国、アルバ、オランダ王国、ケイマン諸島、コロンビア共和国、スウェーデン王国、台湾、チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、ペルー共和国、モンゴル国、モンテネグロ、レバノン共和国とそれぞれ署名
14 偽装品の取引の防止に関する協定	批准(平成24年10月5日)(未発効)

3. 会同・協議会等

月 日	会同・協議会名	協 議 事 項
2.15,16	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.8	副検事会同	(1) 交通事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応 (2) 最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応
5.22	検察庁会計課長会同	予算執行に当たり、担当課長として考慮すべき事項
6.20,21	通訳人セミナー	
6.14	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
9.11,12	検察官・国税査察官合同中央協議会	具体的事件の資料に基づき、直接国税は脱事犯の諸問題について
9.26	検察長官会同	検察改革のための諸施策の実施状況等を踏まえ、新たな時代における検察運営に当たり考慮すべき事項について
10.9	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
10.16	全国財政経済関係検事会同	最近の財政経済関係事犯の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
10.24,25	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
10.25,26	検務実務家ブロック会同(広島・福岡・高松高検管内)	検察総合情報管理システムの導入に伴う検務事務規程の改正について
10.30	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
11.14,15	検務実務家ブロック会同(東京・仙台高検管内)	検察総合情報管理システムの導入に伴う検務事務規程の改正について
11.27	被害者支援担当者中央研修	被害者支援員又は被害者支援を担当する検察事務官として必要な知識・技能を修得させること
11.28,29	検務実務家ブロック会同(大阪・名古屋・札幌高検管内)	検察総合情報管理システムの導入に伴う検務事務規程の改正について

自 平成24年 1 月 第658号
至 平成24年12月 第669号

検察月報目次

1 特別掲載	166
2 事件報告関係	166
3 調査解説	166
4 外国法制関係	167
5 参考資料関係	167
6 法改正情報関係	169
7 海外司法情勢関係	169
8 刑事に関する国際的潮流関係	170
9 会同記録関係	170
10 訓令・通達等	171
11 回顧と展望	172
12 その他（国会関係など）	172

1 特別掲載

件名	号数・ページ	区分
○ 検察改革の進捗状況	661・3	特別掲載

2 事件報告関係

件名	号数・ページ	区分
	659・5	事件報告
	660・5	事件報告
	661・33	事件報告
	662・5	事件報告
	663・5	事件報告
	665・5	事件報告
	666・5	事件報告
	667・5	事件報告
	668・5	事件報告
	669・5	事件報告

3 調査解説

件名	号数・ページ	区分
○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律	659・25	調査解説
○ 不正競争防止法の一部を改正する法律	662・21	調査解説
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律	666・23	調査解説

4 外国法制関係

件名	号数・ページ	区分
○ 米国の刑事手続における証言獲得のための諸方策	662・83	外国関係
○ 英国における没収制度の法制と実情について（有罪判決を前提としない没収制度の我が国への示唆も含めて）	663・25	外国関係
○ 米国におけるマネー・ロンダリングと前提犯罪について	667・21	外国関係

5 参考資料関係

件名	号数・ページ	区分
○ 内閣府に出向して	660・23	資料解説・参考資料・その他
○ 検察審査会の起訴相当・不起訴不当の議決を経て起訴した事件等調べ等	660・35	資料解説・参考資料・その他
○ 平成22年度検事の外部派遣について	661・45	資料解説・参考資料・その他
○ 被疑者補償規程に基づき立件された事例について	661・69	資料解説・参考資料・その他
○ 講演会速記録「粉飾決算事件の調査と捜査」	661・76	資料解説・参考資料・その他
○ 近年の租税関係罰則の改正等について	661・130	資料解説・参考資料・その他
○ 直接国税は脱犯の法定刑引き上げに伴う求刑の在り方について	661・144	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（1）	661・182	資料解説・参考資料・その他
○ 外務省に出向して	662・185	資料解説・参考資料・その他
○ 外務省総合外交政策局兼国際法局付検事の業務	662・196	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（2）	662・208	資料解説・参考資料・その他
○ 財務省主税局参事官室に出向して～国際的な脱税との「もう1つ」の戦い～	663・95	資料解説・参考資料・その他

件名	号数・ページ	区 分
○ 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会における審議状況について	663・107	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について(3)	663・127	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について(4)	664・5	資料解説・参考資料・その他
○ 検察における取調べの録音・録画についての検証	664・117	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について(5)	665・19	資料解説・参考資料・その他
○ 金融庁への出向検事の業務内容 - 金融検査業務の実態を中心に -	665・100	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について(6)	666・37	資料解説・参考資料・その他
○ 検察庁職員による職務上の過誤調べ	666・154	資料解説・参考資料・その他
○ 平成23年度事務監査結果の概況	666・185	資料解説・参考資料・その他
○ 平成23年度検事の外部派遣について	666・200	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点(その1 時効)	667・75	資料解説・参考資料・その他
○ 平成24年度検事の外部派遣について(再犯防止対策と検察〜更生保護の現場から〜)	667・87	資料解説・参考資料・その他
○ ふれあい広報活動状況について	667・150	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について(7)	668・15	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点(その2 不当勾留)	668・97	資料解説・参考資料・その他
○ 第6回高校生模擬裁判選手権について	668・113	資料解説・参考資料・その他
○ 法科大学院生を対象とした検察庁説明会について	668・176	資料解説・参考資料・その他

件名	号数・ページ	区 分
○ 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況について	668・197	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について(8)	669・17	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点(その3 被害者等通知制度)	669・114	資料解説・参考資料・その他

6 法改正情報関係

件名	号数・ページ	区 分
○ 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律	662・279	法改正情報
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律	663・243	法改正情報
○ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	667・173	法改正情報
○ 消費者安全法の一部を改正する法律	667・174	法改正情報

7 海外司法情勢関係

件名	号数・ページ	区 分
○ リスボン条約発効後のEUの警察協力・刑事司法協力	660・159	外国関係
○ 在外公館レポート〜日独法務・司法省意見交換会を終えて(開催報告)〜	663・247	外国関係
○ 在外公館レポート - 自由権規約委員会の最近の見解から -	665・123	外国関係
○ 日仏捜査実務セミナー	665・156	外国関係

8 刑事に関する国際的潮流関係

件名	号数・ページ	区分
○ 刑事局招へい案件 刑事司法関係セミナー 第1部：刑事司法協力におけるユーロジャストの役割 第2部：腐敗・汚職対策におけるOLAF（欧州不正対策局）の役割	665・259	刑事に関する国際的潮流

9 会同記録関係

件名	号数・ページ	区分
○ 平成23年検務実務家会同概要	659・101	会同記録等
○ サイバー犯罪等担当検事会同	659・118	会同記録等
○ 検察長官会同	661・227	会同記録等
○ 副検事会同	661・238	会同記録等
○ 平成24年度副検事任官者歓迎式について	661・246	会同記録等
○ 検察庁事務局長会同	664・237	会同記録等
○ 通訳人セミナー	666・229	会同記録等
○ 検察庁会計課長会同	666・261	会同記録等
○ 平成24年度検察官・国税査察官合同中央協議会	668・205	会同記録等
○ 検察長官会同	668・249	会同記録等
○ 全国次席検事会同	669・129	会同記録等
○ 組織犯罪担当検事会同	669・139	会同記録等
○ 司法修習生指導担当検事協議会	669・148	会同記録等
○ 全国財政経済係検事会同	669・164	会同記録等
○ 被害者支援担当者中央研修	669・173	会同記録等

10 訓令・通達等

件名	号数・ページ	区分
○ 軍属による公務執行中の犯罪の裁判権行使の在り方について（依命通達）	660・169	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令	661・253	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令の運用等について（依命通達）	661・258	訓令・通達・通知・回答等
○ 昭和43年5月27日付け法務省刑事（総）第397号通達「道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式について」の一部改正について（依命通達）	661・260	訓令・通達・通知・回答等
○ 「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（指示）	661・262	訓令・通達・通知・回答等
○ 「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）	661・265	訓令・通達・通知・回答等
○ 平成17年6月30日付け最高検企第190号当職依命通達「少年事件の簡易送致について」の一部改正について（依命通達）	661・267	訓令・通達・通知・回答等
○ 平成12年3月30日付け最高検企第84号依命通達「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について（依命通達）	661・269	訓令・通達・通知・回答等
○ 平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について（依命通達）	661・272	訓令・通達・通知・回答等
○ 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行について（依命通達）	664・253	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令	664・287	訓令・通達・通知・回答等
○ 証拠品事務規程の一部を改正する訓令	664・312	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程及び証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）	664・371	訓令・通達・通知・回答等

11 回顧と展望

件名	号数・ページ	区分
○ 平成23年の回顧と展望	658・7	回顧と展望

12 その他(国会関係など)

件名	号数・ページ	区分
国会の動き		
○ 平成23年10・11月	659・231	雑報
○ 平成23年12月	660・183	雑報
○ 平成24年1月	661・275	雑報
○ 平成24年2月	662・287	雑報
○ 平成24年3月	663・287	雑報
○ 平成24年4月	664・391	雑報
○ 平成24年5月	665・339	雑報
○ 平成24年6月	666・277	雑報
○ 平成24年7月	667・177	雑報
○ 平成24年8月	668・259	雑報
刑事局の動き		
○ 平成23年11月10日から同24年1月9日まで	659・238	雑報
○ 平成24年1月10日から同年2月9日まで	660・185	雑報
○ 平成24年2月10日から同年3月9日まで	661・277	雑報
○ 平成24年3月10日から同年4月9日まで	662・290	雑報
○ 平成24年4月10日から同年5月9日まで	663・291	雑報
○ 平成24年5月10日から同年6月9日まで	664・392	雑報
○ 平成24年6月10日から同年7月9日まで	665・341	雑報
○ 平成24年7月10日から同年8月9日まで	666・280	雑報
○ 平成24年8月10日から同年9月9日まで	667・180	雑報
○ 平成24年9月10日から同年10月9日まで	668・262	雑報
○ 平成24年10月10日から同年11月9日まで	669・181	雑報

平成25年1月号 編集後記

今月は、毎年恒例の「回顧と展望」をお届けします。平成24年における法務・検察をめぐる動きのほか、現在抱えている課題や今後の見通しなどについて、刑事局各課の座談会形式でまとめました。ただ、一部マンネリに陥っているとの御批判もありますので、例年と比較してかなり改めた部分もあります。御一読いただければと思います。

平成24年は、オウム真理教元信者の特別指名手配犯が逮捕されたことで幕を開け、その後、我が国犯罪史上類を見ない凶悪事件である一連のオウム関連事件について、捜査を終結するという一つの節目を迎えました。そのほかにも、複数の凶悪重大事件の捜査・公判に関して大きな動きがあり、その中には、再審公判で無罪判決が確定した東京電力女性社員殺害事件のように、多くの教訓を残した事件もありました。

法制度関係に目を向けると、取調べの録音・録画制度を含む新たな刑事司法制度の在り方については、法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」における調査・審議がこの1年間で大きく進展しました。今月には、中間報告としての「基本構想」が取りまとめられるに至っています。そのほか、少年法や交通事犯に関し、法制審議会への諮問がなされましたし、裁判員制度や被害者参加制度等に関する検討も行われてきました。

また、検察組織としての取組を見ますと、一連の検察改革において策定された数々の具体策が検察実務に定着しつつあり、特に取調べの録音・録画については、その試行範囲が拡大され、数多くの実績が積み重ねられてきました。加えて、再犯防止等の刑事政策的配慮に関する取組についても、検察全体として様々な検討・取組が行われてきました。

皆様方におかれては、こうした検察をめぐる情勢の変化に対応していくため、常日頃から多くの努力をされているものと思います。我々としては、本誌が皆様方の日々の職務における一助となれるよう、引き続き検察実務に真に役に立つ情報を掲載してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

刑事局総務課長 小山 太士

検 察 月 報

第 670 号

平成25年1月25日発行

発行編集人

法務省刑事局総務課長

小 山 太 士

発 行 所 法 務 省 刑 事 局

千代田区霞が関1-1-1

電話03(3580)4111

【非 売 品】